

# 第4次 志摩市 地域福祉（活動）計画

〈計画の理念〉

誰もがつながりあい自分らしく暮らす志摩市  
～すべての市民に“居場所”のある地域社会をめざして～



令和4年3月

# 第4次 志摩市 地域福祉(活動)計画

# 目次

## 第 1 章

### 本計画の位置づけと基本的な考え方

1

第 1 節 本計画策定の根拠となる法律 1

- (1) 地域福祉の推進の目標
- (2) 地域福祉の推進における地域住民等の役割
- (3) 地域福祉の推進における行政の役割
- (4) 地域福祉の推進の取組みの射程（地域生活課題）

第 2 節 志摩市行政における計画の位置づけ 4

第 3 節 本計画の期間 5

第 4 節 本計画における地域の考え方 6

第 5 節 持続可能な開発目標（S D G s）の取組み 9

## 第 2 章

### 志摩市の地域福祉をとりまく状況 ~計画の背景~

11

第 1 節 統計による志摩市の現状 11

- (1) 人口・世帯構造の推移
- (2) 対象別人口の状況
- (3) 地域福祉活動に関わる状況

第 2 節 『第 3 次計画』の振り返り 27

- (1) 『第 3 次計画』に基づく地域福祉の基本枠組み
- (2) 「地域支援コーディネーター」の達成点と課題
- (3) 「相談支援調整会議」の達成点と課題

第 3 節 『第 4 次計画』の事前調査から見える現状と課題 29

- (1) 事前調査にみる地域生活課題
- (2) 事前調査に見られる地域の資源

## 第 3 章

### 計画の目標とそのための重点施策

35

第 1 節 地域福祉推進の理念 35

- (1) 「誰もがつながりあう」地域社会を目指します
- (2) 「誰もが自分らしく暮らす」地域社会を目指します

第 2 節 計画の重点施策と基本方針 38

- (1) 「地域づくり」のための環境整備
- (2) 「包括的な相談体制」の構築
- (3) 「包括的な支援体制」の構築



## 第4章

### 計画実現のための行動計画

41

第1節 地域福祉推進のための3つの重点施策の行動計画	41
(1) 重点施策「地域づくり」のための行動計画	
(2) 重点施策「包括的な相談体制」のための行動計画	
(3) 重点施策「包括的な支援体制」のための行動計画	
第2節 地域福祉の推進を支える関連分野の取組み	51
(1) 地域福祉推進に関わる福祉4分野の動向	
(2) 地域福祉の推進に関する福祉4分野の事業	
第3節 生活困窮者に対する自立支援の動向	56
(1) 制度の概要	
(2) 市の生活困窮者の状況	
(3) 課題と方針	
第4節 再犯防止等の推進～「志摩市再犯防止推進計画」～	60
(1) 再犯者、刑務所出所者等に係る全国の状況	
(2) 今後の取組み	
第5節 成年後見制度の周知と利用の促進	64
～「志摩市成年後見制度利用促進基本計画」～	
(1) 計画の策定にあたって	
(2) 成年後見制度を取り巻く現状と課題	
(3) 基本目標	
(4) 施策の展開	
第6節 福祉サービスに関する苦情解決窓口の周知と充実	68



## 第5章

### 計画の推進体制、進行管理、評価

69

第1節 計画の推進体制	69
(1) 地域づくり：住民組織の活動のための環境整備の推進体制	
(2) 地域づくり：ボランティア・市民活動のための環境整備の推進体制	
(3) 包括的な相談体制構築の推進体制	
(4) 包括的な支援体制構築の推進体制	
第2節 計画の進行管理～計画のPDCAサイクル～	73
(1) 本計画全体の進行管理	
(2) 重点施策「地域づくり」事業の進行管理	
(3) 重点施策「包括的な相談体制」整備事業の進行管理	
(4) 重点施策「包括的な支援体制」整備事業の進行管理	
第3節 計画の重要事業評価指標（KPI）	76
(1) 地域支援コーディネーターの行動目標	
(2) ボランティアセンターの行動目標	
(3) 相談支援調整会議の行動目標	
(4) 地域福祉推進会議の行動目標	



## 資料編

1. 策定体制	81
2. 計画の推進体制	84
3. 計画策定までの流れ	86
4. 関係法令など	91

## 第4次志摩市地域福祉（活動）計画の策定にあたって



令和4年3月

志摩市長 橋爪 政吉

志摩市では、平成19年に志摩市地域福祉（活動）計画を策定して以降、5年ごとに計画の見直しを行い、「安心して暮らせる志摩市」をつくり上げるため地域のみなさまとともに歩んできました。

このような中、近年わたしたちの地域社会を取り巻く環境は大きく変化しており、人のつながりの希薄化、地域コミュニティの衰退などにより、貧困や差別、介護や子育てなどさまざまな福祉課題が見えにくくなっています。これらの福祉課題の複合化、複雑化にともない、現状のしくみだけでは解決できない問題も生じています。また、令和2年6月に社会福祉法が改正され、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく地域社会の実現が求められています。

このたび策定した「第4次志摩市地域福祉（活動）計画」では、「誰もがつながりあい自分らしく暮らす志摩市」を基本理念として「すべての市民に居場所のある地域社会の構築」を目指すこととしており、これまで築いてきた地域福祉の深化を図り、地域ネットワークの強化や包括的な相談・支援体制の整備を進めることで、本市における地域共生社会の実現に努めてまいります。

市民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「志摩市地域福祉推進審議会」「志摩市地域福祉計画策定委員会」の委員の皆様、アンケート調査や地域座談会、ヒアリング調査、パブリックコメント等にご協力いただきました多くの市民の皆様、企業・事業所・関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

## 第4次志摩市地域福祉（活動）計画の施策策定にあたって



令和4年3月

志摩市社会福祉協議会  
会長 前田 正典

志摩市社会福祉協議会では、第3次計画において、地域との距離を近づけるために地域支援コーディネーターを配置し、「顔の見える関係」づくりを進めてまいりました。その結果、一部において大きな成果を残すことができましたが、市全体ではその浸透に時間を要し、皆様と一緒に地域課題を把握し、解決に向けた取り組みを進めるにはまだまだ不十分な状況です。

今回の4次計画作成では、3次計画の検証結果を踏まえ、地域共生社会の実現を目指す新たな5年計画として、市とともに更なる地域づくり（福祉のまちづくり）の施策策定を様々な角度から検討してまいりました。皆様からは、アンケートや各種座談会を通じて様々な意見をいただきましたが、高齢化・少子化と、人口減少がますます進む中で、担い手不足や生きづらさを抱える人の孤立などの課題が浮き彫りとなりました。

第4次計画の基本理念は、「誰もがつながりあい自分らしく暮らす志摩市」です。新型コロナウイルス感染症が拡大した際、何もわからない不安や恐怖から患者や接触者を孤立させてしまうような動きが懸念されましたが、誰かが助けを必要とするときに地域住民やあらゆる活動主体がその枠を超えてつながり、誰もが自分の居場所を実感できる志摩市であることを目指します。そのために、これまで制度の狭間に埋もれ、支援が行き届かなかった複合的な課題にも制度の縦割りを排し、属性を問わず寄り添える相談体制を構築し、チーム支援を行います。また性差や障がいの有無、年齢や人種に関係なく誰もが地域社会を生きる人として社会に参加できるための支援や、皆様やボランティア団体などが、心が豊かになるような地域づくりを積極的に進められるように支援を行います。志摩市社会福祉協議会では、地域支援コーディネーターが皆様と一緒に地域診断を行う事やボランティアセンターの機能強化、チーム支援への参加協働などを重点事業として取り組みます。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきましたすべての皆様に感謝とお礼を申し上げますとともに、4次計画の目標達成にご協力ををお願い申し上げます。

## 第4次地域福祉（活動）計画策定に関わって



令和4年3月

志摩市地域福祉計画策定委員会

委員長 岡宗 真一郎

志摩市地域福祉（活動）計画策定には第2次計画の時から関わりを持たせて頂きました。

第2次計画では、「小地域での福祉活動の推進」を重点項目に掲げて地域での助け合い、支え合いができる体制作りや仕組み作りを目標に計画を推進し、第3次計画では、地域を小地域、中学校区域、町区域、志摩市の4層構造に分けて、その地域独特の事案、住民の声を吸い上げる地域支援コーディネーターを専任し、アウトリーチ体制の充実を図りました。

第3次計画において市役所では縦割りの弊害をなくすように福祉関係各部署間の横断的つながりの強化を図り、また、志摩市職員と志摩市社会福祉協議会職員が同じ土俵上で互いの特徴を生かしながら市民からの福祉に関わる相談事案に対処する体制も構築できました。新型コロナウイルスの流行で計画した会議・集会などを縮小せざるを得ない状況となりましたが、それでも市役所職員と社協職員が力を合わせて計画を進めて参りました。

第2次計画、第3次計画の推進とそれぞれで得た知見、結果などを基にして、このたび第4次計画を策定しました。計画の策定ではより具体的に、より市民の皆様方に参加して頂けるような仕組み作りを考えることにしました。そのために地域福祉計画策定委員会を3部会に分けて会議を重ね、今、志摩市では何が必要とされているのか、誰に参加して頂けるか、どのような福祉が必要とされているのかを検討しました。そして、そこから志摩市における現在の問題点が明確になって参りました。

結論として、福祉全般の活動に市民の皆様方が積極的に参加して頂けるように、福祉に関するプラットフォームを構築するという考えに至りました。このプラットフォーム上で福祉に関わる方々や市民の皆様方が、職種や世代を越えて互いに手を取り合い協働できるようになれば幸いと思います。

この第4次計画も実際に進めるにあたり色々な問題点が明らかになると想っています。それらをしっかりと把握、検証、解決、さらに実施という具合に本計画を前に進めて参りたいと思います。

市民の皆様方のご協力を頂きこの計画を進めていくことができれば、志摩市独自のより良い地域福祉が実現すると考えています。

## 「第4次志摩市地域福祉（活動）計画」の始まりにあたって



令和4年3月

志摩市地域福祉推進アドバイザー  
三重大大学人文学部 法律経済学科

教授 深井 英喜

この「第4次志摩市地域福祉（活動）計画」は、非常に大きな3つの変化の下で作成されました。

一つは、本書第2章に詳しく見るよう、高齢化と人口流出にともなう志摩市的人口・世帯の変化です。これを端的に表しているのは、本書掲載の図表2-6の年齢別に見た世帯構成の比率です。2021年において志摩市では、高齢者単身世帯（65歳以上）が約25%を占めています。つまり、市内の約4世帯に1世帯は高齢者単身世帯です。今後、ますますこの比率が高まることを考えると、すみ慣れた地域で人々が暮らし続けられる地域社会のあり方を、真剣に考える必要があります。

二つ目は、社会福祉法の改正によって、地域福祉の目標が「地域共生社会の構築」とされたことです。「地域共生社会」の考え方とは、地域の課題を住民が主体的に解決を図る力（互助の力）を、ますます高めることを目指します。行政がその役割を放棄するわけではありませんが、サービスの供給主体ではなく、地域の互助の力が涵養される環境の整備を担うことになります。高齢化と人口流出にともなう人口・世帯構成の変化は、志摩市の地域の互助の力に対して、どちらかと言えばマイナスに影響すると推察されます。そのような中で、法改正によって求められるところに応えていくことが求められています。

そして三つ目は、新型コロナウイルス感染症の流行です。「3密」を避けることが奨励されますが、地域福祉政策では、地域の互助の力を高めるための方策として、むしろ「3密」の関係を作ることを推奨してきました。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中で、どのように地域福祉推進の要となる地域のネットワークを作っていくのか、これからますます議論を深める必要があります。

この3つの変化は、いずれも地域福祉を推進していく上で、非常に大きなものです。そもそも、地域の互助の力が涵養されるような環境の整備を進める、という行政の新たな役割そのものが、行政にとっても初めての行政サービスのあり方だと言って良いと思います。また、新型コロナウイルス感染症を念頭においた、地域のネットワークのあり方もまた、まだ誰も具体的なかたちを思い描いていないだろうと思います。

多くの「新しい変化」をともないつつ、第4次計画の5年間が始まります。多くの関係者の市民の方々が参加し、活発な議論を重ねながら、より良い志摩市の地域社会が構築されていくことを願っています。

## 第1章 本計画の位置づけと基本的な考え方

志摩市では、2007年（平成19年）策定の『第1次志摩市地域福祉（活動）計画』から、行政の地域福祉の推進の基本的な考え方と目標を定める「地域福祉計画」と、地域福祉計画を実現するために取り組んでいく社会福祉協議会の具体的な活動を定める「地域福祉活動計画」とを、一体的に策定してきました。2017年（平成29年）4月に策定した『第3次志摩市地域福祉（活動）計画』（以下、『第3次計画』と略記します）が、2022年（令和4年）3月末にその計画期間を終えるのを受けて、本計画『第4次志摩市地域福祉（活動）計画』（以下、『第4次計画』と略記します）を策定しました。本計画もまた、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体として策定しています。

本章は、わが国の法律や市の総合計画等の行政計画の中で、「地域福祉計画」がどのような位置づけにあるのかを見ることを通して、本計画の基本的な性格を確認します。また、地域福祉の推進を考える上で、本計画が想定する市の“地域”についての基本的な考え方を定義します。

### 第1節 本計画策定の根拠となる法律

地域福祉計画は、社会福祉法の規定に基づき策定されます。社会福祉法は、『第3次計画』策定後の2017年（平成29年）と2020年（令和2年）に、地域共生社会の実現を目指して大きく改正されました。

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条によって、社会福祉法の目的のひとつである地域福祉の推進を達成するために策定することが、市町村の努力義務とされています。

#### （1）地域福祉の推進の目標

改正社会福祉法第4条第1項において、地域福祉の推進の目標は「地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現」にあると謳われています。

「共生的な地域社会」とは、地域に暮らす人びとが、「支える側」と「支えられる側」に分けられてしまうことなく、一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加することができる包摂的な地域社会のことです。そして、そのような共生社会を実現するために、人は存在することそのことで既に、誰かを支え、そして誰かに支えられているという認識の共有化、すなわち「相互に人格と個性を尊重し合う社会」を目指すことが謳われています。

## （2）地域福祉の推進における地域住民等の役割

2020年（令和2年）の改正社会福祉法は、地域住民等（地域住民、社会福祉関連事業者、そしてボランティア団体等の福祉に関する活動団体）を、相互に連携・協力して地域福祉の推進に努める主体として位置づけています（社会福祉法第4条第2項）。特に、地域住民については、改正前は地域福祉に関する事業を実施するにあたって理解と協力を得るべき存在であったことを考えると、地域福祉の推進の主体的な担い手に位置づけられ、大きな変更となっています。

## （3）地域福祉の推進における行政の役割

同時に改正社会福祉法の第106条の3は、包括的な支援体制を整備することを市町村の努力義務として定めています。このように改正社会福祉法は、地域住民等の地域の力と公的な支援体制とが相まって地域福祉を推進していく体制の整備を謳っています。

具体的に、次の3つの環境と体制の整備が、努力義務として市町村に求められています。

- ①地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ③多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築

また、同法第106条の4は、地域共生社会の実現のための包括的な支援体制の構築を市町村の任意事業とする、重層的支援体制整備事業を定めています。重層的支援体制整備事業は、地域が抱える課題やニーズが複雑化・複合化する中、「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業の創設を目指すものです。志摩市も重層的支援体制整備事業の創設に取り組んでいきます。

## （4）地域福祉の推進の取組みの射程（地域生活課題）

改正社会福祉法は、地域福祉の推進の取組みにおいて特に留意することとして、次の3つを挙げています（社会福祉法第4条第3項）。

- ①本人のみならず、その人の世帯全体に着目すること
- ②福祉、介護、保健医療に限らない、「地域生活課題」を把握すること
- ③地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、課題の解決を図ること

この規定の中にある「地域生活課題」とは、「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と定義されています。このように改正社会福祉法は、包括的な支援体制の整備を進める上で、福祉の領域に留まるのではなく、保健医療、労働、教育、住まい、地方創生、まちづくりなど、地域の幅広い課題を意識するよう求めています。

## 社会福祉法（抜粋）

### 目的

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

### 地域福祉の推進

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### 包括的な支援体制の整備

第106条の3 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一體的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

### 市町村地域福祉計画

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

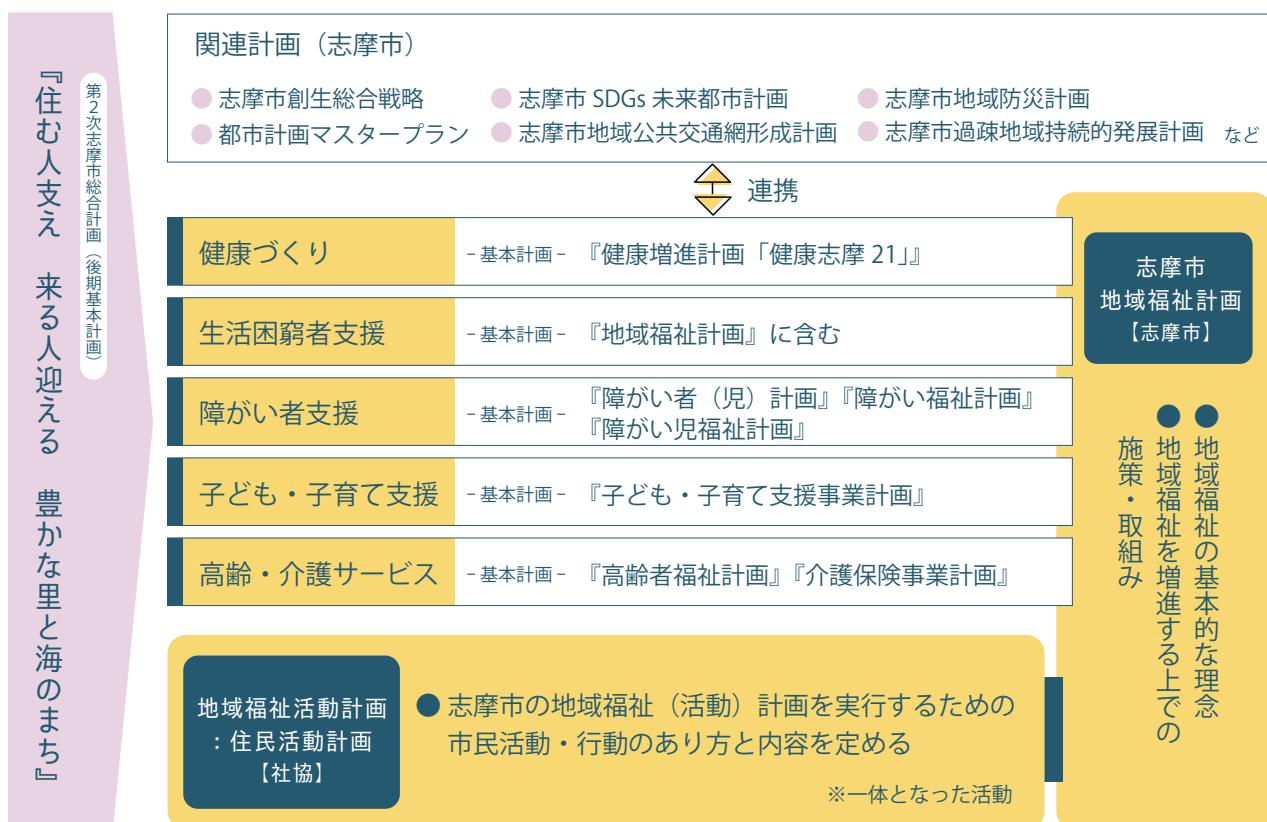
## 第2節 志摩市行政における計画の位置づけ

それまで市町村の任意とされていた地域福祉計画の策定は、2017年（平成29年）の社会福祉法改正によって、市町村の努力義務となりました（第107条第1項）。また同時に、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」について記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられました。

地域福祉計画は、『第2次志摩市総合計画（後期基本計画）』（計画期間 2021年（令和3年）～2025年（令和7年））の基本構想（住む人支え 来る人迎える 豊かな里と海のまち）の実現のために、福祉の視点からの地域づくり・まちづくり（包摂的な地域社会の構築）を推進するための計画です。

包摂的な地域社会を実現することによって、行政の福祉領域の各分野は、それぞれが担当する社会福祉サービスの効果的な供給が可能になります。また一方で、各分野の社会福祉サービスの効果的な運用が、包摂的な地域社会の構築の前提です。

図表1-1 計画の位置付け



### 第3節 本計画の期間

本計画の期間は、2022年（令和4年）4月から2027年（令和9年）3月末までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や地域福祉政策および国の動向等を踏まえて、必要に応じて見直しを行います。

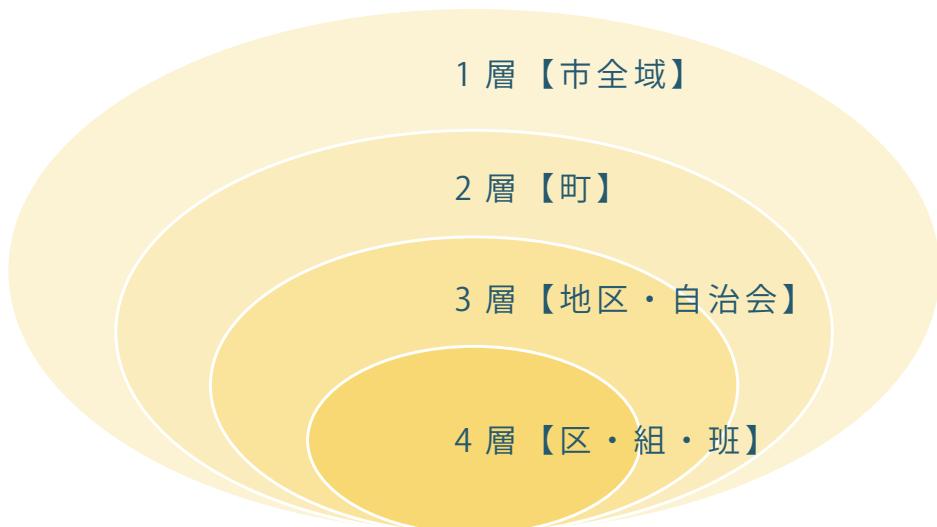
図表1-2 計画の期間

	年度									
	H29	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
志摩市総合計画	第2次志摩市総合計画									
	前期基本計画				後期基本計画					
志摩市人口ビジョン	志摩市人口ビジョン									
志摩市創生総合戦略	第1次計画				第2次計画					
志摩市地域福祉（活動）計画	第3次計画				第4次計画					
志摩市介護保険事業計画 志摩市高齢者福祉計画	第7期計画				第8期計画					
志摩市障がい者（児）計画	第1期計画				第2期計画					
志摩市障がい福祉計画	第5期計画				第6期計画					
志摩市障がい児福祉計画	第1期計画				第2期計画					
志摩市子ども・子育て支援事業計画	第1期計画				第2期計画					
志摩市健康増進計画 「健康志摩21」	第3次計画									

#### 第4節 本計画における地域の考え方

住民主体の地域づくりの推進を効果的に支援し、本計画の基本理念の達成を目指すため、本計画は市を4層に構造化した圏域を設定します。

図表1-3 地域福祉の圏域の考え方



図表1-4 圏域の構成

1層	2層	3層	4層
市 全 域	浜島町	浜島	浜島 1～33番組
		南張	上、中、東、西
		桧山路	上条、下条
		塩屋	塩屋 1～5組
		迫子	迫子 1～12番組
		大崎	大崎
	大王町	波切	波切 1～20組
		船越	船越 1～9組
		名田	名田 1～4組
		畔名	畔名 1～5組

1層	2層	3層	4層
市 全 域	志摩町	片田	稻荷、本所、本所北、中世古、大野、大浦、南、浦方、松山、紀の宮、岡方、新開、久保、古田、浜方、一本松、田畠、乙部、春日、女鹿・麦崎、下世古、田浦、宮の後、三本松、椿山、東遠平、西遠平、対上、砦、長田橋、八王子
		布施田	浜、中、北、畑、奥山
		和具	石ヶ、於石、西札、城山、里東、大山、岡、笹山、山寺、矢浦、大田、奥山
		間崎	間崎 1～8 番組
		越賀	越賀 1～19 番組
		御座	御座 1～6 番組
	阿児町	鵜方	鵜方 1～12 区
		神明	東、前方、賢島、西、中、南、宮西、うらじろ
		立神	立神 1～9 番組
		志島	西之浜、前之浜、布苔、広岡、小山、小山西
		甲賀	東海、奥宮、鹿谷、奥、若葉、浜田、汐見台、前田、岡畠、藤、橋本、橋本浜、浅野、石岡、緑ヶ丘、霜道、大石、堂後、鴨多良
		国府	国府 1～11 番組
		安乗	山南、里、穴良瀬、阿瀬、山北、泊、上野、夏川原
	磯部町	五知	上五知、下五知
		沓掛	沓掛
		山田	山田 1 番組、西、北、宮前、古穂根、楠原
		上之郷住宅	上之郷住宅
		上之郷	上之郷 1～8 番組、10 番組
		下之郷	里中、精励、上野、前方、後方、東方、西方、中堅
		飯浜	飯浜 1～6 番組

1層	2層	3層	4層
市 全 域	磯部町 (続き)	恵利原	神路川南(1~5部)、神路川北(6~9部)
		川辺	川辺1~8班
		恵ヶ丘	恵ヶ丘
		雇用促進住宅	雇用促進住宅
		迫間第一	上、中、下、北木津、南木津
		迫間	迫間1~11組
		築地	築地1~9番組、向陽台
		銀河の里	銀河の里
		山原	山原1~8番組
		梶坊	梶坊
		栗木広	栗木広
		夏草	夏草
		堀切	堀切
		桧山	桧山
		穴川	穴川1~16番組
		坂崎	坂崎1~2組、長磯、里、中央、東方、崎方、浅野
		三ヶ所	三ヶ所1~8組
		渡鹿野	渡鹿野1~6班
		的矢	的矢1~10組

## 第5節 持続可能な開発目標（SDGs）の取組み

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年（令和12年）を年限とする17の国際目標が定められています。

本計画でも、SDGsの目標達成に向けた取組みを推進していきます。

### SDGs17の目標

#### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合公報センター

### 本計画が取組むべきSDGsの目標





## 第2章 志摩市の地域福祉をとりまく状況～計画の背景～

この章では、『第4次計画』を策定する上で、背景として考慮すべき事柄について整理します。第1節では、統計資料を用いて、志摩市の社会構造の現状を確認します。第2節では、『第3次計画』の振り返りを行い、志摩市の地域福祉の推進の現状と課題点を整理します。そして第3節では、『第4次計画』策定のために実施した各種の事前調査の結果から、志摩市が抱えている課題について考えます。

### 第1節 統計に見る志摩市の現状

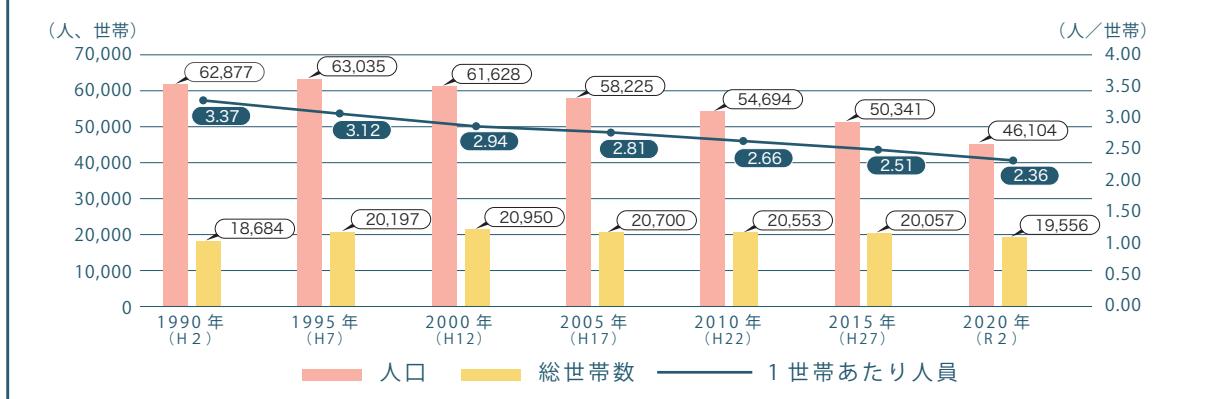
#### (1) 人口・世帯構造の推移

##### ① 人口と世帯数の推移

志摩市の人口は、『国勢調査』に基づくと減少傾向にあり、2020年（令和2年）調査では46,104人となり、5万人を割り込みました。また、1世帯あたりの人員数の減少傾向も続き、2020年の平均1世帯あたり人員は2.36人となりました。

図表2-1 人口と世帯数の推移

区分	1990年(H2)	1995年(H7)	2000年(H12)	2005年(H17)	2010年(H22)	2015年(H27)	2020年(R2)
男 人 口	実数(人)	29,361	29,406	28,727	26,995	25,383	23,336
	構成比(%)	46.7%	46.7%	46.6%	46.4%	46.4%	46.0%
女 人 口	実数(人)	33,516	33,629	32,901	31,230	29,311	27,005
	構成比(%)	53.3%	53.3%	53.4%	53.6%	53.6%	54.0%
人口総数(人)	62,877	63,035	61,628	58,225	54,694	50,341	46,104
総世帯数(世帯)	18,684	20,197	20,950	20,700	20,553	20,057	19,556
1世帯あたり人員(人)	3.37	3.12	2.94	2.81	2.66	2.51	2.36



資料：国勢調査

图表 2-2 地区別人口と世帯数

(単位:人、世帯)

町名	行政区	人口			65歳以上人口			世帯数	65歳以上を含む世帯数			
		男	女	計	男	女	計		ひとり暮らし	高齢者のみ	その他	計
浜島町	浜島	1,339	1,529	2,868	579	803	1,382	1,394	376	257	328	961
	南張	113	133	246	58	89	147	136	48	33	23	104
	桧山路	67	72	139	32	40	72	66	17	16	14	47
	塩屋	56	67	123	21	34	55	56	17	8	16	41
	迫子	291	326	617	140	139	279	328	78	54	66	198
	計	1,866	2,127	3,993	830	1,105	1,935	1,980	536	368	447	1,351
大王町	波切	1,734	2,122	3,856	765	1,109	1,874	1,944	602	353	390	1,345
	船越	617	765	1,382	262	419	681	767	269	116	130	515
	名田	100	128	228	48	72	120	112	38	17	30	85
	畔名	150	194	344	59	111	170	177	62	28	31	121
	計	2,601	3,209	5,810	1,134	1,711	2,845	3,000	971	514	581	2,066
	片田	915	1,025	1,940	436	570	1,006	973	286	215	194	695
志摩町	布施田	826	999	1,825	310	488	798	852	230	141	188	559
	和具	1,807	2,128	3,935	766	1,018	1,784	1,868	452	343	431	1,226
	間崎	33	34	67	26	30	56	46	22	14	5	41
	越賀	617	743	1,360	294	407	701	642	173	139	172	484
	御座	184	229	413	81	113	194	212	63	37	43	143
	計	4,382	5,158	9,540	1,913	2,626	4,539	4,593	1,226	889	1,033	3,148
阿児町	鵜方	4,347	4,810	9,157	1,135	1,428	2,563	4,116	745	486	620	1,851
	神明	1,981	2,210	4,191	587	808	1,395	1,960	455	252	314	1,021
	立神	591	664	1,255	223	310	533	577	140	116	112	368
	志島	306	364	670	127	180	307	306	76	57	78	211
	甲賀	1,284	1,413	2,697	436	524	960	1,225	253	218	191	662
	国府	741	849	1,590	268	372	640	815	194	137	118	449
磯部町	安乗	730	784	1,514	277	371	648	672	150	107	194	451
	計	9,980	11,094	21,074	3,053	3,993	7,046	9,671	2,013	1,373	1,627	5,013
	五知	54	64	118	25	35	60	60	16	15	10	41
	沓掛	66	60	126	23	22	45	57	13	7	15	35
	山田	218	233	451	83	101	184	219	54	37	40	131
	上之郷	125	148	273	58	82	140	122	30	30	32	92
磯部町	上之郷住宅	24	35	59	4	12	16	31	9	2	2	13
	下之郷	273	295	568	94	132	226	253	51	36	69	156
	飯浜	77	81	158	39	37	76	69	12	15	20	47
	恵利原	250	319	569	94	147	241	257	62	48	55	165
	恵ヶ丘	55	61	116	14	16	30	43	5	6	9	20
	川辺	184	191	375	51	72	123	211	37	22	32	91
磯部町	迫間一	182	201	383	64	94	158	177	51	28	40	119
	梶坊	26	24	50	17	16	33	26	6	10	3	19
	雇用促進	49	42	91	1	1	2	45	2	0	0	2
	迫間二	238	232	470	89	89	178	244	52	34	44	130
	築地	176	187	363	60	75	135	154	37	28	30	95
	銀河の里	66	76	142	9	12	21	58	6	3	6	15
磯部町	山原	91	83	174	26	36	62	84	17	9	20	46
	夏草	86	79	165	36	37	73	71	14	15	18	47
	栗木広	70	86	156	28	32	60	61	5	19	10	34
	堀切	11	15	26	4	10	14	11	5	1	3	9
	桧山	40	41	81	16	14	30	29	6	7	7	20
	穴川	471	565	1,036	167	268	435	479	133	71	107	311
磯部町	坂崎	132	183	315	60	84	144	181	51	26	30	107
	三ヶ所	115	130	245	47	67	114	132	46	16	27	89
	渡鹿野	74	100	174	32	53	85	124	49	8	14	71
	的矢	216	243	459	91	117	208	251	76	46	32	154
	計	3,369	3,774	7,143	1,232	1,661	2,893	3,449	845	539	675	2,059
	合計	22,198	25,362	47,560	8,162	11,096	19,258	22,693	5,591	3,683	4,363	13,637

資料:志摩市『2021年(R3)9月30日現在、外国人住民含む』

## ② 年齢別人口・世帯数の状況

年齢別に人口・世帯の変化を見ると、少子高齢化がますます進行しています。『国勢調査』に見ると、2020年（令和2年）には、総人口に占める年少人口（14歳以下）の割合が8.7%まで低下、また生産年齢人口（15～64歳）の割合も49.9%と50%を初めて割り込みました。一方で、高齢者人口（65歳以上）の割合は41.3%と、こちらも初めて40%を超えるました。

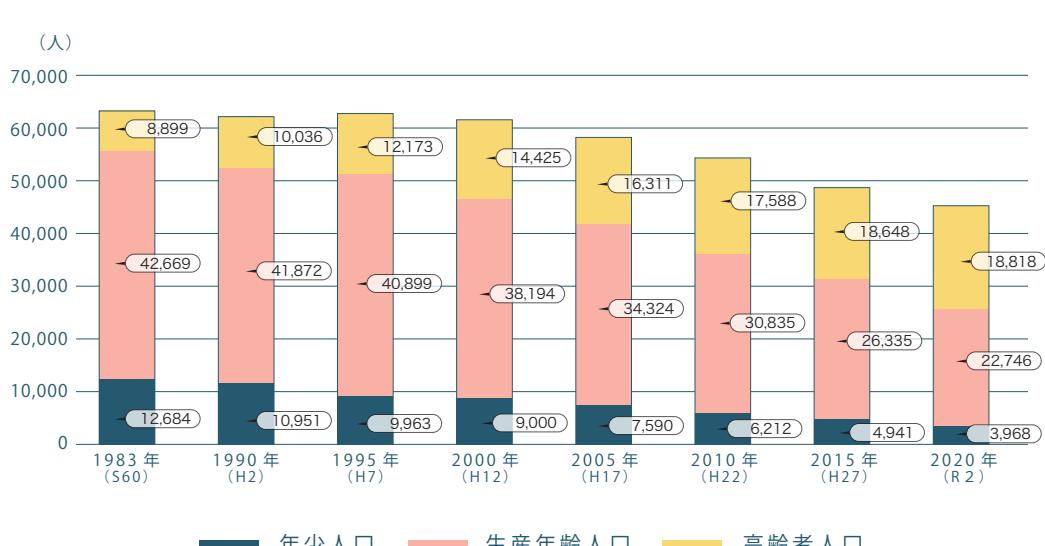
図表2-3 年齢別人口の推移

区分		1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)
年少人口 (0～14歳)	実数（人）	9,963	9,000	7,590	6,212	4,941	3,968
	構成比（%）	15.8%	14.6%	13.0%	11.4%	9.9%	8.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	実数（人）	40,899	38,194	34,324	30,835	26,335	22,746
	構成比（%）	64.9%	62.0%	59.0%	56.4%	52.8%	49.9%
高齢者人口 (65歳以上)	実数（人）	12,173	14,425	16,311	17,588	18,648	18,818
	構成比（%）	19.3%	23.4%	28.0%	32.2%	37.4%	41.3%
人口総数（人）		63,035	61,628	58,225	54,694	50,341	46,104

注1. 人口総数は、年齢不詳を含む。

注2. 割合は、分母から不詳を除いて算出。また構成比は四捨五入しているため合計が100%にはならないことがある。

資料：国勢調査



図表2-4は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研と略記）が志摩市の将来の年齢別人口の推移を推計した結果です。今の人ロ变动の傾向が続いた場合、約20年後の2045年（令和27年）には、65歳以上人口が市の総人口の58.0%を占めるに至ると推計されています。

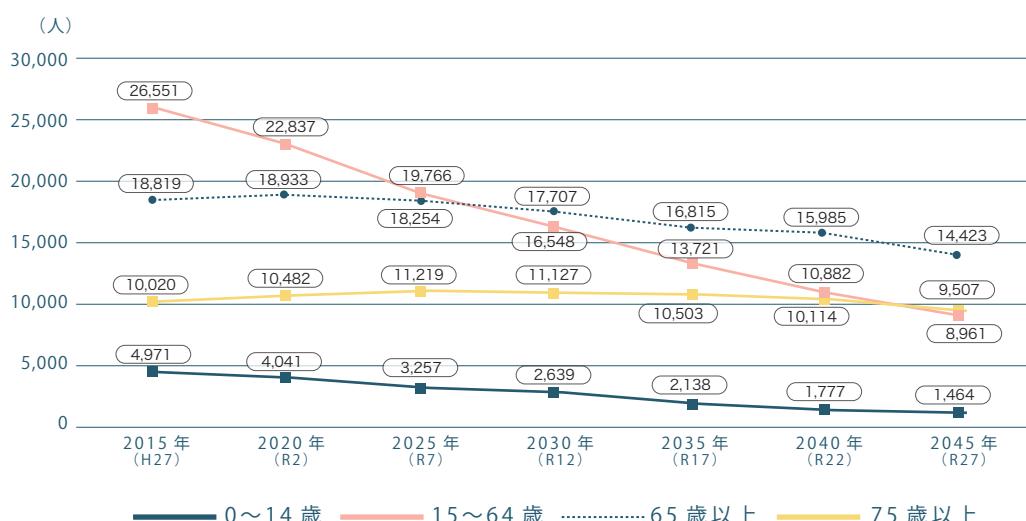
また、図表2-4は社人研が2018年（平成30年）に行った推計ですが、2013年（平成25年）に行った同じ推計と比較すると、志摩市の少子高齢化傾向が2013年よりも2018年の推計において加速しています。2013年の推計では、2040年の年少人口の構成比は6.9%（2,228人）、生産年齢人口は44.0%（14,133人）、そして高齢者人口は49.1%（15,762人）でした。図表2-4の2040年の推計値と比較すると、少子高齢化の度合いが高まる方向に数値が修正されていることが分かります。

図表2-4 年齢別人口の推計

区分		2015年 (H27)	2020年 (R2)	2025年 (R7)	2030年 (R12)	2035年 (R17)	2040年 (R22)	2045年 (R27)
年少人口 (0～14歳)	実数（人）	4,971	4,041	3,257	2,639	2,138	1,777	1,464
	構成比（%）	9.9%	8.8%	7.9%	7.2%	6.5%	6.2%	5.9%
生産年齢人口 (15～64歳)	実数（人）	26,551	22,837	19,766	16,548	13,721	10,882	8,961
	構成比（%）	52.7%	49.9%	47.9%	44.9%	42.0%	38.0%	36.1%
高齢者人口 (65歳以上)	実数（人）	18,819	18,933	18,254	17,707	16,815	15,985	14,423
	構成比（%）	37.4%	41.3%	44.2%	48.0%	51.5%	55.8%	58.0%
高齢者人口のうち 75歳以上	実数（人）	10,020	10,482	11,219	11,127	10,503	10,114	9,507
	構成比（%）	19.9%	22.9%	27.2%	30.2%	32.1%	35.3%	38.3%
人口総数（人）		50,341	45,811	41,277	36,894	32,674	28,644	24,848

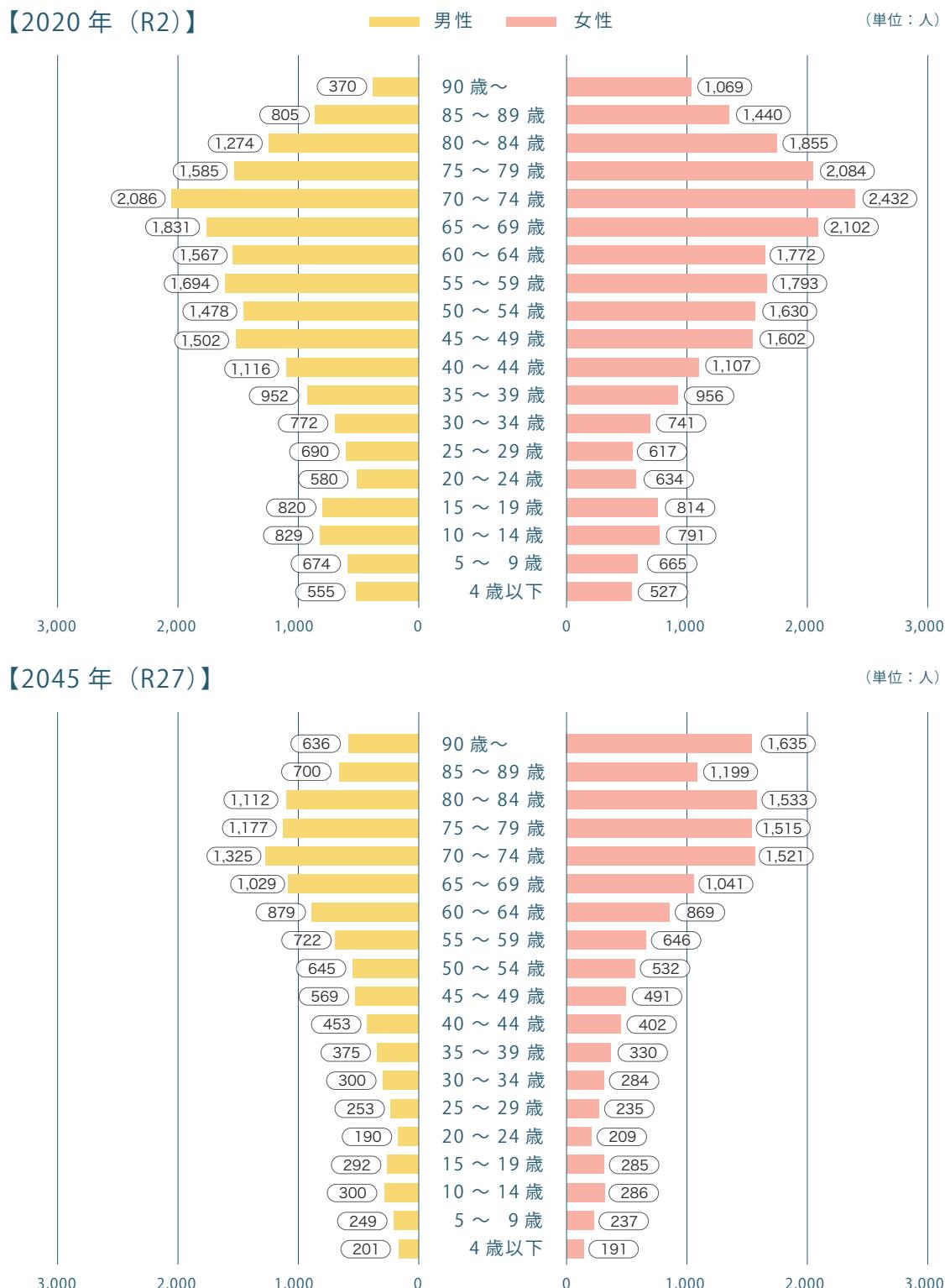
注：2015年（H27）は国勢調査による実績値。2020年（R2）は推計値であり国勢調査による実数値とは異なる。

資料：国立社会保障・人口問題研究所『2018年（H30）3月推計』



図表2-5は、同じく社人研が行った5歳階級別年齢構成の推計結果を、人口ピラミッドで表現したものです。現在の人口動態の傾向が続くとするならば、約20年後の2045年(令和27年)には、65歳未満人口が大幅に減少した人口構成になることが推計されています。

図表2-5 人口ピラミッド



このような人口の高齢化傾向にともなって、年齢構成別に見た世帯構造も大きく変わってきています。図表2-6に見られるように、2021年（令和3年）9月30日現在、総世帯の内、65歳以上高齢者の単身世帯が24.6%を占め、これに高齢者のみ世帯を加えると40.8%になります。2011年（平成23年）では、同様の世帯構造が総世帯に占める割合は29.6%であり、この10年間に高齢者だけで構成される世帯の割合が、急速に高まっていることが分かります。

また、世帯数の推移で見ても、65歳以上を含まない世帯や、65歳以上を含む多世代世帯の数が減少している中で、高齢者単身世帯および高齢者のみ世帯の数は増加しています。

図表2-6 年齢別世帯構成の推移

(単位：世帯)

		2011年（H23年） 世帯数	2016年（H28年） 世帯数	2021年（R3年） 世帯数
		構成比	構成比	構成比
総世帯		22,790 100%	22,944 100%	22,693 100%
65歳以上を含まない世帯		10,216 44.8%	9,407 41.0%	9,056 39.9%
65歳以上を含む世帯	単身世帯	3,859 16.9%	4,890 21.3%	5,591 24.6%
	高齢者のみ世帯	2,884 12.7%	3,456 15.1%	3,683 16.2%
	その他	5,831 25.6%	5,191 22.6%	4,363 19.2%
	(計)	(12,574) (55.2%)	(13,537) (55.2%)	(13,637) (60.1%)

資料：志摩市「住民基本台帳」各年9月30日現在、外国人住民含む)

## (2) 対象別人口の状況

## ① 高齢者

65歳以上の高齢者人口の構成を見ると、前期高齢者（65～74歳）の比率が下がり、後期高齢者（75歳以上）の比率が高まってきています。2020年（令和2年）時点で、高齢者人口に占める後期高齢者の比率が55.4%になっています。

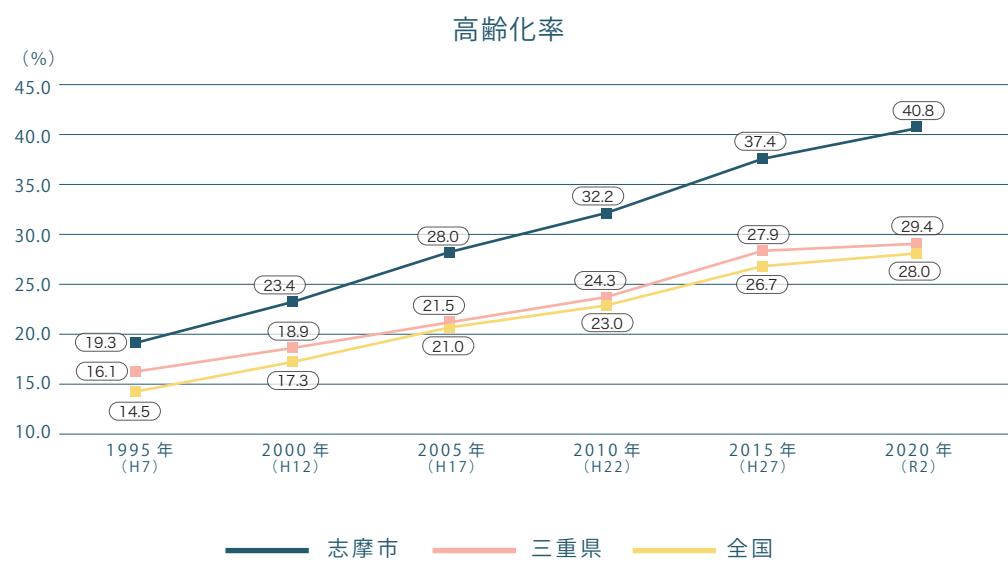
また、総人口に占める65歳以上人口の比率である高齢化率を、三重県全体および全国と比較したのが、図表2-7の折れ線グラフです。三重県全体や全国と比較して志摩市の高齢化率は高く、その差は年々広がっていく傾向にあります。

高齢者人口の増加にともなって、市の要介護・要支援認定者数は年々増加しています。特に、要支援および要介護1の認定者数の増加が顕著です。また、要介護4の認定者数が、少しずつ増加する傾向にあります。

認定者数全体では、約10年前の2010年度（平成22年度）から約1,000人増加しており、人口の高齢化の進展を受けて、今後ますます増えていくものと予想されます。

図表2-7 高齢者人口の推移

	1995年 (H7)	2000年 (H12)	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (R2)
前期高齢者 (65～74歳)	7,399 60.8%	8,682 60.2%	8,769 53.8%	8,359 47.5%	8,716 46.7%	8,402 44.6%
後期高齢者 (75歳以上)	4,774 39.2%	5,743 39.8%	7,542 46.2%	9,229 52.5%	9,932 53.3%	10,416 55.4%
計	12,173	14,425	16,311	17,588	18,648	18,818



資料：国勢調査

図表 2-8 市の要支援・要介護認定者数

(単位：人)

区分	2010 年度 (H22 年)	2011 年度 (H23 年)	2012 年度 (H24 年)	2013 年度 (H25 年)	2014 年度 (H26 年)
要支援 1	90	97	133	159	193
要支援 2	293	316	326	311	347
要支援計	383	413	459	470	540
要介護 1	494	521	608	650	766
要介護 2	772	801	776	799	785
要介護 3	581	618	573	570	588
要介護 4	349	411	494	495	476
要介護 5	373	324	333	346	319
要介護計	2,569	2,675	2,784	2,860	2,934
認定者計	2,952	3,088	3,243	3,330	3,474

区分	2015 年度 (H27 年)	2016 年度 (H28 年)	2017 年度 (H29 年)	2018 年度 (H30 年)	2019 年度 (R1 年)
要支援 1	257	263	271	339	408
要支援 2	344	374	416	481	487
要支援計	601	637	687	820	895
要介護 1	779	818	861	885	960
要介護 2	789	801	779	720	663
要介護 3	579	597	583	583	587
要介護 4	482	552	525	538	521
要介護 5	339	333	378	355	372
要介護計	2,968	3,101	3,126	3,081	3,103
認定者計	3,569	3,738	3,813	3,901	3,998

資料：介護保険事業状況報告年報

図表2-9は、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義される健康寿命の推移を表しています。市の健康寿命は、2014年（平成26年）から2019年（令和元年）の5年間に、平均寿命の変化に合わせて、男性は約2年伸びましたが、女性は約1年短くなりました。しかし、障害期間（介護が必要な健康ではない期間）は、男性女性ともにわずかながら伸びました。

図表2-9 志摩市、三重県及び伊勢保健所管内の平均寿命と健康寿命

		平均寿命		健康寿命		障害期間	
性別		男性	女性	男性	女性	男性	女性
志摩市	2014年（H26年）	77.9歳	87.5歳	75.4歳	81.5歳	2.5年	6.0年
	2019年（R1年）	79.8歳	86.9歳	77.1歳	80.6歳	2.7年	6.3年
伊勢保健所管内	2014年（H26年）	79.7歳	87.2歳	76.9歳	81.0歳	2.8年	6.2年
	2019年（R1年）	81.3歳	88.2歳	78.4歳	81.7歳	2.9年	6.5年
三重県	2014年（H26年）	80.9歳	87.1歳	78.0歳	80.7歳	2.9年	6.4年
	2019年（R1年）	81.7歳	88.0歳	78.8歳	81.5歳	2.9年	6.5年

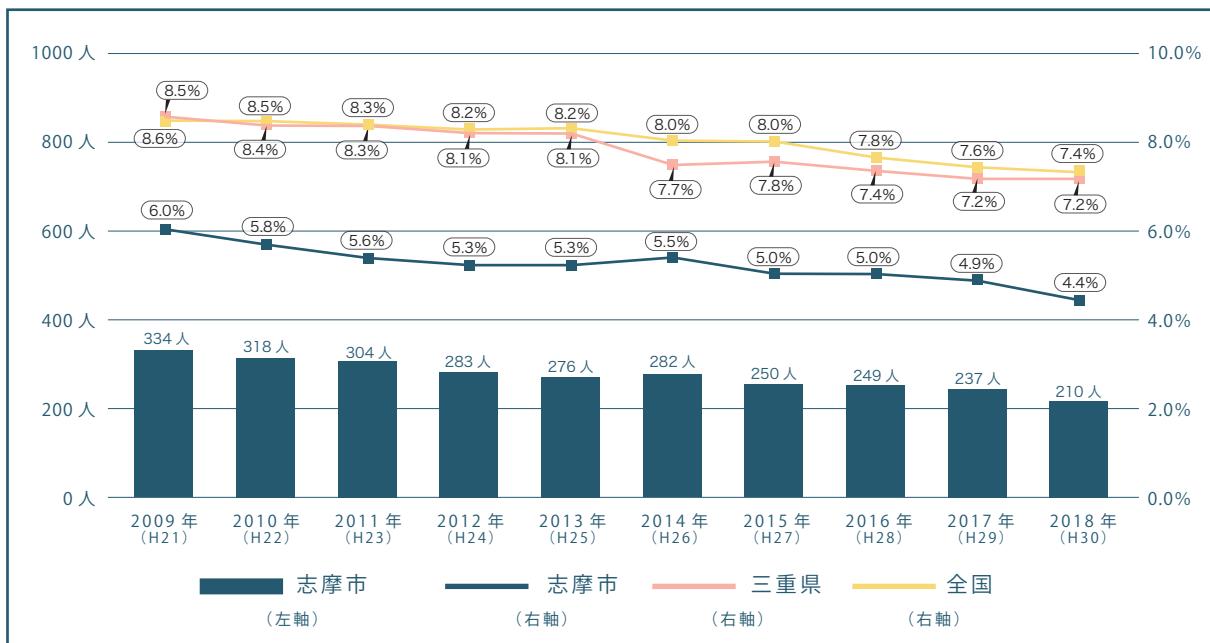
資料：三重県（Chiang法による平均寿命とSullivan法による健康寿命）

## ②子ども

市の出生数は、2009年（平成21年）の334人から減少傾向が続き、近年は200人台前半で推移しています。人口1000人に対する出生数を表す出生率も継続的な低下傾向にあり、最近の値では4%台にまで下がっています。

市の出生率を全国および三重県全体の値と比較すると、市の出生率は2～3%ポイント低くなっています。

図表2-10 出生数と出生率の推移



資料：三重県衛生統計年報（統計表）及び厚生労働省人口動態統計

次に、ひとりの女性が生涯に産むことが見込まれる子どもの数を示す指標である合計特殊出生率の推移を見ると、全国および三重県全体と比較して、若干低い値ではありますが、出生率のように大きく下回るわけではありません。

市に暮らす女性が生涯に産む子どもの数は、全国および三重県全体とそれほど違わないのでですが、出産適齢期の女性人口の減少によって、人口1000人に対する出生数が大きく減少していることが分かります。

図表2-11 合計特殊出生率の推移

区分	2009年(H21)	2010年(H22)	2011年(H23)	2012年(H24)	2013年(H25)
合計特殊出生率	志摩市	1.38	1.36	1.40	1.40
	三重県	1.40	1.51	1.47	1.47
	全国	1.37	1.39	1.39	1.41
区分	2014年(H26)	2015年(H27)	2016年(H28)	2017年(H29)	2018年(H30)
合計特殊出生率	志摩市	1.60	1.36	1.46	1.46
	三重県	1.45	1.56	1.51	1.49
	全国	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：三重県衛生統計年報（統計表）及び厚生労働省人口動態統計

### ③障がい者

市の障がい者数は、2021年（令和3年）3月時点で、身体障害者手帳保持者が2,367人、療育手帳保持者が371人、精神障害者保健福祉手帳保持者が410人、そして自立支援医療受給者証（精神通院）保持者が705人となっています。

『第3次計画』に掲載された2017年（平成29年）の数字と比較すると、身体障害者手帳保持者数（2017年は2,514人）は、約150人減少しました。療育手帳保持者数（同372人）はほぼ変わっていません。一方で、精神障害者保健福祉手帳保持者数（同293人）と自立支援医療受給者証（精神通院）保持者数（同680人）は増加しています。

図表2-12 身体障害者手帳保持者数

(単位：人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	児	1	0	0	0	0	0	1
	者	62	44	9	6	7	10	138
聴覚または平衡機能障害	児	0	0	0	0	0	1	1
	者	5	56	42	68	1	145	317
音声・言語機能 またはそしゃく機能障害	児	0	0	0	0	0	0	0
	者	1	1	16	13	0	0	31
肢体不自由	児	8	5	2	1	2	1	19
	者	168	232	267	318	86	53	1,124
内部障害	児	1	0	0	0	0	0	1
	者	508	3	100	146	0	0	757
計	児	10	5	2	1	2	2	22
	者	744	336	434	551	94	208	2,367

資料：志摩市「2021年（R3年）3月末集計」

図表2-13 療育手帳保持者数

(単位：人)

	A	B	計
18歳未満	11	34	45
18歳以上	177	149	326
計	188	183	371

資料：志摩市「2021年（R3年）3月末集計」

図表2-14 精神障害者保健福祉手帳保持者数

(単位：人)

	1級	2級	3級	計
精神障害者保健福祉手帳保持者数	22	255	133	410

資料：志摩市「2021年（R3年）3月末集計」

図表2-15 自立支援医療受給者証（精神通院）保持者数

(単位：人)

	計
自立支援医療受給者証（精神通院）保持者数	705

資料：志摩市「2021年（R3年）3月末集計」

#### ④外国人

市の外国人登録者数の推移を見ると、2014年（平成26年）ごろまで減少傾向にありましたが、その後は増加傾向に転じ、2020年（令和2年）現在では435人となっています。

国籍別では、『第3次計画』に掲載した2016年（平成28年）時点では中国が68人（構成比24.2%）ともっと多かったのですが、2020年（令和2年）ではベトナムが112人（構成比25.7%）でもっと多くなりました。

図表2-16 外国人登録者数の推移

（単位：人）

	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)
浜島町	—	—	—	—	—	—	34	32
大王町	—	—	—	—	—	—	28	18
志摩町	—	—	—	—	—	—	66	63
阿児町	—	—	—	—	—	—	118	109
磯部町	—	—	—	—	—	—	42	46
計	433	410	371	376	343	338	288	268

	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)
浜島町	37	40	39	44	42	42	50
大王町	20	19	21	25	33	46	46
志摩町	52	54	53	59	54	75	64
阿児町	109	111	115	120	130	177	219
磯部町	40	46	53	53	59	74	56
計	258	270	281	301	318	414	435

資料：志摩市（各年12月31日現在）

図表2-17 国籍別内訳

（単位：人）

順位	国籍	登録者数	構成比
1	ベトナム	112	25.7%
2	中国	82	18.9%
3	タイ	68	15.6%
4	インドネシア	39	9.0%
5	韓国・朝鮮	27	6.2%
その他		107	24.6%
計		435	100.0%

資料：志摩市（2020年（R2年）12月31日現在）

## (3) 地域福祉活動に関わる状況

## ①自治会

市には、2021年（令和3年）現在、49の自治会があります。全世帯に占める自治会加入世帯数を表す自治会加入率は、年々低下傾向にあり、市全体では2021年現在、69.6%と70%を割り込んでいます。

自治会加入率を地区別に見ると、阿児町がもっとも低く、2021年時点で54.8%です。もっとも自治会加入率が高い地区は磯部町で、同時期で93.0%となっています。

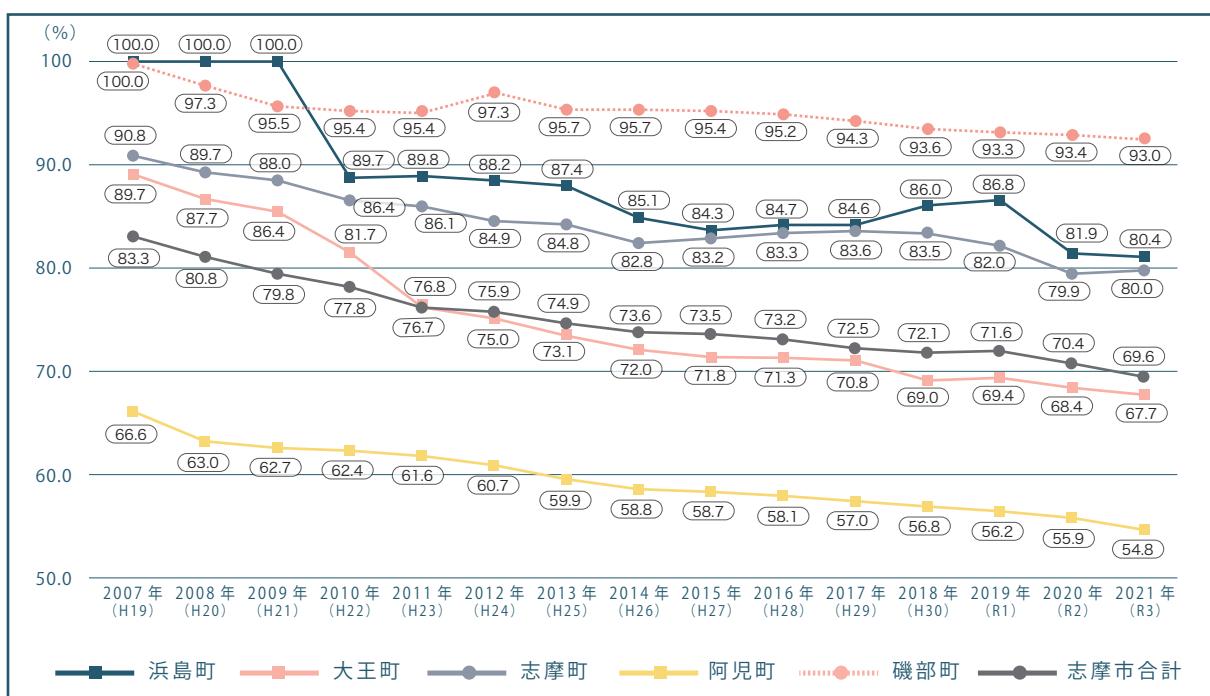
図表2-18 町別自治会加入率の推移

		2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)	2013年 (H25)	2014年 (H26)
世帯数 (件)	浜島町	2,001	2,000	2,001	2,022	2,026	2,025	2,018	2,027
	大王町	3,153	3,145	3,181	3,226	3,222	3,201	3,201	3,197
	志摩町	4,998	4,982	5,005	5,010	5,005	4,984	4,930	4,948
	阿児町	8,758	8,889	9,003	9,046	9,091	9,221	9,293	9,363
	磯部町	3,317	3,339	3,347	3,364	3,374	3,400	3,422	3,452
	志摩市合計	22,227	22,355	22,537	22,668	22,718	22,831	22,864	22,987
加入世帯数 (件)	浜島町	2,001	2,000	2,001	1,813	1,820	1,787	1,764	1,724
	大王町	2,829	2,759	2,748	2,635	2,473	2,401	2,340	2,301
	志摩町	4,538	4,467	4,405	4,329	4,308	4,230	4,183	4,096
	阿児町	5,836	5,600	5,644	5,643	5,601	5,599	5,563	5,505
	磯部町	3,317	3,248	3,197	3,210	3,218	3,308	3,275	3,303
	志摩市合計	18,521	18,074	17,995	17,630	17,420	17,325	17,125	16,929
加入率 (%)	浜島町	100.0	100.0	100.0	89.7	89.8	88.2	87.4	85.1
	大王町	89.7	87.7	86.4	81.7	76.8	75.0	73.1	72.0
	志摩町	90.8	89.7	88.0	86.4	86.1	84.9	84.8	82.8
	阿児町	66.6	63.0	62.7	62.4	61.6	60.7	59.9	58.8
	磯部町	100.0	97.3	95.5	95.4	95.4	97.3	95.7	95.7
	志摩市合計	83.3	80.8	79.8	77.8	76.7	75.9	74.9	73.6

(単位：人)

		2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)
世帯数 (件)	浜島町	2,022	2,018	2,022	2,008	1,991	1,988	1,991
	大王町	3,161	3,123	3,125	3,089	3,023	3,047	3,025
	志摩町	4,934	4,880	4,829	4,788	4,716	4,696	4,636
	阿児町	9,347	9,424	9,517	9,560	9,630	9,671	9,707
	磯部町	3,442	3,434	3,433	3,401	3,427	3,435	3,457
	志摩市合計	22,906	22,879	22,926	22,846	22,787	22,837	22,816
加入世帯数 (件)	浜島町	1,705	1,710	1,711	1,727	1,729	1,628	1,601
	大王町	2,269	2,228	2,211	2,132	2,097	2,085	2,048
	志摩町	4,103	4,065	4,037	3,998	3,869	3,753	3,707
	阿児町	5,484	5,480	5,422	5,434	5,415	5,404	5,318
	磯部町	3,284	3,269	3,239	3,182	3,197	3,208	3,215
	志摩市合計	16,845	16,752	16,620	16,473	16,307	16,078	15,889
加入率 (%)	浜島町	84.3	84.7	84.6	86.0	86.8	81.9	80.4
	大王町	71.8	71.3	70.8	69.0	69.4	68.4	67.7
	志摩町	83.2	83.3	83.6	83.5	82.0	79.9	80.0
	阿児町	58.7	58.1	57.0	56.8	56.2	55.9	54.8
	磯部町	95.4	95.2	94.3	93.6	93.3	93.4	93.0
	志摩市合計	73.5	73.2	72.5	72.1	71.6	70.4	69.6

資料：志摩市（各年4月1日現在）



## ②民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法により厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、無報酬のボランティアとして活動しています。また、児童福祉法により児童委員を兼ねることになるとともに、児童福祉に関する仕事を専門的に担当する、主任児童委員に指名されている方がいます。任期は3年です。

民生委員・児童委員は、一定の基準に従って、すべての市町村において定数が定められています。2021年度（令和3年度）時点の市の民生委員・児童委員の定数は141です。

一方、民生委員・児童委員として活動されている方は、2021年10月20日時点で125人で、16の欠員が生じています。

図表2-19 地区別民生委員・児童委員定数「2021年度（令和3年度）」

地区	担当区	人数	地区	担当区	人数
浜島町	浜島	11	磯部町	五知	1
	南張	1		沓掛	1
	桧山路	1		山田	1
	塩屋	1		上之郷	1
	迫子・大崎	2		下之郷	1
	浜島地区主任児童委員	2		飯浜	1
	計	18		恵利原	2
大王町	波切	10		川辺	1
	船越	4		迫間一	1
	名田	2		迫間	2
	畔名	2		築地	1
	大王地区主任児童委員	2		山原・栗木広	1
	計	20		夏草・桧山	1
志摩町	片田	7		穴川	2
	布施田	4		坂崎	1
	和具	12		三ヶ所	1
	越賀	4		渡鹿野	1
	御座	2		的矢	1
	志摩地区主任児童委員	2		磯部地区主任児童委員	2
	計	31		計	23
阿児町	鵜方	18		合計	141
	神明	8			
	立神	3			
	志島	2			
	甲賀	6			
	国府	5			
	安乗	4			
	阿児地区主任児童委員	3			
	計	49			

資料：志摩市

図表 2-20 民生委員・児童委員数の推移

日付	2010年 (H22) 12月1日	2011年 (H23) 3月31日	2012年 (H24) 3月31日	2013年 (H25) 3月31日	2013年 (H25) 12月1日	2014年 (H26) 3月31日	2015年 (H27) 3月31日	2016年 (H28) 3月31日
委員数 (人)	133	136	131	134	134	134	134	137
日付	2016年 (H28) 12月1日	2017年 (H29) 3月31日	2018年 (H30) 3月31日	2019年 (H31) 3月31日	2019年 (R1) 12月1日	2020年 (R2) 3月31日	2021年 (R3) 3月31日	2021年 (R3) 10月20日
委員数 (人)	115	117	119	119	115	122	126	125

資料：志摩市

注：12月1日時点は改選日を示す。「2021年（R3）10月20日現在」

### ③NPO 法人及び市民活動団体・ボランティア団体

県および市や市社協に登録し、市内で活動している NPO 法人や市民活動団体・ボランティア団体の数が、図表 2-21 に見られるように 2021 年(令和 3 年)に大きく減少しています。理由として、新型コロナウイルス感染症流行の影響などによって、活動を停止する団体が増えたことなどが考えられます。

図表 2-21 NPO 法人及び市民活動団体・ボランティア団体の状況

	2011年10月1日 (H23)	2017年1月26日 (H29)	2021年10月15日 (R3)
NPO 法人	5	22	20
市民活動団体・ ボランティア団体	110	96	59
合計	115	118	79

注1. NPO 法人は三重県登録及び志摩市市民活動支援センター登録の NPO（県外登録含む）の合計値。

注2. 市民活動団体・ボランティア団体は志摩市市民活動支援センター登録と志摩市社協ボランティア

センター登録の団体の合計値（ただし、重複登録及び NPO 法人は含まず）。

資料：志摩市、志摩市社会福祉協議会、三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課 NPO 班

## 第2節 『第3次計画』の振り返り

2017年度(平成29年度)から2021年度(令和3年度)の5年を期間に推進してきた『第3次計画』は、人口のもっとも多い団塊の世代が75歳以上を迎える2025年(令和7年)を見据えて、「誰もが支え支えられ、いきいきとくらせる志摩市をつくるための提案～共生社会にむけた市民みんなの協働計画～」を理念にしていました。この『第4次計画』は、『第3次計画』の基本的枠組みを踏襲し、そのさらなる展開を目指します。

そこで、『第3次計画』の振り返りを行い、現在の志摩市の地域福祉の推進体制の課題点を考えます。

### (1) 『第3次計画』に基づく地域福祉の基本枠組み

『第3次計画』が目指したのは、「地域の住民のお互いの助け合い（互助）の機能を高めること」でした。そのために、さまざまな世代や背景をもつすべての人のニーズに対応する「包括的な相談支援体制」を構築するとともに、「地域づくり」の担い手を増やし支援するための“人づくり”と“場づくり”的推進を目指しました。

この目標の達成のために、「地域づくり」の施策として「地域支援コーディネーター」の配置を、そして「包括的な相談支援体制」構築の施策として「相談支援調整会議」の設置を推進してきました。

### (2) 「地域支援コーディネーター」の達成点と課題

志摩市では、2015年度(平成27年度)の介護保険法改正によって配置が決まった「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の機能と、社会福祉協議会の地域福祉活動とを一体的、専門的に行うものとして「地域支援コーディネーター」を配置し、地域支援の強化と充実に取り組んできました。

『第3次計画』の地域支援コーディネーター事業の行動目標のひとつは、地域の人と人、人と資源との橋渡しをコーディネートするために、地域支援コーディネーターが地域との間に“顔の見える関係”を築くことでした。そして行動目標の二つ目は、地域が抱える生活課題等について話し合うための場として、各地区で「ふくし座談会」を定期的に開催することでした。

一つ目の地域との間に“顔の見える関係”を築くという行動目標は、おおむね計画通り達成できたと評価できます。例えば、地域に身近な相談窓口の役割を担う民生委員・児童委員の方々からは、地域支援コーディネーターとの“顔の見える関係”があることで、市役所や社協の専門的な相談窓口への橋渡しが円滑に行えているとの評価をいただいています。

二つ目の「ふくし座談会」の定期開催という行動目標は、地区の抱えている課題等を聞き取るまでにとどまり、課題への取り組み等に展開できず、残念ながらその目標を達成できたとは言えません。住民主体による地域生活課題の解決を図る場として、「ふくし座談会」を展開していく必要があります。

### (3) 「相談支援調整会議」の達成点と課題

市役所の福祉分野の部署間の“タテワリ”問題の解消を図り、包括的な相談支援体制の構築を

目的に「相談支援調整会議」を設置し、市役所の福祉分野の部署間、そして社協との間の横断的な調整の強化に取り組んできました。

『第3次計画』の相談支援調整会議の行動目標は、市役所の福祉分野の各部署および社協の相談窓口担当者が定期的に連携会議をもつことで、担当者の知識と経験の共有を図り能力向上に努め、対応が難しい相談や事案に対して共同で取り組む体制を構築することでした。

対応が難しい相談や事案に関して、市役所の各部署間および社協との間での意思疎通が円滑になったという点では、相談支援調整会議の設置によって大幅に改善したと評価することができます。その結果、地域支援コーディネーターの地域と“顔の見える関係”を構築する取組みと連携することで、「包括的な相談体制」の構築については、おおむね計画通り推進できたと評価することができます。

しかし、「包括的な支援体制」の構築については、相談支援調整会議の取組みがもつ数多くの課題が明らかになり、十分に推進することができず、『第4次計画』で取り組むべき課題として残りました。



## // コラム //

### ネットワークの基盤：“顔の見える関係”

電話に電子メールそしてSNSと、コミュニケーション手段はどんどん便利になってきています。しかし、コミュニケーションの基盤は人と人との関係です。

次の例は、民生委員Aさんと市役所職員Bさんが日頃から顔を合わせ、お互いを良く知る関係を想定したときのやり取りです。

**民生委員A：**う～ん、地区のCさん、すぐに大変な状況ではないように思うけど…。だけど、ちょっと気になるなあ…。市役所に電話してつないでおこうかなあ…。  
でも緊急ではないように思うし、私が大きさに考えすぎているだけかもしれないし、忙しいだろうし、はっきりしないのに電話をすると迷惑がられるかなあ…。  
まあ、あの市役所のBさんなら、ちょっとくらい迷惑になつてもいいか！  
とりあえずBさんに電話しておこう。

**市役所職員B：**さっきの民生委員のAさんの電話、緊急性があるとは言つてなかつたけど、あのAさんが気にするならちょっと見に行っておいた方がいいかな。

この民生委員さんと市役所職員との関係が、理想ではないでしょうか。想像してみてください、もしあ互いに面識がなかった場合、同じやりとりになつていたでしょうか？うまく橋渡しされたでしょうか？

電話先の、または電子メールの受け手の人の“顔（背景や性格等）”が思い浮かぶ場合とそうでない場合では、同じコミュニケーション手段を使っていても、情報の伝わり方は大きく違ってきます。

“顔の見える関係”とは相手とお互いに周辺的情報を想起させあう関係のことです。これが、本計画が目指す地域福祉のネットワークの基礎です。

### 第3節 『第4次計画』の事前調査から見える現状と課題

新型コロナウイルス感染症流行の影響で、一部制限を余儀なくされましたが、この『第4次計画』を策定するために、次にあげるような事前調査を実施し、志摩市の地域福祉を取り巻く現状と課題について検討しました（各調査の補足説明等は、「資料編」に記載）。

2020年度（令和2年度）実施の事前調査	
事前調査名	調査の概要
地域座談会	市内の自治会区を単位に、地区の現状等について聞き取り調査を市内20地区で実施。
第4次志摩市地域福祉（活動）計画の策定に向けた市民意識調査（市民意識調査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施方法：郵送により調査票を送付。郵送により回収。</li> <li>実施期間：9月25日～10月31日</li> <li>調査対象：8月末時点の市の住民基本台帳から、市内5町の人口比に基づいて、18歳以上人口3,000名を層化無作為抽出。</li> <li>調査票の配布数：3,000 回収数：1,500 回収率：50.0%</li> </ul>
志摩市の地域福祉の将来を考えるためのアンケート調査（中学生意識調査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施方法：市内中学校に調査票を配布。ホームルーム等の学校時間に記入し、後日回収。</li> <li>実施期間：10月13日～10月31日</li> <li>調査対象：市内中学校に在籍する3年生全員</li> <li>調査票の配布数：313 回収数：301 回収率：96.2%</li> </ul>

2021年度（令和3年度）実施の事前調査	
事前調査名	調査の概要
ボランティア等座談会	市内のボランティアや市民活動をされている方を対象にしたヒアリング調査を実施。
企業ヒアリング	市内の企業を対象に、地域福祉や地域づくりについての考え方や取組等の実態について、ヒアリング調査を実施。
介護事業所座談会	市内の介護事業所を対象に、現状や課題についてヒアリング調査を実施。
こども分野ヒアリング	市内の子育て支援団体を対象に、現状や課題についてヒアリング調査を実施。
障がい福祉事業所座談会	市内の障がい福祉サービス等指定事業所を対象に、現状や課題についてのヒアリング調査を実施。

これらの事前調査から、志摩市の地域福祉の現状と課題について見ていきます。

## (1) 事前調査にみる地域生活課題

### ① 低下傾向が懸念される地域活動・地域の互助機能

#### ○ 担い手の継承の問題

志摩市の地域福祉は、地域の住民同士の信頼感と助け合い（地域の互助機能）によって支えられています。「市民意識調査」では、「地区の人たちはお互いに信頼し合っていると思いますか」という質問に対して、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」という肯定的な回答が約 61.0%、同様に「地区の住民はお互いに助け合っていると思いますか」という質問に対して、肯定的回答が約 62.6%でした。

しかし、今回の事前調査では、この地域の互助機能の低下を危惧する声も多く聞かれました。

特に多く聞かれたのが、さまざまな地域活動を行う諸団体における担い手の高齢化が進む中で世代交代が進まず、近い将来、活動を継続することができなくなることを心配する意見でした。この担い手の継承の問題は、地縁的なつながりを基礎にする自治会や老人クラブ、民生委員・児童委員といった、地域の住民組織にとっても深刻な問題になりつつあります。「地域座談会」では、自治会の役員の世代交代さえも苦労している、という声が聞かれました。

原因としては、現役世代および若年人口の人口流出と住民の高齢化の影響がまず指摘されるところです。しかしそれだけではなく、志摩市の産業構造の変化によって、現役世代の人たちの生活スタイルが変わってきていることも、原因として指摘されました。具体的には、定年後も働き続ける人が増加していること、地区外または市外に勤務する人が増えて自治会の寄り合い等にスケジュールが合わせられない人が増えていること、そして、特に若い世代では夫婦共働きが増えていること、夫婦ともに地域行事のスケジュールに合わせられない人が増えていること、などが指摘されました。

#### ○ ボランティア活動に対する支援充実の必要性

今回の事前調査では、「地域づくり」がこの計画の重要な要素になるとの見通しから、ボランティアや市民活動の担い手の方々に対するヒアリング調査を実施しました。そこから見えてきたことは、ボランティアや市民活動に対する支援のあり方として、活動場所や活動資金の確保のための支援といった、日常的な活動のための支援だけではなく、より包括的な支援の展開が求められているということです。

事前調査で出た意見の一つは、活動の活性化を図るために、団体間の交流の促進や学習機会等を求める意見です。交流や学習の機会を通して、活動に新たに必要になった知識を更新したり、活動の内容や経験の情報を交換したり、そして“想い”を共有したりすることが、活動継続と発展の動機づけになると期待されます。

また別では、ボランティアや市民活動の活躍の機会や場をつくっていく支援の必要性が議論されました。例えば、行政や社会福祉協議会が実施しているボランティア養成講座等を受講したが、活躍の場が得られず、活動につながっていない方も多いことが指摘されました。

これらの意見を踏まえると、ボランティアや市民活動の発展に向けた支援は、活動への参加者を増やすための取組み、活躍の機会を広げるための取組み、活動のための場や資金の確保を支援する取組み、活動内容の充実を図るための情報・交流の機会をつくる取組みといったように、ポイントとなる項目に対して包括的な支援を展開することが求められていると言えます。

## ② 移動手段等の社会基盤の課題

### ○ 移動手段の問題と社会的排除のリスクの高まり

志摩市が抱える地域生活課題のひとつとして、地域の交通手段の問題は無視できない影響を与えるつあると言えます。高齢者等の移動困難者が直面している買い物困難の問題は言うまでもありませんが、今回の事前調査では、移動手段がないために、さまざまな社会的排除と呼ばれる課題が生じていることが明らかになってきました。

「中学生意識調査」では回答者の約 35.9%が、「交通手段が不便で、普段、友人と自由に会ったり出かけたりできない」という質問に対して、「そうだ」「だいたいそうだ」と回答しています。また、「障がい福祉事業所座談会」では、障がい者の方が自由に移動できる交通手段がないことが、障がい者の方の一般就労の機会を奪っているとの指摘がありました。さらに、ボランティアや市民活動の担い手からは、実施するイベント等への参加者の移動の問題だけではなく、高齢化にともなって、移動手段がなく担い手が活動に参加できなくなっている事例が紹介されました。

### ○ 子育て世代の“居場所”問題と社会インフラ

また、社会基盤に関わる別の課題として、「子ども分野ヒアリング」では、母親等の育児世代の“居場所”的問題が指摘されました。まず、「子ども分野ヒアリング」の対象となった団体のほとんどが、子育て中の母親等が集まれる場所がない、という問題意識を基礎に立ち上げられており、子育て中の母親等が孤立しがちであるという問題が背景にあります。

その上で、このヒアリングで強く出た意見の一つは、市内の公共施設等の多くが子育て仕様（トイレや授乳室等）になっておらず遊びに行きづらい、そして、休日や雨の日にも自由に行ける子育てスペースや遊び場が市内にない、という意見でした。また、子育てに関する情報インフラが不十分で、有益な情報が得られにくいとの意見もありました。

子育て世代の親や子どもたちの“居場所”的問題の背景には、人びとの生活スタイルの変化にともなう考え方やニーズの変化という事情もあり、世代間で考え方のギャップが存在しているとの指摘がありました。

## ③ 高まる「孤立」問題のリスク

人口の高齢化と高齢者のみによって構成される世帯の増加によって、特に高齢者が地域から孤立するリスクが高まっていることが懸念されます。「市民意識調査」では、「虐待や孤独死等の問題は、お住まいの地区においては無縁である」と思うかという質問に対して、「あまりそう思わない」と「そう思わない」の回答が 33.6% (1,500 人の回答者の内 504 人) にのぼり、地域の課題として孤立の問題に不安を感じている市民が、決して少なくないことが示されました。

今回の事前調査でも、独居の高齢者の日ごろの生活に話し相手がいないことが多いため、サロン等の交流イベントに対して高いニーズがあることが報告されています。また、人口流出と少子化、そして小中学校の統廃合が進んだことで、地域で子どもの声を聞くことが無くなったり、または高齢者が子どもたちと触れ合う機会が無くなったり、といった声も高まってきています。

また、単身世帯の高齢者の増加といった人口構造および世帯構造の変化は、社会保障制度や社会福祉制度の運用にも影響を与えます。例えば事前調査では、身内の少しの手助けがあれば対応できる生活課題に対して、子ども世代が身近におらず、近所に住むきょうだいは高齢で支援が

困難という場合が増え、そのような生活課題を介護保険制度で対応しようとして、介護サービスが手厚くなりすぎてしまう事例が紹介されました。これは、社会保障制度や社会福祉制度が前提にする社会構造から逸脱することで、制度が想定しない生活課題が生じている場合で、「制度のはざまの問題」と呼ばれているものです。

#### ④ 不安全感の残る災害時の助け合い

志摩市は、その地理的特徴から自然災害に対する備えを欠かすことができません。

志摩市の地域福祉は、先に述べたように、地域の住民同士の信頼感と助け合いによって支えられています。それは、上に紹介したように「市民意識調査」にも示されています（肯定的回答が62.6%）。

しかし同時に、「市民意識調査」の「地区では、災害の避難時に、移動困難な住民を助け合う準備がある」と思うかという質問に対しては、「そう思う」「おおむねそう思う」の肯定的回答が27.6%、「あまりそう思わない」「思わない」の否定的回答が41.6%、「どちらとも言えない」「無回答」が30.8%となりました。

人口構造および世帯構造といった社会構造の変化、そしてそれらにともなう、上に見てきた互助機能の低下などの変化を考慮すると、防災担当の部署をはじめとする関係する団体や機関等と連携して、災害時のために地域福祉を推進する必要があります。



## 市でも社会的孤立は深刻な問題になりつつあります

### ● 増加する孤立死と思われる事案

高齢化が進む市内では、社会的孤立のもっとも深刻な問題のひとつである孤立死の事例が増えつつあります。孤立死に該当するのではと思われる事案が、年間に10件あった地区も報告されています。

内閣府の「高齢社会白書」には、「誰にも看取られることなく息を引き取り、その後、相当期間放置されるような『孤立死（孤独死）』」と記載されていますが、実は、孤立死について政府の明確な定義はありません。定義がないのは、定義することが難しいほど、さまざまなかasesがある複雑な問題だからです。

孤立死と思われる事案の特徴のひとつは、むしろ周囲が日ごろ気に留めることのない、70歳前後で比較的若く元気な方に見られることです。また、身内や近所の人ではなく、宅配便や新聞配達人といった生活に関連する事業者の方が異常に気づくことが多いことも特徴のひとつです。

市内の特徴として、回観板等による地域との接触がほとんどない、自治会に加入されていない方の事例が増えています。

### ● 生活スタイルの変化と地域での孤立

社会的孤立の問題は、高齢者に多く見られる孤立死だけではありません。生活スタイルの多様化により、若い世代の人を中心市でも職住地域の分離が進み、仕事等で社会には参加しているが、地域では孤立しているという方が増えています。そうした方々が仕事を失うなどを契機に、地域での孤立にとどまらず社会的な孤立に陥ることがあります。

こういった点が、社会的孤立の問題の難しいところです。この場合おそらく、仕事等を通じた社会参加の場があるため、地域での孤立をご自身は問題とは感じておらず、むしろそのライフスタイルを選択していることもあります。ただ、何かをきっかけに社会的な孤立に陥ったとき、必要な支援につながれなくなることがあります。

## (2) 事前調査に見られる地域の資源

### ① 住民の“想い”と地域行事とのギャップ

地域の互助機能の低下傾向の懸念を上に述べましたが、事前調査では住民の“想い”が地域行事につながっていない可能性を示す結果が見られました。

「市民意識調査」の「地区の行事や取り組みに協力的ですか」という質問に対して、「協力的である」「どちらかといえば協力的である」という肯定的回答が約52.8%、「どちらかと言えば協力的ではない」「協力的ではない」の否定的回答が約25.8%、そして「どちらともいえない」の回答保留が約18.9%でした。

他方で、「地区では、祭りや防災訓練など、住民が寄りあう行事が多い」と思うかという質問や、「地区では、老人クラブや子ども会など、住民による地域活動が盛んである」と思うかという質問に対しては、「そう思う」「おおむねそう思う」の肯定的回答がそれぞれ約32.7%と23.8%、「あまりそう思わない」「そう思わない」の否定的回答がそれぞれ約40.0%と29.9%、そして「どちらとも言えない」の回答保留がそれぞれ約18.6%と22.2%でした。

これを踏まえると、地域をより良くするための取り組み等に協力的な姿勢を持つ人びとの“想い”が、地域づくりなどの取り組みや活動にうまくつながっていない可能性を指摘することができます。事前調査のヒアリング調査でも、ボランティアや市民活動に対する理解が地域で十分に得られておらず、活動に参加することがためらわれるといった意見が紹介されています。

住民の“想い”と地域行事・取組みとの間のギャップを埋めるような取り組みを展開することが、地域の互助機能の強化を図る糸口と考えられます。

### ② 経験の有無がボランティアへの前向きな姿勢につながる

「市民意識調査」の中の、ボランティアの経験の有無をたずねる質問と、今後のボランティアへの参加姿勢をたずねる質問の回答をクロス集計した結果が、図表2-22です。

この結果に見られるように、ボランティアの経験がある回答者は、今後のボランティア活動への参加姿勢でも積極的である傾向を見て取れます。

この結果だけから、「ボランティアに参加して経験すれば、今後のボランティアへの参加に前向きになる」というような因果関係を見ることは慎まなければなりません。しかし、ボランティアの経験の有無と参加姿勢との間に関係があるとは言えますので、ボランティアや市民活動の展開を支援し、これらの活動を人びとが体験する機会を広げることが、ボランティアや市民活動の活性化につながると期待できます。

図表 2-22 ボランティア経験の有無と今後の参加姿勢

		「今後、機会があればボランティアに参加したいと思いますか」				合計
		参加したい	できれば参加したい	あまり参加したくない	参加したくない	
ボランティアをしたことがある	回答数	66	305	160	47	578
	%	11.4%	52.8%	27.7%	8.1%	100%
ボランティアをしたことがない	回答数	18	231	375	194	818
	%	2.2%	28.2%	45.8%	23.7%	100%
合 計	回答数	84	536	535	241	1,396
	%	6.0%	38.4%	38.3%	17.3%	100%

資料：「第4次志摩市地域福祉（活動）計画の策定に向けた市民意識調査」「2020年度（R2）」

## 第3章 計画の目標とそのための重点施策

### [ 計画の理念 ]

誰もがつながりあい自分らしく暮らす志摩市

～すべての市民に“居場所”のある地域社会をめざして～

#### 第1節 地域福祉推進の理念

計画の理念は、この計画が目指している5年後（2027年（令和9年））の志摩市の地域社会をあらわしています。

市の地域社会は、長年にわたって培われてきた地域住民のつながりやきずなによって支えられてきました。しかし、近年の人口および世帯構造の変化によって、さまざまな“生きづらさ”を抱えている人びとが、地域で孤立しやすくなっていると懸念されます。人びとが地域や社会で孤立することを防ぎ、必要があれば誰もが適切な支援につながることができ、自立した生活がおくれる地域社会をつくっていく必要があります。

この計画は、これから5年間の地域福祉の推進によって、市に暮らすすべての人びとが、志摩市そしてその地域の一員であると感じられる包摂的な社会、すなわち、「すべての市民に“居場所”のある社会」の構築を目指しています。この理念には、次の2つの目標が含まれています。

##### (1) 「誰もがつながりあう」地域社会を目指します

近年、少子高齢化などの社会構造の変化、そして新型コロナウイルス感染症流行の影響等によつて、さまざまな“生きづらさ”を抱え、社会のなかで孤立する人びとが増えていることが心配されています。

生活課題を抱える人びとに対して、社会保障制度や社会福祉制度による支援を適切に提供する体制を整備していくことは、これまでと変わることなく最も基本的で重要な目標です。

一方で、近年の“生きづらさ”の中には、社会保障制度や社会福祉制度が想定しておらず、これらの制度による対応が困難な課題があります（制度のはざまの課題）。また、抱えている課題の一つ一つは軽度であっても、そういった軽度の課題が複数重なることで、深刻な“生きづらさ”

図表 3-1 計画の理念と重点施策



になっている場合もあります（複合的な課題）。さらに、周囲との関係が希薄化して社会や地域で孤立し、支援を利用することが望ましい場合でも、自ら支援を求める声を上げられない、また、周囲も気づきにくい状態に陥っているという課題も生じています。（社会的排除の課題）。以下では、これら「制度のはざまの課題」「複合的な課題」「社会的排除の課題」を総称して、「複雑・分野横断的な課題」と呼びます。

社会保障制度や社会福祉制度は、多くの人が直面する典型的な生活課題を想定して設計されています。そのため、「複雑・分野横断的な課題」に共通する特徴として、社会保障制度や社会福祉制度による支援では、対応が困難であることが指摘されています。複雑・分野横断的な課題に直面する人びとは、制度による支援につながりにくい結果、支援を受けられずに生活課題が深刻化し、社会や地域のなかで孤立し、ますます必要な支援につながりにくくなる場合があります。

「複雑・分野横断的な課題」のこのような特徴を考慮すると、さまざまな“生きづらさ”を抱えている人びとが孤立せず、必要な時に支援につながることができる、誰もがつながっている地域社会を構築する必要があります。

そして、「複雑・分野横断的な課題」に対しては、制度による支援だけではなく、地域福祉の担い手が協働して多様な支援をつくっていく必要があります。そのためには、地域の人と人、人と資源とのつながりを促進し、住民が主体的に「地域生活課題」の解決を図っていく地域力をさらに高める必要があります。

この計画は、地域の人と人、人と資源とのつながりを再構築し、さまざまな“生きづらさ”を抱えている人びとをも含めて、「誰もがつながりあう」地域社会の実現を目指し、そのための環境の整備を推進します。

## （2）「誰もが自分らしく暮らす」地域社会を目指します

「自分らしく暮らす」とは、自立した生活を意味します。自立した生活とは、すべてを自分自身で行う生活ではありません。必要な支援を適切に受け、尊厳をもって周囲から尊重される生活のことです。

「誰もが自分らしく暮らす」地域社会を構築するためには、次の2つの課題への取り組みが必要です。

第一に、社会保障制度や社会福祉制度を効果的に運用し、人びとにこれらの制度による支援が適切に届く相談支援体制を整備する必要があります。

第二に、「複雑・分野横断的な課題」を念頭に、誰もが必要な支援につながる相談支援体制を整備する必要があります。

社会保障制度や社会福祉制度による相談支援体制のいっそうの充実、そして、これらの制度での対応が困難な複雑・分野横断的な課題を念頭において相談支援体制の構築、この両方を整備することで、「誰もが自分らしく暮らす」地域社会の構築を目指します。

## 第2節 計画の重点施策と基本方針

上記の理念の実現を目指して、「地域づくり」のための環境整備、「包括的な相談体制」の構築、そして「包括的な支援体制」の構築の3つの重点施策を推進していきます。

### (1) 「地域づくり」のための環境整備

「誰もがつながりあう」地域社会の実現のためには、地域づくりの担い手が相互につながり協働する環境をつくることが重要です。このような環境が構築されることで、地域住民が主体的に地域生活課題の解決に取り組む地域力が高まり、地域の人と人、人と資源との関係の再構築が促進されると期待されます。

地域づくりの担い手の中心は、その地域に暮らす住民であり、自治会や老人クラブ、消防団、そしてPTA等の子どもに関わる活動や組織、さらに民生委員・児童委員等です（以下、これら地縁的なつながりを基礎にした地域住民の団体や活動を総称して“住民組織”と呼びます）。地域づくりのもう一つの重要な担い手は、共通の关心や想いを基礎に市民が主体的に行っている、ボランティア、市民活動、非営利団体（NPO）等です。

第2章に見たように、近年、住民組織やボランティア・市民活動団体からは、担い手の高齢化が進むなかで世代交代が進まず、近い将来における活動の継続に困難を感じるとの声が聞かれます。他方で、地域に関する想いを持った人が多くいます。住民主体による地域づくりを推進するためには、地域住民・市民が持っている“想い”を、地域づくり活動につなげていくことが求められています。そこで、地域の住民活動やボランティア・市民活動が展開されるための社会環境（プラットフォーム）の構築を目指します。

### 重点施策の基本方針

● 住民組織に対する支援：地縁的なつながりを基礎にした住民組織の活動に対する支援では、地域の将来のあり方について個々の住民が持っている問題意識や目的意識を地域のなかで共有し、住民主体の新たな地域づくり活動が展開されていくような環境の整備を推進します。

● ボランティア・市民活動に対する支援：共通の关心や想いをつながりの基礎にするボランティアや市民活動に対する支援では、活動場所の確保や活動資金獲得のための支援といった日頃の活動に対する支援だけではなく、ボランティア・市民活動が広がっていく上でポイントとなる諸段階を見据えて、総合的な支援の展開を目指します。

## (2) 「包括的な相談体制」の構築

『第3次計画』の重点施策の一つであった総合相談窓口の構築は、次の2つを基本方針に推進しました。第一に、市役所の福祉分野を担当する各部署間、および社会福祉協議会との間の“タテフリ”の問題を解消するために、分野横断的な調整機能の担い手として、「相談支援調整会議」を設置しました。二つ目は、地域に身近な相談の受け皿の担い手である民生委員・児童委員や自治会役員等と、市役所や社会福祉協議会の相談窓口との間に、“顔の見える関係”をつくる取り組みを進め、対応に躊躇するような場合や些細な気づきであっても、市役所や社協の分野専門的な相談窓口につながる関係の構築に努めました。

これらの取組みは、おおむねその目的を達成できていると評価できます。他方で、理念に掲げる「誰もが自分らしく暮らす」地域社会をつくっていくためには、「複雑・分野横断的な課題」を念頭に、誰もが必要な支援につながる相談支援体制を整備する必要があります。

### 重点施策の基本方針

- 地域に身近な相談窓口の整備：地域や社会から孤立して相談につながりにくいという「複雑・分野横断的な課題」の特徴を考慮すると、市役所や社協の分野専門的な相談窓口に相談が来るのを待つだけではなく、さまざまな“生きづらさ”を抱え孤立するリスクをもつ人びとを早期に発見する体制が必要です。そのために、地域に身近な相談窓口の整備を推進し、アウトリーチ機能の充実を目指します。
- 相談アセスメント機能の向上：誰もが必要な支援につながる相談体制を構築するために、相談者の抱える“生きづらさ”的背景や事情を踏まえて相談の内容を読み解くアセスメント力の向上に取り組みます。
- 総合相談機能の強化：市役所の福祉分野の各部署間、そして社協との間の分野横断的な調整を担う「相談支援調整会議」の機能を高め、市役所や社協の分野に特化した専門的な相談窓口のすべてが、総合相談窓口として機能する体制を構築します。

## (3) 「包括的な支援体制」の構築

包括的な支援体制の構築を進める上での課題は、次の2点です。

第一に、社会保障制度および社会福祉制度を、効果的に運用する体制の整備です。特に、いくつかの生活課題が重なり複雑化している場合に、相談者を窓口の間で“たらい回し”することなく、市役所の部署間が連携し、必要な支援に適切につなげる相談支援体制を構築する必要があります。

第二に、「複雑・分野横断的な課題」で、社会保障制度および社会福祉制度の適用が難しいけれど、社会や地域から孤立することを防ぐために何らかの支援が必要と思われる要支援者に対する支援体制の整備です。

社会保障制度や社会福祉制度による相談支援、そしてこれらの制度での対応が困難な複雑・分野横断的な課題を念頭においた相談支援の両方を整備することで、計画の理念の達成を目指します。

## 重点施策の基本方針

- 複雑で困難な生活課題を抱えている人を適切に制度による支援につなぐ、「断らない支援体制」の構築を目指します。具体的には、相談支援調整会議の機能の向上を図り、市役所の福祉分野の各部署間、そして社協との間の横断的な連携を高め、制度による支援を効果的に行える体制の整備を推進します。
- 社会保障制度や社会福祉制度の適用は難しいが、“生きづらさ”を抱え孤立のリスクがあり支援につながりにくい人びとに対して、「つながる支援体制」の構築を目指します。具体的には、つながり続けることで孤立することを防ぎ、自立した生活に向けて伴走型の支援が行える体制の整備を推進します。



## // コラム //

### プラットフォーム

想像してみてください。あなたは、小物を作るのを趣味にしています。そして、その小物を定期的に販売しようとしています。

定期的に販売しようとしたら、作るだけでなく、売る場所の確保、お金の適切な処理、プロモーション（宣伝）…、とても多くのことを手掛ける必要があります。そしてその大変さに押しつぶされて、断念…。こんな時、自分が一番取り組みたい“創作”に専念できるように、他のことを提供してくれる“場”があればどうですか。この“場”がプラットフォームです。この言葉は、「プラットフォーム企業」といったように主にIT業界で使われ、例えば、「Amazon」や「楽天市場」などを言います。

ボランティアなど、市民の主体的な地域活動もまた同様です。まちを良くしたい、といった市民の“想い”が行動や活動につながる社会とは、単に活動を支援するだけではなく、そういう行動や活動を起こし展開するために必要なサービスが提供され、そして利用しやすい社会です。

多くの人が思い思いに映像を投稿する「YouTube」という“場”的ように、誰もがそれぞれの“想い”にもとづいて地域社会に参加できるプラットフォームの構築を目指します。

## 第4章 計画実現のための行動計画

この章では、これから約5年間に地域福祉の推進として市が「取り組む事業」の行動計画について述べます。

まず、第3章で述べたように、この計画は、「地域づくり」「包括的な相談体制」「包括的な支援体制」の3つを重点施策に掲げています。本章では、この3つの重点施策の行動計画の内容を説明します。

次に、地域福祉を推進するためには、関係する分野との連携が欠かせません。市役所の福祉行政は、社会保障制度および社会福祉制度の体系に合わせて、高齢・介護、子育て、障がい、生活困窮、健康・保健の5つの分野に分かれ、それぞれの分野ごとに制度に基づく専門的なサービスや支援の供給を行っています。地域福祉を推進する上で、これらのそれぞれの分野が供給する専門的な支援やサービスと、上記の地域福祉推進のための3つの重点施策とが連携する必要があります。

そしてまた、地域福祉を推進するためには、第2のセーフティネットとされる生活困窮者自立支援制度や、その他のさまざまな“生きづらさ”を抱えた人たちの権利を保障したり支援したりするための諸制度（再犯防止推進の取組みや成年後見制度など）との連携も欠かせません。

この章では、この計画による地域福祉推進の核となる3つの重点施策の行動計画について述べるとともに、関連分野との連携について述べていきます。

### 第1節 地域福祉推進のための3つの重点施策の行動計画

#### (1) 重点施策「地域づくり」のための行動計画

「地域づくり」の重点施策では、地域づくりの主な担い手それぞれを対象に取組みを推進します。

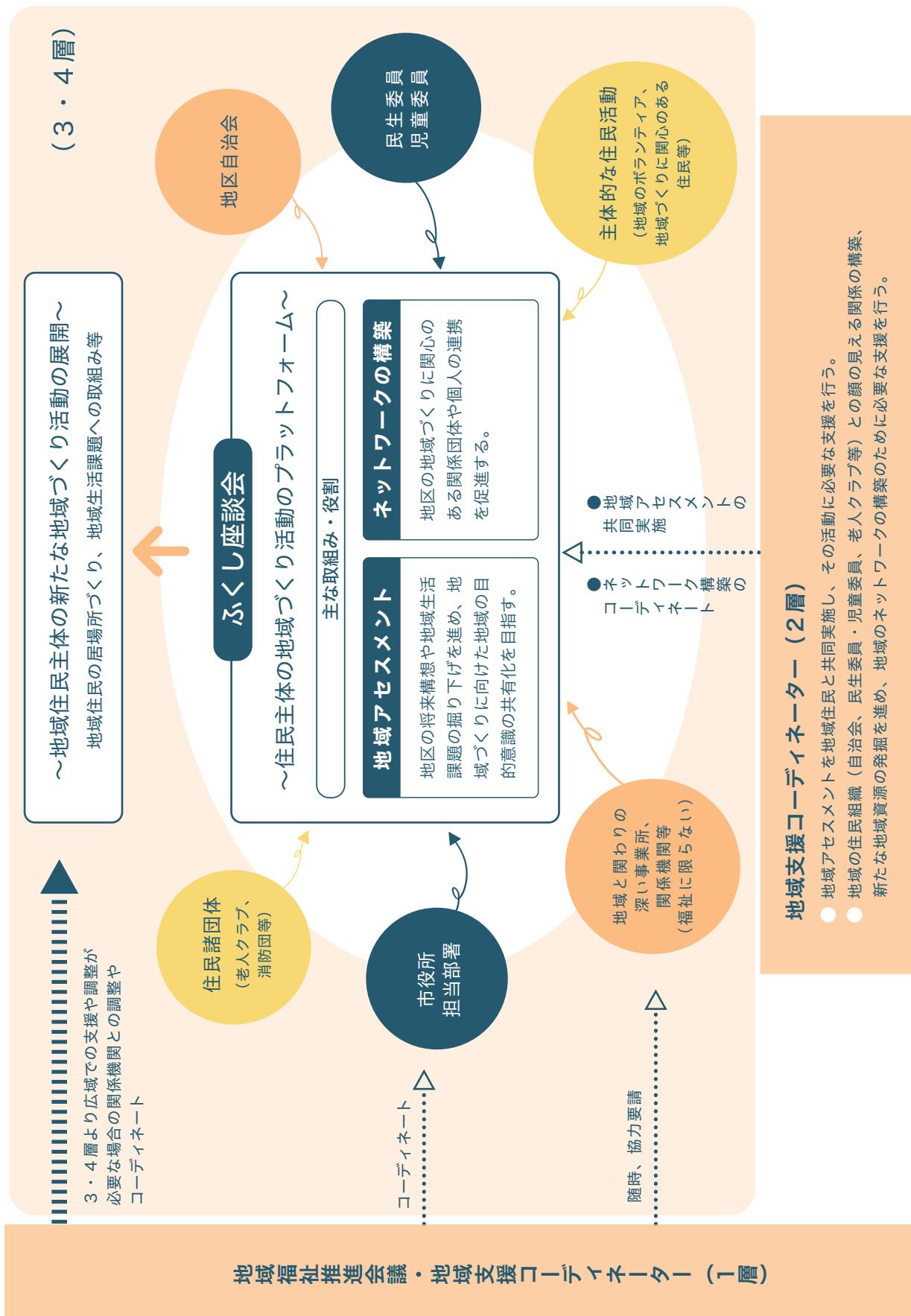
一つは、自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ、消防団、そしてPTA等の子どもに関わる活動や組織等、主に地縁的なつながりを基礎にした住民組織による地域づくり活動の環境整備に取り組みます。もう一つは、ボランティア活動や非営利団体（NPO）そして市民活動等、共通の関心や想いを基礎につながるボランティア・市民活動団体の活動の環境整備に取り組みます。

##### ① 住民組織の活動のための環境整備（図表4-1）

###### ○ 取り組むべき課題

- 人口の減少と高齢化、そして単身高齢者世帯の割合の高まり、さらに現役世代の働き方の変化などを背景に、住民組織の担い手の高齢化が進む中で世代交代が難しくなっているとの声が多く

図表 4-1 住民組織の活動のための環境整備



- 地域アセスメントを地域住民と共同実施し、その活動に必要な支援を行う。
- 地域の住民組織（自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ等）との顔の見える関係の構築、新たな地域資源の発掘を進め、地域のネットワークの構築のために必要な支援を行う。

なっています。他方で、地域のさまざまな生活課題に問題意識を感じ、地域を良くしたいという“想い”をもち、地域の将来のあるべき姿に関心を持っている人も多くいます。こういったそれぞれの人がもっている“想い”が地域づくり活動につながる環境（プラットフォーム）を地域に整備していく必要があります。

●「制度のはざまの課題」「複合的な課題」「社会的排除の課題」といった「複雑・分野横断的な課題」を念頭に、さまざまな“生きづらさ”を抱えた人びとが社会や地域から孤立することを防ぐためには、そうした人びとが地域の一員であると感じられるような包摂的な地域社会を目指していく必要があります。そのためには、誰もが参加できる物理的または精神的な“空間”を、住民主体で地域に作っていくことが求められます。また一方で、こうした住民主体の活動が展開される環境を、行政そして社会福祉協議会が整備し支援する必要があります。

### ○ 行動計画

地域支援コーディネーターが、3層または4層を単位に「ふくし座談会」が定期的に開催されるように地域に働きかけ、その運営を支援していきます。

ふくし座談会	
目標	「ふくし座談会」は、住民組織をはじめとする地域づくりの担い手となる人びとが、地域が抱える課題や将来像について話し合い、地域に関わりのある人びとの“想い”を共有していく地域の“場”になることを目指します。そこから住民主体の新たな地域づくり活動の展開が期待されます。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>住民組織等の間のネットワークの構築</b>：地域づくりに関心のある個人や関係団体の連携の促進を目指します。</li> <li>● <b>地域アセスメントの実施</b>：地域の将来構想や「地域生活課題」（第1章参照）について掘り下げ、地域づくりに向けて問題意識や目的意識の共有化を目指します。</li> </ul>
市役所・社協の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>地域支援コーディネーターの配置</b>：住民組織等による地域づくりのための環境整備とその支援を担います。特に、地域アセスメントを地域の人びとと共同で実施し、ふくし座談会の運営を支援します。</li> <li>● <b>ふくし座談会のためのネットワーク構築の支援</b>：住民組織間そして地域づくり活動に関心のある住民との間をつなぎます。また、地域づくりを進める上で関わることが望ましい、地域と関わりの深い事業所や関係機関への働きかけを支援します。</li> <li>● <b>関連部署の積極的参加</b>：ふくし座談会で話し合われる話題を担当している市役所の部署は、積極的にふくし座談会に参加します。</li> <li>● <b>より広域な取組みのための調整</b>：ふくし座談会から展開される地域づくり活動が、3層または4層よりも広域での支援や調整が必要な場合、関係機関等への働きかけと調整を担います。</li> </ul>
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域アセスメントに取り組み、個々の住民が感じている地域生活課題についての問題意識や、地域の将来像といった目的意識を、地域の中で共有することを期待されます。</li> <li>● 地域の中で“生きづらさ”を抱える住民が直面している課題を、地域アセスメントを通じて地域全体の地域生活課題としてとらえ、その問題意識を地域の中で共有することを期待されます。</li> <li>● 住民組織は、地域づくり活動の展開に積極的に取り組んだり協力したりすることで、住民・市民が主体的に地域生活課題に取り組む文化（ボランティア文化）を地域に醸成していくことを期待されます。</li> </ul>

## ② ボランティア・市民活動のための環境整備（図表4－2）

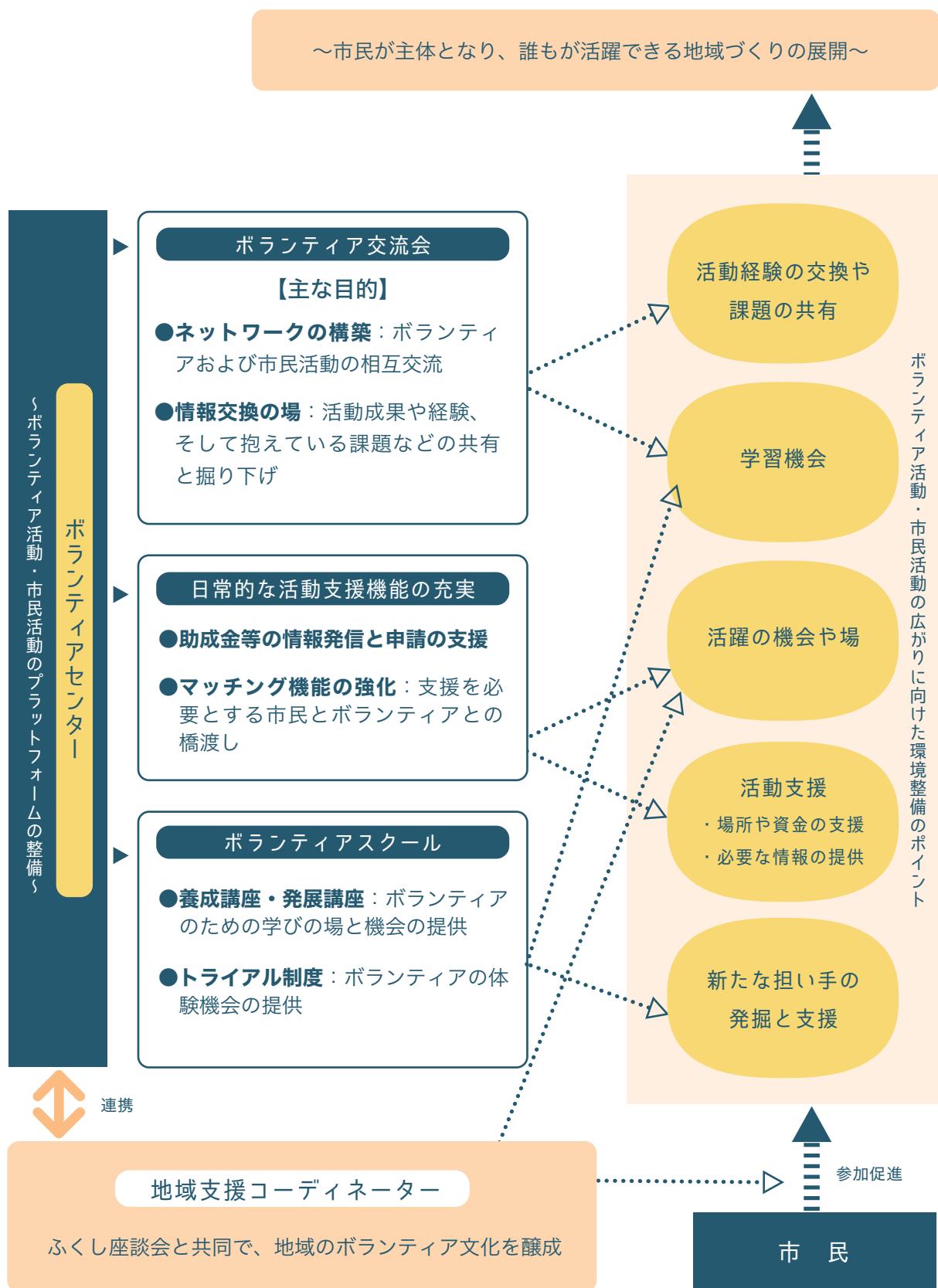
### ○ 取り組むべき課題

- 住民組織と同様に、ボランティア・市民活動の担い手も高齢化が進むなかで世代交代が難しく、近い将来に活動の継続が困難になることを心配する声が多く聞かれます。ボランティア・市民活動に対する支援においても、志摩市やその地域社会を良くしたいという市民の“想い”が、ボランティア活動や市民活動等へつながる環境（プラットフォーム）の整備が求められています。
- ボランティア・市民活動の担い手の方々から、活動の経験やノウハウ、そして活動のなかで生じている課題や困難などを、お互いに交換して話し合える交流の場を求める声が多くありました。ボランティア・市民活動のための環境整備として、活動場所や活動資金の確保などの日ごろの活動に対する支援にとどまらず、交流の場の整備など、ボランティア・市民活動が広がっていく上でポイントとなる項目を見据え、総合的な支援を展開する必要があります。

### ○ 行動計画

ボランティアセンターの機能強化	
目標	ボランティアセンターの機能強化を図り、ボランティア・市民活動が広がっていく上でポイントとなる項目を見据えた支援を総合的に展開することを目指します。具体的には、「新たな担い手の発掘と参加支援」「場所や資金、そして情報の適切な提供」「活躍の機会や場のコーディネート」「活動のための学習機会の提供」「活動の経験や課題の共有、そして相互の支援を促進するためのネットワーク構築の支援」といった項目を支援のポイントとして、これらに対する効果的で総合的な支援の提供を目指します。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"><li>●ボランティアスクールの充実：養成講座および発展講座の充実を図り、ボランティア・市民活動のための体系的な学びの機会と場の提供を目指します。また、登録ボランティア団体の協力を得て、ボランティア等に関心をもつ人びとが活動を体験できる機会を提供するトライアル制度の実施を目指します。</li><li>●日常的な活動支援機能の充実：活動資金となる助成金等についての情報の発信と、申請にあたっての支援の充実を図ります。また、ボランティア・市民活動の活躍の機会や場をコーディネートする支援として、支援を必要としている市民とボランティアとの間の橋渡しをする、マッチングの機能の強化を目指します。</li><li>●ボランティア交流会の開催：ボランティア・市民活動団体が活動経験や抱えている課題などを相互に交換し、それを掘り下げて話し合う交流会を、定期的に開催することを目指します。</li></ul>
市役所・社協の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>●ボランティア・市民活動の参加者との間に“顔の見える関係”をつくることに努めます。この関係を、ボランティアスクール事業やボランティア交流会事業の推進の基礎とします。</li><li>●ボランティアセンターの登録ボランティア・市民活動団体に、トライアル制度への協力を呼びかけるとともに、市民への情報提供に努めます。</li><li>●地域支援コーディネーターと連携し、支援を必要としている市民とボランティアとの橋渡しをするマッチング機能のための体制の構築に努めます。</li></ul>
市民・地域の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>●ボランティア・市民活動団体は、効果的なボランティアスクール事業とボランティア交流会事業の展開のために、ボランティアセンターと協働することを期待されます。</li><li>●ボランティアセンターに登録している団体は、トライアル制度に協力し、ボランティア活動の体験を希望する市民に機会の場を提供することを期待されます。</li><li>●ふくし座談会の活動とボランティア・市民活動との連携を深めることで、ボランティア・市民活動に対する市民の理解が深まるように努めることを期待されます。</li></ul>

図表 4-2 ボランティア・市民活動のための環境整備



## (2) 重点施策「包括的な相談体制」のための行動計画（図表4－3）

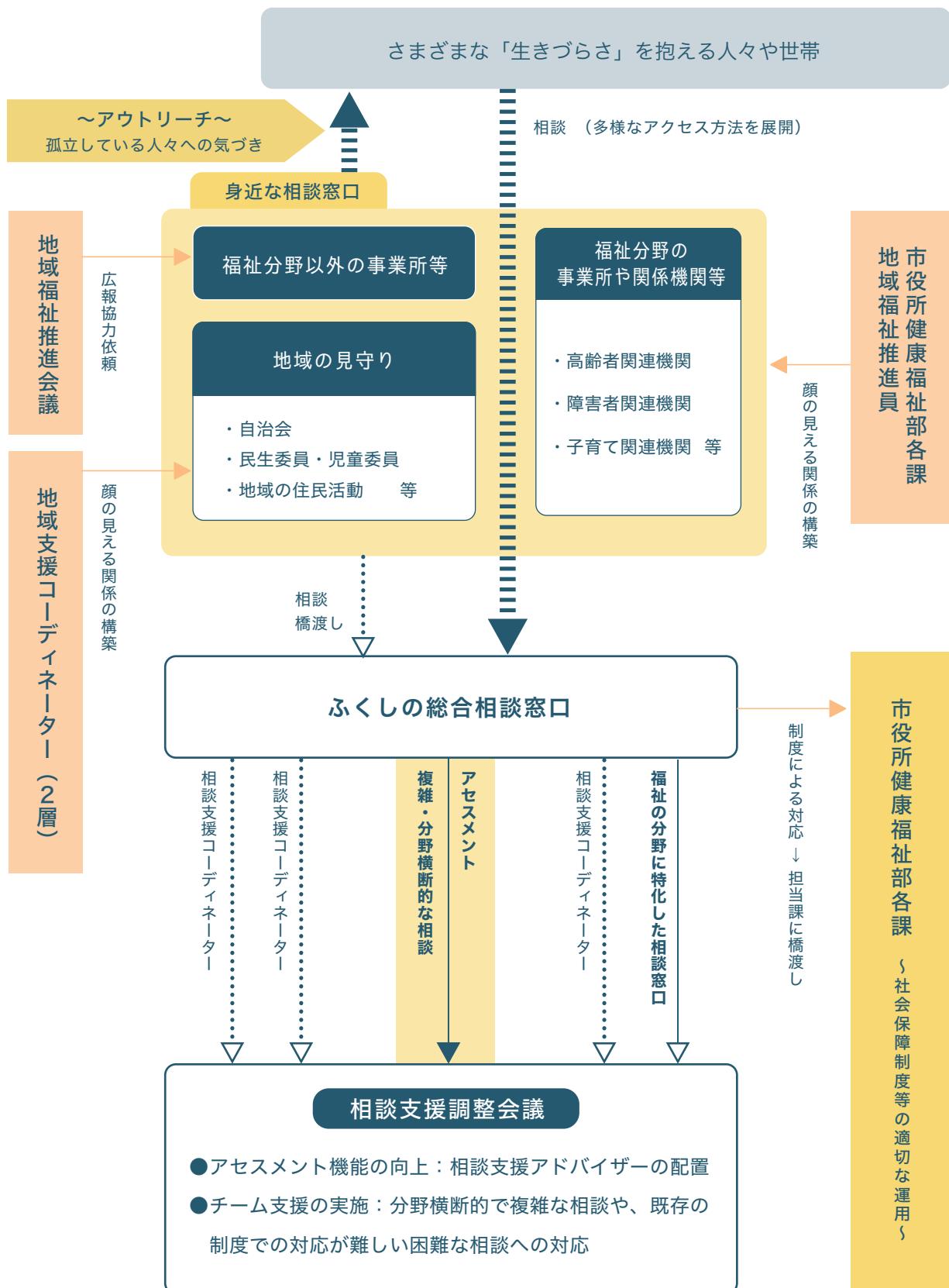
### ○ 取り組むべき課題

- 『第3次計画』で整備した総合相談窓口体制の発展を図り、さまざまな“生きづらさ”を抱え社会や地域から孤立している人びとを、適切な支援につなぐことができる相談窓口体制を目指す必要があります。特に、支援が必要と思われる人びとを早期に発見するアウトリーチ機能を高める必要があります。
- 社会保障制度や社会福祉制度の適用が難しい複雑・分野横断的な相談への対応力を、いっそう高めていくことが求められています。具体的には、制度による支援の適用が難しい相談についても、制度による支援が必要であれば効果的な制度運用による支援につなぎ、そして制度による支援が適用できない相談についても、社会や地域から孤立することを防ぎ、社会そして地域に“居場所”を感じられる支援につなぐ相談体制を構築する必要があります。

### ○ 行動計画

包括的な相談体制の構築	
目標	総合相談体制の拡充を図り、複雑・分野横断的な相談に対応できる総合相談体制の構築を目指します。具体的には、地域に身近な相談窓口機能のいっそうの充実を図り、さまざまな“生きづらさ”を抱え社会や地域から孤立している人びとを早期に発見するアウトリーチ機能の向上を目指します。また、相談支援調整会議の調整機能と相談アセスメント機能の向上を図り、対応が困難な相談を適切な支援につなげることができる相談体制の構築を目指します。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"><li>●<b>地域に身近な相談窓口機能の拡充</b>：福祉分野を問わず地域と関係がある事業所等に、地域に身近な相談の受け皿の担い手となる協力を呼びかけます。そして地域との関わりの視点を多様化することで、地域で孤立している人びとへの気づきを高め、アウトリーチ機能の向上を目指します。</li><li>●<b>相談に対するアセスメント力の向上</b>：相談の背景の諸事情を踏まえて相談者が抱える課題を読み解くアセスメント力の向上を図ることで、複雑・分野横断的な相談に対応して適切な支援につなぐ相談体制の構築を目指します。</li></ul>
市役所・社協の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域に身近な相談の受け皿の担い手との間に、市役所および社協の関連部署が“顔の見える関係”を作ることに努めます。この関係が、地域に身近な相談窓口から市役所や社協の専門的な相談窓口への円滑な橋渡しの要であり、この計画が目指す「地域に身近な相談窓口体制」と「アウトリーチ機能」の核です。</li><li>●相談支援調整会議に「相談支援アドバイザー」を配置し、市役所および社協の福祉分野の相談業務担当者のアセスメント力を高めます。</li><li>●複雑・分野横断的な課題を念頭に、総合相談窓口体制の構築に向けて、福祉分野の各部署間の横断的な調整を役割とする相談支援調整会議を中心に、市役所および社協の福祉の各分野の部署の連携を推進します。</li></ul>
市民の役割・地域	<ul style="list-style-type: none"><li>●日頃の生活や業務の中で、何らかの支援が必要だと思われる人や、社会や地域から孤立していると思われる人に気づいた際に、市役所や社協の相談窓口に情報を橋渡しすることを期待されます。</li></ul>

図表4-3 「包括的な相談体制」のための行動計画



### (3) 重点施策「包括的な支援体制」のための行動計画（図表4-4）

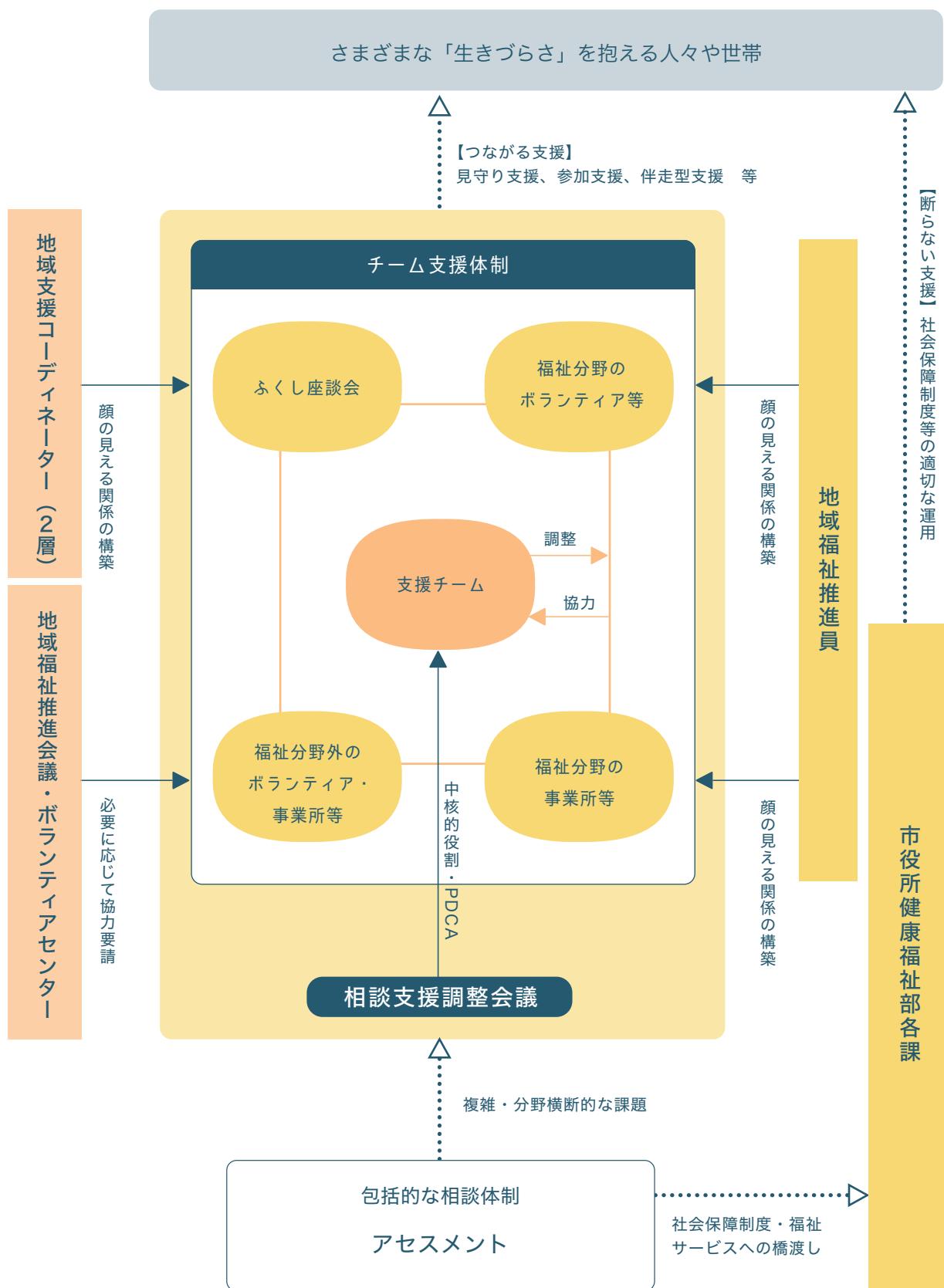
#### ○ 取り組むべき課題

- これまでの行政の支援は、社会保障制度および社会福祉制度を要支援者に適用することを目的にする、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」の考え方を基本に運用されてきました。このため、制度による支援の適用が難しい複雑・分野横断的な課題に対して、効果的な支援を展開することが困難でした。「具体的な課題解決を目指すアプローチ」に基づく制度による支援の効果的な運用は当然ですが、複雑・分野横断的な課題に対応するために、これまでとは異なる考え方に基づく支援アプローチを充実させていくことが求められています。
- 複雑・分野横断的な課題は、社会保障制度や社会福祉制度が想定している生活課題にあてはまることが難しいのが特徴です。そのためしばしば、市役所の特定の福祉分野に特化した専門的な窓口の間を“たらい回し”になってしまいます。社会保障制度および社会福祉制度の構造に対応した専門的な窓口の連携を高めて、制度による支援が必要な人びとを適切に支援につなぐ、包括的な支援体制の整備が求められています。

#### ○ 行動計画

包括的な支援体制の構築	
目標	さまざまな“生きづらさ”を抱える人や世帯を、必要な支援に確実につなぐために、「断らない支援」と「つながる支援」をコンセプトに包括的な支援体制の構築を推進します。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"><li>●関連部署の連携による「断らない支援」体制の構築：相談支援調整会議によって、市役所の福祉分野の相談支援業務の確認と見直しに取り組み、制度による支援の効果的な運営体制の整備を推進します。</li><li>●チーム支援による「つながる支援」体制の構築：制度による支援の適用が難しいが、さまざまな“生きづらさ”を抱えている人や世帯に対する支援として、「つながり続けることを目指すアプローチ」の考え方に基づく「つながる支援」体制の構築に取り組みます。「つながり続けることを目指すアプローチ」とは、支援者と要支援者が継続的につながり関わり合いながら、要支援者と周囲との関係を広げていくことを目指す支援であり、支援者と要支援者との間で構築された関係性そのものが支援であるとする支援の考え方です。「つながる支援」の運用は、相談支援調整会議の中に分野横断的に「支援チーム」を構成し、地区のふくし座談会、そして要支援者と関わりのある事業所やボランティア等と連携して、チームによる支援体制をつくることで実現を目指します。</li></ul>
市役所・社協の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>●複雑・分野横断的な相談に対して「断らない支援」を効率的かつ効果的に実施するためには、相談業務におけるアセスメント力の向上が欠かせません。相談担当職員のアセスメント力向上に努めます。</li><li>●市役所の福祉分野の各専門的相談支援を担当する職員に対して、割り振られた福祉分野の担当であると同時に、福祉分野の総合相談の担当であるとの意識づけに取り組みます。</li><li>●チーム支援体制による「つながる支援」を実現するためには、要支援者の周囲の住民組織や事業所やボランティア等の協力が欠かせません。そのために、市役所および社協の各部署が、日頃の業務等の中で連携している団体・機関等との間に、“顔の見える関係”を構築するよう努めます。</li></ul>
市民役・割り地 域	<ul style="list-style-type: none"><li>●「つながる支援」において、チーム支援体制に参加し、要支援者が社会や地域で孤立することを防ぐために、日頃の生活や業務のなかでつながり続けることを期待されます。</li><li>●ふくし座談会等の取り組みを通じて、社会および地域のなかに誰もが参加できる“居場所”づくりを進め、包摂的な地域社会の構築を推進することを期待されます。</li></ul>

図表 4-4 「包括的な支援体制」のための行動計画





## // コラム //

### 相談のアセスメントが、効果的な支援の糸口です

自分自身の困りごとを、正確に人に話すのは難しいことです。相談者が抱えている事情や背景を考慮しながら、相談者を適切な支援につなげていくことを「アセスメント」と言います。

#### ● 相談担当者の記憶に残る事例 1 男性

Aさんは当初、コロナ禍で職場が休業し、生活費のために特例生活福祉資金を借りたい、と相談にいらっしゃいました。お話をうかがう中で、Aさんは精神疾患をお持ちだが、通院もできず服薬もされていないこと、そして体調が不安定で、市外まで出かけることも困難であることが分かってきました。Aさんと相談しながら、医療費助成や年金手続などの制度利用を検討したり、ご本人が生活しやすい方法と一緒に考えたりすることで、少しずつ前向きになっていかれたように思います。この事例は、相談内容の背後に隠れていた本当の“生きづらさ”に、アセスメントによって気づくことができた事例です。

#### ● 相談担当者の記憶に残る事例 2 女性

Bさんは、長らく閉じこもりがちの生活をされていました。民生委員の勧めも後押しになり、ご自身で相談窓口に相談されました。Bさんの希望は、「就職したい」でした。ただ、お話の中から、生活リズムが整えられないこと、そして、長期間就労できていなかったため、仕事に対する自信を失っておられることが分かりました。そこで、ご自身に合った生活リズムを作っていくこと、そして、無理のない求職活動を始めることから支援し、前向きになられたと思います。この事例は、相談者の想いをアセスメントによって掘り下げることで、相談者に合わせて支援をオーダーメイドできた事例です。



## // コラム //

### 民生委員・児童委員の活動に見る「つながる支援」

「つながる支援」とは、人と人、そして人と資源とがつながり続けることを目的とした支援の考え方です。「つながる支援」の考え方とは、民生委員・児童委員などの地域に身近なところで相談支援を担われてきた方々が、これまでお持ちだったものです。

長い間、子どもたちの登下校時の見守りをされてきた民生委員・児童委員さんのお話を紹介します。

登下校時の見守りは、交通安全だけではないそうです。毎日顔を合わせてあいさつをしていると、子どもたちと関係ができ、その表情や何気ない会話から子どもたちの変化に気づくことがあるそうです。また、登下校時以外にスーパー等で子どもたちと会い、その保護者と関係が生まれることもあるそうです。学校や先生たちと関係ができるのは言うまでもありません。

ある時、朝ご飯を食べられていないんじゃないかな、と思った子どものことを先生に伝えると、先生たちも把握していて、学校で先生が食べさせたりして支援していた、ということがあったそうです。周囲の人との関係、そして周囲の人たち同士のつながり、こうした関係が幾重にもあることで、苦しさや生きづらさを抱えているのに声が出せない人を、何らかの支援につなげることができる、こうした考え方が「つながる支援」です。

## 第2節 地域福祉の推進を支える関連分野の取組み

市役所の福祉分野には、「高齢者」「障がい者」「子ども・子育て」「健康・保健（健康づくり）」「生活困窮者」の5つの部門があり、それぞれの支援対象者に専門的な相談支援サービスを提供しています。

本計画は、第1章で確認したように、社会福祉法の中でこれらの福祉分野の基本計画の上位計画に位置付けられ、共通する事項について定めます。

この節では、福祉の4分野の基本計画を、地域福祉の視点から見ていきます。生活困窮者については、節を改めて詳しく見ていきます。

### （1）地域福祉推進に関わる福祉4分野の動向

#### ① 高齢者：第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画

##### 基本理念

##### 『ささえ “あい” みとめ “あい” たすけ “あい”』

市の高齢者福祉の基本計画は、後期高齢者の増加への対処、住民主体の介護予防の促進、認知症施策の充実、元気高齢者の活躍の4つを課題にしています。そして、「私（！）」という個人を大事にしながらも、人びとは支え合うことで、まちをつくりあげることを基本方針として、基本理念に掲げられている3つの基本目標の実現を目指しています。

「ささえ “あい”」は、介護保険制度の総合事業の充実をはじめとして、高齢者が安心して地域で暮らし続けることができる地域づくりや支え合いの関係づくりの推進を目指しています。

「みとめ “あい”」は、認知症施策を中心にして、認知症の人を家族そしてその周囲が認めて見守ることができるような、地域が一丸となって認知症の人を支えるまちづくりの推進を目指しています。

「たすけ “あい”」は、高齢者の社会参加の促進を目的に、地域の交流やつながりが活発な環境づくりを目指しています。

## ② 子ども・子育て：第2期子ども・子育て支援事業計画

### 基本理念

『地域がともに支え合い、  
いつまでも親と子が安心できるまちづくり』

子ども・子育て分野には、子育て支援のための地域づくり、子どもや保護者の心身の保健福祉、教育、支援が必要な児童（児童虐待・ひとり親家庭・障がい児等）への取組み、子育て環境の整備、そして仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）と、非常に多様な領域が含まれます。

子どもの人口が減少傾向にあることから、市の教育・保育関連のサービスの「量」は確保できる見込みである一方で、女性の就業率の向上にともない、延長保育事業や一時預かりなどニーズの多様化が見られ、サービスの「質」の向上が課題です。そして基本方針として、保健・福祉・教育などさまざまな分野の関係機関やNPO団体など地域組織が連携し、地域が一体となって安心・安全な子育て環境の整備を推進することを目指しています。

## ③ 障がい者：第2期障がい者（児）計画・ 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

### 基本理念

『支え合う顔がみえるまち 志摩市』

2011年（平成23年）の改正によって、「障害者基本法」の理念は、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個人を尊重し合う共生社会の実現となりました。この共生社会の実現の考え方を受けて、近年、個人の機能障害のある人を障がい者とする、「医療モデル」に基づく障がい者の定義から、日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル」への転換が進んでいます。

これを受けて市の基本計画も、市に住むすべての住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を基本方針にしました。具体的には、地域のさりげない見守りや近所に相談相手のいる「つながり」を重視し、より良いつながり、ネットワークをさらに強化し、顔のみえる関係づくりを深めることで、地域の中で一人ひとりが自分らしく暮らし、自立できる社会の実現を目指します。

## ④ 健康・保健（健康づくり）分野：第3次健康志摩21

### 基本理念

#### 『誰もが健やかで助け合うまちづくり』

市の保健分野の基本計画である『第3次健康志摩21』には、「健康増進計画」「母子保健計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」の4つが含まれています。

●**健康増進計画（第3次）** … 健康増進を推進する上での課題として、少子高齢化、生活習慣病の増加、要介護認定者の増加、そして、家族構造や雇用形態等の生活スタイルの変化により多様化する価値観が挙げられます。こうした状況の中、健康づくりに積極的に取り組む市民や、地域における健康づくりを推進する市民を中心に、関係機関や関係団体がそれぞれの役割を果たし、健康づくりを推進することが重要です。「人が元気、まちが元気、イキイキと健やかに暮らせるまち」を基本理念に、誰もが健康で、活気に満ちたまちづくりを目指します。

●**母子保健計画** … 子育て家庭を取り巻く環境が複雑に変化し、核家族化や市外・県外からの転入等地域での関係性の低下から、地域の中で孤立して子育てをしている親も少なくありません。このよう状況のなか、「子どもの健やかな成長を見守りはぐくむ地域づくり」を基本理念に、子どもが将来に夢を持って健やかに育つ環境を築くため、社会全体で子育て家庭を温かく見守り支える地域づくりを進めています。

●**食育推進計画（第2次）** … 「豊かな自然がはぐくむ食育の推進」を基本理念に、海と山に囲まれた市の豊かな自然環境を活かし、市民一人ひとりが食に関心を持ち、心身の健康を維持・増進するとともに、食育の取組みが地域の活力となり、その発展につなげる地域づくりを目指します。

●**自殺対策計画** … 自殺に至る心理とは、さまざまな悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢を考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの乏しさや生きていても役に立たないなどの役割の喪失感を感じたり、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程とることができます。そのため自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働、その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、こころや身体の健康づくりの視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な支援が重要です。

## (2) 地域福祉の推進に関する福祉4分野の事業

上記の福祉4分野の基本計画にもとづき、市および社会福祉協議会によって、数多くの保健福祉の事業が展開されています。これらの事業を、本計画の重点施策の視点から整理します。これらの事業は、それぞれの基本計画にもとづく役割があり、それぞれに推進していく必要があります。他方で、事業同士が相互に補完し合う関係にあることも多く、その点では事業間の連携を図ることが望まれます。

### ① 地域づくり

事業名	事業概要	担当部署
お達者サポーター	養成講座を修了したお達者サポーター（介護予防リーダー）が身近な地域で介護予防活動を推進。	介護・総合相談支援課
あんしん見守りネットワーク	困りごとのある人や支援の必要な家族を、地域に関わりのある団体等が連携し、地域全体で見守り支援を実施。	介護・総合相談支援課
介護予防ボランティアポイント制度	地域支援ボランティアの活動者にポイントを付与し、高齢者の介護予防や生きがいづくり、社会参加の促進を目指した地域での支えあいの体制づくり。	介護・総合相談支援課
通いの場支援（通所型サービスB等）	地域での介護予防の推進、高齢者の居場所づくり活動等の支援。	介護・総合相談支援課
認知症カフェ	認知症の方とその家族、そして地域の方誰もが参加でき、地域でのつながりが広がることを目的とした認知症や介護、健康などについての身近な相談場所。	介護・総合相談支援課
認知症サポーター養成講座	認知症に対する正しい知識と理解をもち、地域で日常生活の支援をおこなうボランティアの養成。	介護・総合相談支援課
志摩市地域活動支援センター	障がい者、障がい児の日中の居場所と活動の場の提供。	地域福祉課
子育て支援センター	保育所・幼稚園等に在籍していない児童及びその保護者の居場所の提供。	こども家庭課
地域見守り事業	必要な人に対する地域による見守り活動。	社協
福祉委員会支援	福祉委員会の活動支援。	社協
ふくし座談会	地域の主体的な地域づくり活動の展開の支援。	社協
地域ふれあいサロン支援事業	地域での孤立を防ぐため住民が主体となって取り組む交流拠点づくりの支援。	社協
福祉学習	児童・生徒による福祉体験学習の実施。	社協
ボランティア活動支援	ボランティアやまちづくりに取り組む市民等への相談対応・情報提供・活動支援	社協

## ② 相談・支援

事業名	事業概要	担当部署
福祉総合相談体制	福祉総合相談窓口の開設	健康福祉部
頭いきいき相談会 (旧 教室)	もの忘れの心配のある高齢者を対象にした個別相談会。	介護・総合相談支援課
総合相談支援事業	地域包括支援センターの高齢者の相談窓口。	介護・総合相談支援課
障がい者相談支援センター（こだま）	障がい者とその保護者・介護者を対象に、日常生活や社会生活のための相談支援。	地域福祉課 (外部委託)
子ども家庭総合支援拠点事業	子ども及び妊産婦の福祉に関する総合的な相談支援事業を実施。	こども家庭課
志摩市子育て短期支援事業	家庭における養育が一時的に困難になった児童や母子の一時的養育・保護。	こども家庭課
志摩市養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対する専門職（保健師・助産師・保育士等）の訪問支援。	こども家庭課
母子・父子自立支援事業 (含、女性相談事業)	母子・父子等の相談窓口と自立支援。また、DV被害者等の相談窓口と支援。	こども家庭課
成人健康相談	40歳以上の市民を対象にした健康相談支援。	健康推進課
精神保健相談	こころの不調、在宅の精神障がい者やその家族の相談支援。	健康推進課
子育て世代包括支援センター	妊娠初期から子育て期、主に産後にかけて、妊産婦とその家族の相談支援。	健康推進課
乳幼児健康相談・7か月児健康相談	乳幼児期の保護者を対象に、育児相談や栄養相談に専門職が対応。	健康推進課
専門相談会	弁護士・司法書士による法律相談会。	社協
生活福祉資金貸付事業	経済的困難者に対し、経済的自立や生活意欲の促進を目的とした貸付支援。	社協
日常生活自立支援事業	認知症や知的・精神障がい者等で判断能力に不安のある方が、地域で自立した生活が送れるように福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理等の支援を実施。	社協

### 第3節 生活困窮者に対する自立支援の動向

生活困窮者自立支援法は、2015年(平成27年)に施行されました。そして2018年(平成30年)に、「生活困窮等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が公布され、生活保護法や社会福祉法そして児童福祉法とともに、生活困窮者等の一層の自立の促進を図ることを目的に改正が行われました。

市の生活困窮者自立支援制度が始まって以降、毎年相談件数および支援を受ける人の数が増加しています。特に近年は、新型コロナウイルス感染症流行の影響によって、全国的に生活困窮者の数が増え、市の新規相談受件数も2020年度（令和2年）に急増し、前年の約2倍になりました。

生活困窮者自立支援制度では、就労、心身の状況、家族や地域との関係など複合的な生活問題への早期介入が求められ、幅広い包括的な支援の供給が求められます。複雑・分野横断的な問題に陥った相談者の生活問題を解決していくためには、行政や社会福祉協議会だけではなく、地域社会の関係者や団体等と連携を図っていく必要があります。

#### (1) 制度の概要

##### ○ 基本理念

生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の多くが、自信や自己有用感や自尊感情を失っており、傷つきやすくなっていることを考慮し、生活困窮者の自立と尊厳の保持を図りつつ支援することを目指します。

生活困窮者自立支援制度が目指す支援は、「包括的な支援」「個別的な支援」「早期的な支援」「継続的な支援」を特徴とします。生活困窮者の多くは、失業、知識や技能の不足等による就職や定着の困難性、病気、メンタルヘルス、そして社会的孤立等、さまざまな課題を複合的に抱えていることが多く、こうした課題を早期に把握し、多様で複合的な課題を解きほぐしながら本人の状況に応じて、継続的に支援を行うことを目指します。

多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対する包括的な支援を実現するために、市役所や社協の各部署間の連携のみならず、生活困窮者の早期発見や見守りといった観点も含め、地域住民やインフォーマルな支援等との連携を目標にします。

##### ○ 制度の対象者

生活保護制度は、最低生活が維持できていない要保護状態の人を対象にします。一方、生活困窮者自立支援制度の対象者は、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」（生活困窮者自立支援法第3条）です。つまり、生活困窮者自立支援制度は、要保護状態に陥るおそれがある状態への介入を目的にします。

2018年（平成30年）の法改正において、生活困窮者を定義する条文（第3条）に、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により」の一言が追記されました。これは、失業を背景とする経済的困窮のみを対象とするなど、対象者をせまく捉えるという抑制的な運用にならないように配慮し、個々の状況に応じた包括的な支援を実施し、自立を促進することが法の目的であることを明らかにしたものです。

### ○制度の概要

法律に定められている生活困窮者自立支援制度の事業は、図表4-5にまとめられます。自立相談支援事業はワンストップ型の相談窓口で、相談の受付、相談者一人ひとりの状況に応じた支援計画（プラン）の作成、そして寄り添いながらの自立に向けた継続的支援を実施します。

相談者一人ひとりの状況に応じて、「住居確保支援」「就労準備支援」「緊急的な支援」「家計再建支援（家計改善支援）」「子ども支援」を組み合わせて、包括的な支援を行います。志摩市では、「子ども支援」の展開が遅れしており、今後、関係機関や団体と連携して整備を進める必要があります。

### （2）市の生活困窮者の状況

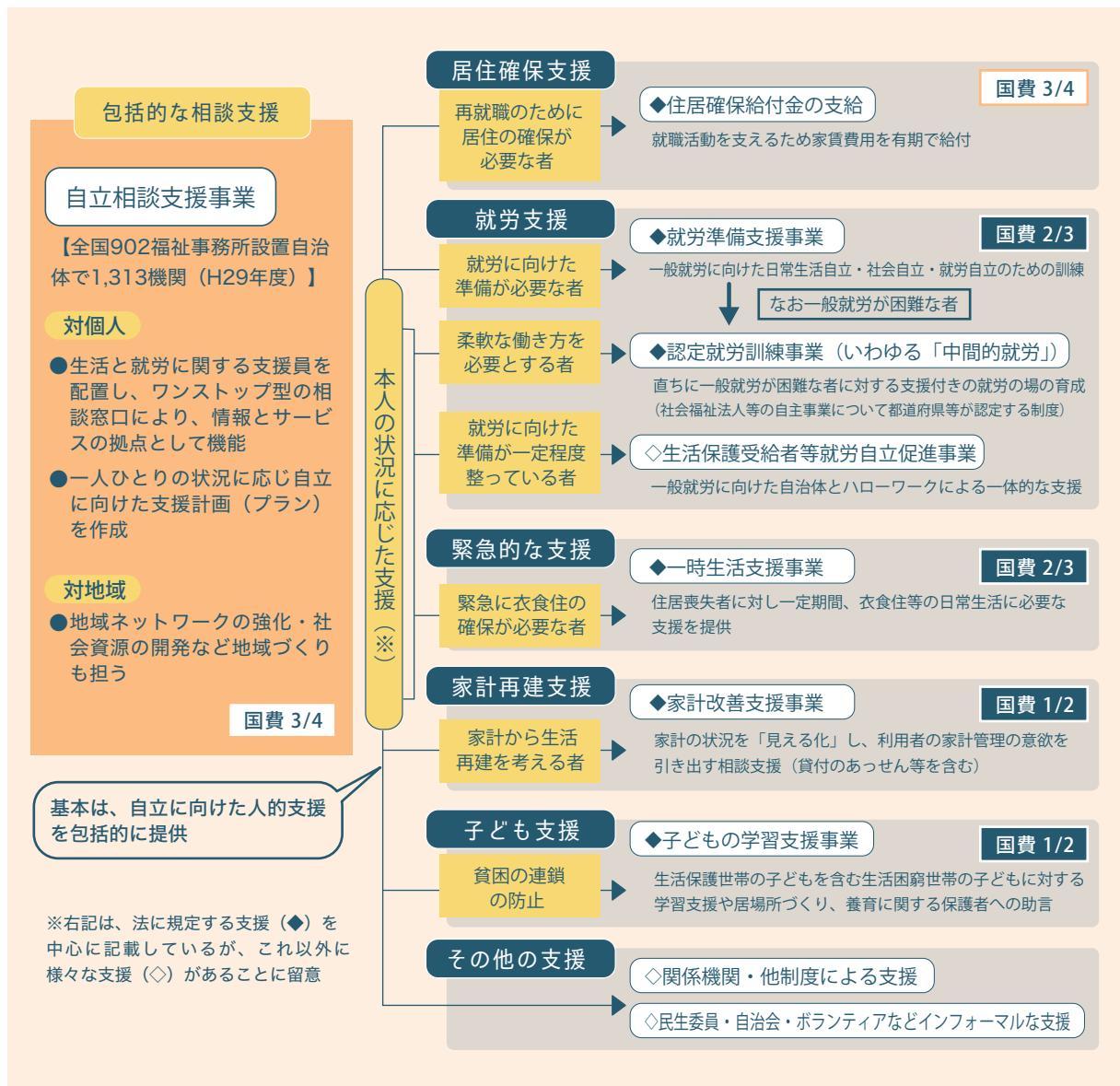
市の生活保護受給者を世帯数で見ると、受給世帯数は毎年減少傾向にあり、2020年度（令和2年度）には408世帯でした。生活保護制度に関する統計では、受給者をその特性によって世帯類型別に集計します。用いられている世帯類型は、高齢者世帯・障害者世帯・傷病者世帯・母子世帯・その他の世帯の5つです。

世帯類型別に見ると、2020年度の市の高齢者世帯（65歳以上高齢者のみで構成されている世帯、もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯）の受給世帯数は増加傾向で258世帯になり、全受給世帯に占める割合が63.2%になりました。障害者世帯数は、多少の増減はありますが、概ね35~40世帯数で横ばいですが、全受給世帯数が減少していることにともなって、全受給世帯数に占める割合は高まり、2020年度には9.3%になりました。

他方で、現役世代が世帯主であることが多い、傷病世帯・母子世帯・その他の世帯は、生活困窮者自立支援制度が始まる2015年度ごろから減少傾向にあります。特に、障がい等のない現役世代を世帯主とする「その他の世帯」は、全国的にその増加が問題になっていますが、市では2015年度までは増加し、その後は減少傾向に転じ、2020年度では41世帯（全受給世帯の10%）です。

他方で、生活困窮者自立支援制度への新規相談件数は、毎年増加しています。特に2020年度には、新型コロナウイルス感染症の流行の影響で、新規相談件数が前年の約2倍の174件に急増しました。またそれにともなって、その年度に生活困窮者自立支援制度による支援が決まったケースの数（支援決定・確認件数）も、それまでになく大きく増加しました。

図表 4-5 生活困窮者自立支援制度の概要



出典：厚生労働省ホームページ

図表 4-6 市の自立相談支援事業の実績

		2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)
相談受付	新規相談受付件数	69	80	84	174
支援開始	支援決定・確認件数（再プラン含む）	25	25	30	48
支援評価	一般就労開始	11	15	7	7
	就労収入が増加	5	16	5	8

資料：志摩市

以上に見たように、生活保護受給世帯数に見ると、市では現役世代で生活が困難な状態に陥っている人の数が減少しているように見えますが、生活困窮者自立支援事業が受け付けた相談実績数を考え合わせると、決して状況が改善したということではありません。また、高齢者世帯の生活保護受給世帯数が増加していることも、今後注視していかなければなりません。

### (3) 課題と方針

- 生活困窮者支援の大きな課題のひとつは、対象者が適切に制度につながることです。上述のように、支援の実績から推測するところ、制度の対象となる生活困窮者は市に少なからずいると考えられます。一方で、『第4次地域福祉(活動)計画』の事前調査として行われた「市民意識調査」では、設問に対する有効解答者 1,288 人のうち、自立相談支援事業の市の相談窓口である「くらしサポートセンター(ふんぱり)」を知っていると答えた方は 95 人 (7.4%) にとどまりました(図表 5-1 参照)。市民への制度の周知に努めるのはもちろん、相談支援調整会議と連携をして、ふくしの総合相談体制を通して早期に生活困窮者を発見し、早期に支援につなげられる体制を構築します。
- 生活困窮者自立支援制度の目的は、生活困窮者の抱える個々の状況に応じた包括的な支援を実施し、自立を促進することです。この自立は、決して就労を開始することばかりではありません。そのことを踏まえた上で、就労が重要な自立の手段であることもまた事実です。一般就労を希望する要支援者に対して、適切な就労訓練や就労機会を提供するために、生活困窮者自立支援制度の理念と目的の周知に努め、協力企業等の拡充に努めます。
- 現在、市の生活困窮者自立支援制度では、任意事業である子どもの支援を展開できずにいます。一方で、2018 年(平成 30 年)の生活困窮者自立支援法等の改正によって政府は、貧困の連鎖を断ち切り、生活困窮者や生活保護世帯の子どもの自立を支援するために、子ども支援を「学習支援」から「子どもの学習支援・生活支援」に強化しました。教育委員会をはじめとする関係機関等との連携を図り、市でも子どもの支援事業が展開できるように努めます。
- 志摩市は、社会福祉法第 106 条の 4 に定められている「重層的支援体制整備事業」に取り組みます(第 1 章参照)。この事業の推進と連携し、生活困窮者自立支援制度をより効果的に運用することを目指します。

## 第4節 再犯防止等の推進～「志摩市再犯防止推進計画」～

全国に見たとき、刑法犯により検挙された人数（刑法犯罪検挙者数）は、近年、減少傾向が続いている。一方で、検挙者数のなかで2度目以上の被検挙者（再犯者）の割合（再犯率）は、2015年（平成27年）ごろまで上昇し、その後、約49%の水準で微増しつつ横ばいになっています。つまり、再犯者数も減少傾向にあるのですが、検挙者数が減少しているため、再犯率は高止まりしています。

刑事司法関係機関も、再犯を防止する取り組みを進めています。しかし、再犯をした人たちは、疾病や障がい、貧困、厳しい生育関係による孤立などさまざまな“生きづらさ”を抱えていることが多く、刑事司法関係機関の取組みでは限界が生じています。犯罪をした人等（犯罪をした人または非行少年もしくは非行少年であった人）が、地域社会で孤立することなく自立（自律）して暮らしていくための包括的な支援の取組みが求められています。

### （1）再犯者、刑務所出所者等に係る全国の状況

わが国の刑法犯罪検挙者数は減少傾向にあり、2020年（令和2年）では18万2,582人でした。一方で、その内の再犯者の割合を示す再犯率は上昇傾向にあり、2020年現在で49.1%に上ります。再犯者数も毎年減少していますが、初犯者数がそれ以上に減少することで、再犯率は調査開始の1972年（昭和47年）以来過去最高になりました。

図表4-7 刑法犯検挙者数、再犯者数及び再犯者率（全国）

（単位：人）

	2005年 (H17)	2006年 (H18)	2007年 (H19)	2008年 (H20)	2009年 (H21)	2010年 (H22)	2011年 (H23)	2012年 (H24)
刑法犯検挙者数	386,955	384,250	365,577	339,752	332,888	322,620	305,631	287,021
再犯者数	143,545	149,164	145,052	140,939	140,431	137,614	133,724	130,077
再犯者率	37.1%	38.8%	39.7%	41.5%	42.2%	42.7%	43.8%	45.3%

	2013年 (H25)	2014年 (H26)	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)
刑法犯検挙者数	262,486	251,115	239,355	226,376	215,003	206,094	192,607	182,582
再犯者数	122,638	118,381	114,944	110,306	104,774	100,601	93,967	89,667
再犯者率	46.7%	47.1%	48.0%	48.7%	48.7%	48.8%	48.8%	49.1%

資料：法務省『再犯防止推進白書』（2021年度（R3）版） 統計：警察庁「犯罪統計」

注1：「再犯者」とは、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあります。

再び検挙された者をいう。

2：「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

国の刑務所出所者等総合的就労支援対策によって、出所者の就労支援が行われています。近年、出所受刑者数が減少している中でも利用者の数はほぼ横ばいで推移しています。また、制度の利用者で就労につながった人の割合は、新型コロナウイルス感染症流行の影響のあった2020年（令和2年）を除いて、近年上昇傾向にありました。

また、刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である協力雇用者の数は、国の取組みによって近年大きく増加し、実際に刑務所出所者等を雇用している雇用主の数も高まっています。新型コロナウイルス感染症流行の影響下の2020年には、協力雇用者数は落ち込みましたが、協力雇用者に雇用されている刑務所出所者数は近年増加傾向にあります。

図表4-8 就労支援対象者と就職件数の推移（全国）

(単位：人)

	2015年 (H27)	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)
支援対象者数	7,688	7,646	7,794	7,690	7,411	6,947
就職件数	2,675	2,790	3,152	3,521	3,722	3,194
割合	34.8%	36.5%	40.4%	45.8%	50.2%	46.0%

資料：法務省『再犯防止推進白書』（2021年度（R3）版） 統計：厚生労働省調査より

注1：「支援対象者」は、矯正施設又は保護観察所からハローワークに対して協力依頼がなされ、支援を開始した者

2：「割合」は「支援対象者数」における「就職件数」の割合

図表4-9 協力雇用主数と雇用されている刑務所出所者数（全国）

(単位：人)

	2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)
協力雇用主数	16,330	18,555	20,704	23,316	24,213
内、実際に雇用している雇用主	788	774	887	1,556	1,391
雇用されている刑務所出所者等数	1,410	1,204	1,465	1,473	1,959

資料：法務省『再犯防止推進白書』（2021年度（R3）版） 統計：法務省調査より

注1：各年4月1日時点の数値

2：「刑務所出所者等」は、少年院出院及び保護観察対象者などを含む

高齢または障がい等により自立が困難で、生活環境の調整のために福祉サービス等の利用に向けた調整（特別調整）を利用した出所受刑者の数は、受刑者全体が減少する中でほぼ横ばいで推移しています。特別調整の理由の内訳（複数該当あり）では、高齢がもっとも多く、次いで精神障害が多くなっています。

図表 4-10 特別調整による福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数（全国）  
(単位：人)

		2016年 (H28)	2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)
特別調整の終結人員		704	809	698	775	767
内訳	高齢	377	437	384	398	370
	身体障害	103	117	87	106	104
	知的障害	234	225	187	199	211
	精神障害	207	252	227	317	311

資料：法務省『再犯防止推進白書』（2021年度（R3）版） 統計：法務省調査より

注1：「終結人員」は、少年を含む

2：「終結人員」は、特別調整の希望の取り下げ及び死亡によるものを含む

3：内訳は重複計上による

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアです。法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。犯罪や非行をした人が社会復帰した際に、スムーズに社会生活が営めるように、住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行います。

全国の保護司の数は毎年減少傾向にあり、2021年（令和3年）1月1日現在で46,358人です。全国の定員が52,500人ですので、定員の充足率は88.3%にまで落ち込んでいます。

図表 4-11 保護司数及び保護司充足率（全国）

		2017年 (H29)	2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)
保護司数（人）		47,909	47,641	47,245	46,763	46,358
充足率（%）		91.3	90.7	90.0	89.1	88.3

資料：法務省『再犯防止推進白書』（2021年度（R3）版） 統計：法務省調査より

注1：各年1月1日現在の数値

2：「充足率」は、定数（5万2,500人）に対する保護司数の割合

## (2) 今後の取組み

### i ) 就労支援の整備

- 津保護観察所や鳥羽志摩保護区保護司会といった関係機関・団体と連携をはかり、就労支援を必要とする人が、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業をはじめとする各種サービスにつながれる体制の整備に努めます。
- 市内の協力雇用主の増加に努めます。

### ii ) 再犯防止のための啓発活動の推進

- 国が推進する「社会を明るくする運動」を実施し、市民がそれぞれの立場から力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会の構築に取り組むために、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生についての理解を広げる取組みを推進します。

### iii ) 包括的な支援体制の構築

- 高齢や障がい等のさまざまな“生きづらさ”を抱え、自立した生活を営む上で困難を有する犯罪や非行をした人が、必要な保健医療や福祉サービスに適切につながるように、関係機関や団体との連携を図ります。
- 刑務所出所者等を含むあらゆる犯罪や非行をした人が、自立した生活のために必要な支援を地域で受けられるように、関係機関や団体との連携を図ります。

## 第5節 成年後見制度の周知と利用の促進～「志摩市成年後見制度利用促進基本計画」～

### (1) 計画の策定にあたって

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で物事を判断する能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断することが難しく不利益を被らないよう権利を守る援助者（成年後見人等）を選び、法律的に支援する制度です。

高齢化が進み、認知症高齢者が増加している中、この制度を十分に普及させていくために、国は2016年（平成28年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。この法律では市町村に対して、制度利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることとされています。これらを踏まえ、本市においては本項目を成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画として位置付け、施策を推進します。

#### 〈成年後見制度の概要〉

成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類があります。

##### 法定後見制度

判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、成年後見人等に付与される権限などが異なります。

類型	後見	保佐	補助
対象	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方

##### 任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

## (2) 成年後見制度を取り巻く現状と課題

市の現状として、高齢者については、総人口に高齢者が占める割合（高齢化率）は令和3年3月末時点で40.2%となっており、今後も上昇していくことが予想されています。高齢化率の上昇に伴って、認知症高齢者の数も増加傾向にあります。障がい者については、療育手帳所持者数は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加がみられます。このような状況から、成年後見制度利用の必要性は今後、ますます高くなります。障がい者、高齢者の成年後見制度の認知度は低く、支援を必要とする人に制度の利用が行き届いていない可能性が考えられます。介護、障がい者福祉サービス事業者等においても、制度について知っていても具体的にどのような場合に活用できるかまでは認知されていない状況があります。

成年後見制度を必要とする人が増加する一方で、市内に成年後見制度支援の受け皿となる弁護士、司法書士、社会福祉士等をはじめとした専門職、機関等が不足している状況もあります。また成年後見制度の利用者の地域生活における支援について、成年後見人等だけでは解決できない課題も多く、関係する支援機関との連携を深める必要があります。

図表4-12 市の成年後見制度に係わる基本情報

(単位：人)

総人口	48,060
65歳以上人口（高齢化率）	19,318 (40.2%)
認知症高齢者数「2021年（R3）4月30日現在」	2,729
療育手帳所持者数	371
精神障害者保健福祉手帳所持者数	410
法人後見受任者数	11
日常生活自立支援事業利用者数	52
成年後見制度利用者数「2021年（R3）7月1日現在」	88
[内訳]	
・後見人	68
・保佐人	12
・補助人	7
・任意後見人	1

資料：志摩市、志摩市社会福祉協議会、津家庭裁判所

注1：断りがない限り、数値は2021年（R3）3月31日現在。

2：認知症高齢者数とは、要支援・要介護認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の人。

（日常生活自立度Ⅱa…日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、

誰かが注意していれば自立できる状態）

### (3) 基本目標

課題解決に向けた目標を定め、段階的に施策を展開します。

- ① 成年後見制度の周知啓発
- ② 相談機能の充実と制度の利用促進
- ③ 地域連携ネットワークの構築

### (4) 施策の展開

市では、「志摩市地域包括支援センター」を地域連携ネットワークの中核機関とし、市担当課、関係機関と連携しながら取り組みを実施していきます。また今後、委託も含めた効果的な運営の在り方について検討していきます。

#### ① 成年後見制度の周知啓発

●市民をはじめ、福祉、保健、医療の関係者に対し、成年後見制度及び権利擁護に関する理解を促すために、チラシやパンフレットの作成、広報誌での周知、研修会、地域での出前講座を実施します。

#### ② 相談機能の充実と制度の利用促進

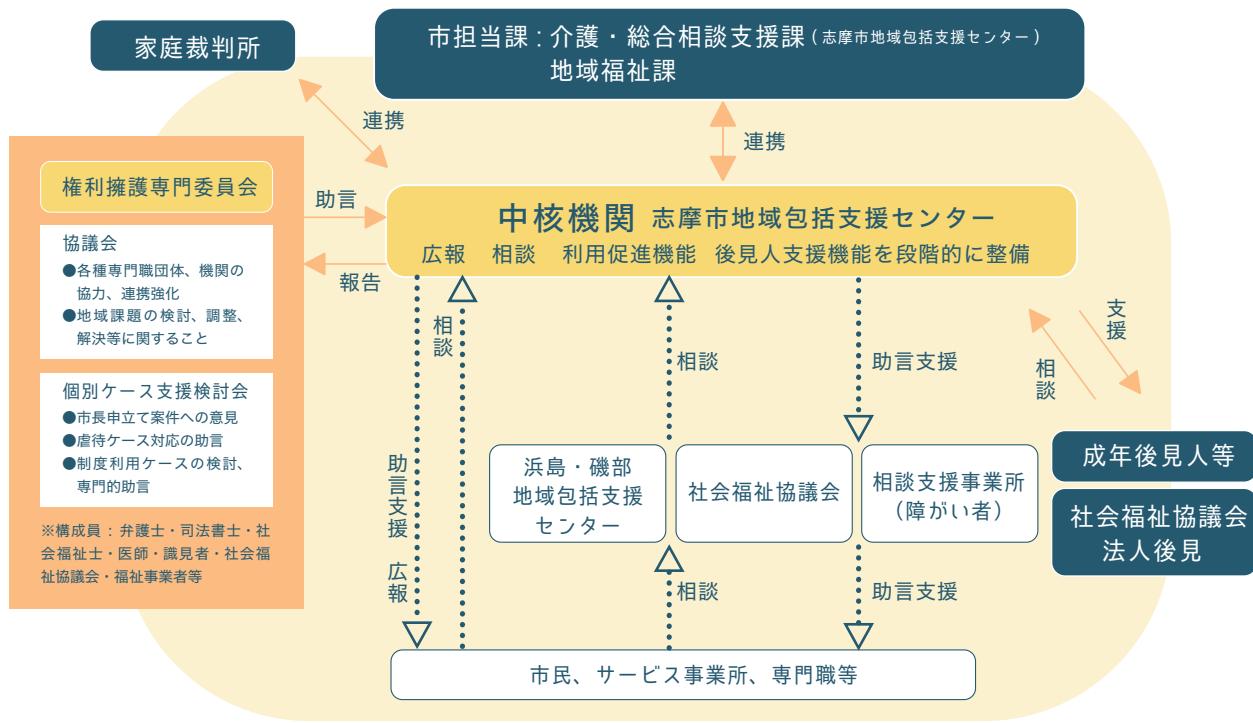
●中核機関、地域包括支援センター、障がい者相談支援センター等での日常の支援や相談にて、権利擁護が必要な人を早期に発見し、必要に応じて専門家を交えた支援の検討を行い、適切に権利擁護支援や成年後見制度の利用につなげます。  
●申立てを検討している人へ助言を行い、成年後見制度を利用しやすいように支援します。  
●申立人が存在しないことにより、制度利用につながらない場合は、課題解決のために市担当課と連携し、市長申立てを適切に行います。また経済的な理由で制度の利用が困難な場合には、申立てに係る費用や成年後見人等の報酬を助成します。  
●成年後見人等への助言、関係機関との調整などを通して、後見活動の支援を行います。

#### ③ 地域連携ネットワークの構築

●志摩市権利擁護専門委員会等の既存の各種ネットワークを活用し、司法、福祉、医療等の関係機関と地域連携ネットワークの構築を進め、円滑な連携や支援を行います。  
●家庭裁判所との連携を図り、申立てから成年後見業務の運営までが円滑に実施されるように努めます。  
●社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用者について、判断能力が著しく低下した場合等には、関係機関と連携し成年後見制度へのスムーズな移行を行います。  
●成年後見人等同士の連携や関係づくりの場について検討を行う上で、市内で後見活動を行う成年後見人等の状況や支援のニーズの把握を行います。  
●成年後見人等の受け皿の確保にあたり、活用できる人的資源の把握に努め、市での取り組みを推進します。

図表4-13 志摩市の体制図

## 志摩市の相談体制・地域連携ネットワーク



### // コラム //

#### ご存じですか、成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分ではないため契約等の法的行為が適切にできない人を、成年後見人等が代理し、生活の中で必要な契約等の締結や財産の管理などをして、本人の保護を図る制度です。

例えば、次のような課題の解決や改善の手段になります。

- 施設入所や福祉サービスの利用のための契約手続きや、金銭管理がひとりでできない。
- ひとり暮らしの高齢者が、訪問販売や悪徳商法の被害にあっている。
- 子どもに重度の障がいがあり、親亡き後の生活が心配。

#### ● 市での事例

知的障がいのあるAさんは、福祉サービスを利用しながらご夫婦で暮らしていました。しかし配偶者が亡くなられた後、清掃等がうまくできず住居が不衛生になり、家賃も滞納しがちになり、大家から退去を命じられました。またAさんは、家賃以外にも複数の債務をつくり、適切な金銭管理が難しく日常生活に支障が出てきました。Aさんの生活を守るために市役所等が支援し、Aさんは家庭裁判所に成年後見制度の申立てをしました。Aさんには頼れる親族がありませんでしたが、専門的な知識をもった弁護士が成年後見人に選任され、その後は、成年後見人は関係機関と協力しながら、Aさんの財産管理や契約行為を代理するなどして生活をサポートしています。

## 第6節 福祉サービスに関する苦情解決窓口の周知と充実

福祉サービスの利用者と提供者との対等な立場を確立し、利用者の利益を保護するため、社会福祉法により、社会福祉事業所の経営者と、都道府県社会福祉協議会は、事業所および県内で提供される福祉のサービスに対する利用者等からの苦情に適切に対応して解決するよう努めなければならないとされています。

福祉サービス利用者は、サービスへの苦情・要望がある場合は、まず、利用している施設（事業所）へ申し出ます。しかし、施設（事業所）では解決できない場合や、施設（事業所）に申し出にくい場合は、三重県福祉サービス運営適正化委員会に申し立てることができます。苦情窓口がわからなかつたり、わかっていても言い出しづらかつたりする場合は、市の福祉総合相談窓口で相談を受け、適切に本来の窓口につなぎます。

福祉サービスに対する「苦情」は、利用者の「ニーズ」の現れと考えられます。「苦情」をきっかけとして、その背後にある困難さ（ニーズ）に気づくことが、より充実したサービスや支援につながります。

## 第5章 計画の推進体制、進行管理、評価

第1節では、第4章に示した3つの重点施策の行動計画を推進する体制について整理します。次に第2節では、重点施策のための行動計画の進行管理（計画 Plan・実行 Do・点検 Check・改善 Action: PDCA）の体制を定めます。それぞれの重点施策の行動計画の全体像は、第4章に図表で示しています。

そして第3節では、本計画の推進状況を評価するための基準（重要業績評価指標（Key Performance Indicator: KPI））についての考え方を述べます。

### 第1節 計画の推進体制

#### （1）地域づくり：住民組織の活動のための環境整備の推進体制

参照：42P 図表4-1

●**地域支援コーディネーター** … 自治会や民生委員・児童委員、老人クラブ、消防団、そしてPTA等の子どもに関わる活動や組織等、これらの主に地縁的なつながりを基礎にした住民組織の活動のための環境整備に取り組みます。市内5町ごとに2層担当の地域支援コーディネーターを配置し、3層・4層の住民組織や地域づくりの担い手との間に“顔の見える関係”を築き、住民主体による地域活動のための環境整備を進めます。また、1層担当の地域支援コーディネーターを配置し、3・4層より広域の地域資源による支援が必要になる場合に、地域福祉推進会議（後述）と連携し、市役所内の関係部署間および社会福祉協議会や関係機関等との間の調整を担います。

●**ふくし座談会** … 地域と関わりのある人や、地域の将来に关心のある人なら誰もが寄りあえ、地域が抱えている課題や地域の将来像について互いに語らい掘り下げていく（地域アセスメントを実施する）地域の“場”です。地域アセスメントを通して、それぞれの人が感じている地域に対する“想い”を、互いに共有することで地域の連携が進み、住民主体の新たな地域づくり活動の展開が期待されます。2層担当の地域支援コーディネーターは、ふくし座談会が定期的に開催されるように地域に働きかけるとともに、地域と関わりがある人や団体をふくし座談会につなぐなど、ふくし座談会の運営を支援します。また、1層担当の地域支援コーディネーターや地域福祉推進会議は、市役所や社協の関係する部署の職員のふくし座談会への参加を調整し、行政や社協の職員にも地域の実情や“想い”が共有されるよう努めます。

●**地域アセスメント** … 地域の人それぞれが、日頃の地域生活のなかで考えていたり感じていたりする問題や提案を、その背景事情や地域資源などにも考慮しつつ掘り下げ、より具体的な問題意識にすることで、みんなで共有する取組みです。このような効果は、地域アセスメントを実施

する過程の中で期待されるため、地域住民が主体的に地域アセスメントに取り組むことが期待されます。2層の地域支援コーディネーターは、地域住民と共同で地域アセスメントを実施し、その取組みを支援するとともに、地域の事情や“想い”を共有します。

## (2) 地域づくり：ボランティア・市民活動のための環境整備の推進体制

参照：45P 図表 4-2

●ボランティアセンター … 社協の事業として、ボランティア団体やまちづくりに取り組む人びとへの相談対応や、情報の提供、そして活動支援をおこなっています。ボランティアセンターの機能強化のために、職員配置の充実を図ります。ボランティアセンターは、ボランティアや市民活動団体の協力を得てボランティア等のニーズの把握に努め、ボランティア・市民活動の展開のための社会環境を作ることを目指します。特に、ボランティア等団体間の交流機会の充実、そして、支援を希望している市民とボランティアとのマッチング機能の充実、さらに、ボランティアに関心をもつ市民への活動体験の機会の提供について、機能の強化または新たな取組みの導入を図ります。

●ボランティア交流会 … これまで、ボランティア・市民活動の内容を市民等に広める“場”として実施してきました。これをさらに、ボランティア・市民活動の担い手の方々が、活動の成果や経験、そして直面している課題等を、お互いに共有し掘り下げる“場”となるように発展を図ります。ボランティア・市民活動の担い手の方々が、お互いの経験や“想い”を共有する機会を促進することは、活動の継続や発展に向けた動機づけになることが期待されます。

●ボランティアスクール … 関心のある市民がボランティア・市民活動に参加する入口として、そしてボランティア・市民活動の担い手の方々の学習機会の場として、ボランティア養成講座・発展講座を充実していくことを目指します。ボランティアセンターは、ボランティア・市民活動団体との“顔の見える関係”を作り、ボランティア・市民活動団体が持っているニーズを把握し、効果的な学習機会の提供に努めます。また、課題になっているボランティア・市民活動の新たな担い手の発掘を促進するため、関心のある市民がボランティア・市民活動を体験できる機会を提供するトライアル制度の導入を目指します。

## (3) 包括的な相談体制構築の推進体制

参照：47P 図表 4-3

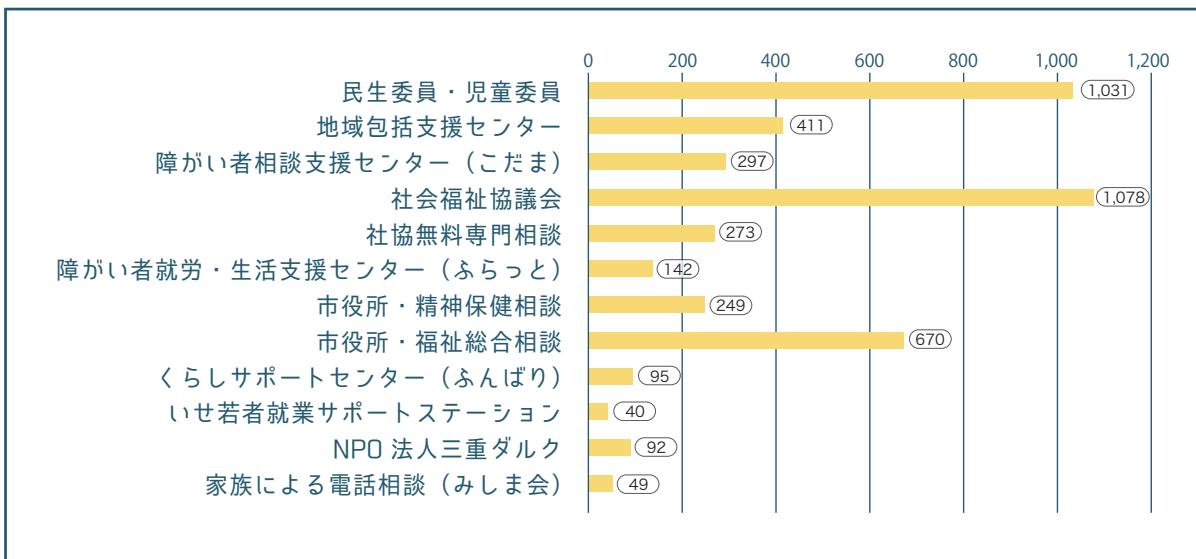
●身近な相談窓口体制 … 『第3次計画』の成果を踏まえると、志摩市では、市役所の福祉分野の各部署や社協が、日頃の業務の中で連携している住民組織やボランティア・市民活動団体、そして福祉関連事業所等の関係機関との間に“顔の見える関係”を築くことが、地域からの相談や気づきの情報が市役所や社協の専門的な相談窓口に円滑に橋渡しされる身近な相談窓口体制の構築につながります。『第4次計画』ではさらに、地域福祉推進会議が中心となって、地域の

生活インフラに関わるような福祉分野以外の民間事業所にも積極的に働きかけ、協力関係を構築するよう努めます。地域に係わるより多くの人と関係をつくり、ふくしの総合相談窓口を知ってもらうことで、地域で孤立しているなど“生きづらさ”を抱えて困っている人の相談や情報が、市役所や社協の専門的な相談窓口に円滑に橋渡しされる関係性の構築を目指します。

●**相談支援調整会議** … 市役所の福祉分野や社協の専門的な相談窓口の協議体であり、複雑・分野横断的な課題や相談についてのアセスメントを共同で行うとともに、包括的な支援のプランの作成と実施に向けた各部署間の調整を行います。行政の組織的特徴である“縦割り”的弊害を避けるため、相談支援調整会議に参加する市役所の各課の相談支援担当者を「相談支援コーディネーター」と位置付け、職員の異動があっても包括的な相談と支援の担い手であるとする業務意識の継承を図ります。

●**ふくしの総合相談窓口体制** … 地域に身近な相談窓口体制によって、市役所や社協の専門的な相談窓口のいずれかに、“生きづらさ”を抱えて困窮している人の相談や情報が円滑に橋渡しされること、そして、相談支援調整会議のアセスメントと調整によって、支援を必要とする人が適切に支援につながること、この一連の関係性が、市のふくし総合相談窓口体制の中心です。また一方で、市役所に「総合相談窓口」を明示しておくことが市民への情報提供となり、相談者を心理的に後押しして相談につながるように、相談窓口は相談者にとってできる限り敷居が低く感じられる形態で準備することが重要です。

図表 5-1 市の相談窓口ごとの周知度（複数回答）



資料：「市民意識調査」

注：設問「市に設けられている相談窓口のうち、あなたが知っているものをすべて選択してください」への回答数。

無回答を除くこの設問の有効回答数は1,288。

#### (4) 包括的な支援体制構築の推進体制

参照：49P 図表 4-4

●**支援チーム** … 複雑・分野横断的な相談や課題に対して、「つながり続けることを目指すアプローチ」（第4章に詳述）に基づく支援を展開するために、相談支援調整会議の中から複数人を事案の担当者に充て、チームでのアセスメント、支援プラン作成、支援の実施管理を担当します。支援チームは、住民組織やボランティア・市民活動団体、そして関係する事業所等の関係機関や団体と連携し協力を得て、見守り支援、参加支援、伴走型支援等を特徴とする「つながる支援」を展開し、要支援者が社会や地域から孤立することを防ぎ、地域での自立した生活の実現を目指した支援を行います。

●**チーム支援体制** … 支援チームが中心的な役割を担い、複雑・分野横断的な課題を抱える要支援者に関わりのある地域の住民組織等（ふくし座談会参加者）や、福祉分野のボランティア・市民活動団体および事業所等の協力を得て、チームによる支援体制で「つながる支援」を展開します。チーム支援体制を構築する上で、住民組織をはじめとする関連団体や事業所等の協力を得るためにには、日常業務の中で連携している市役所や社協の部署が、それらの関係機関や団体との間に“顔の見える関係”をつくり、「つながる支援」の展開を支援することが重要です。

## 第2節 計画の進行管理 ~計画のPDCAサイクル~

### (1) 本計画全体の進行管理

『第3次計画』においてはじめて、相談支援調整会議という、市役所の福祉分野の各部署を横断した恒常的な協議体の推進体制を導入しました。第2章で振り返ったように、『第3次計画』の相談支援調整会議によって、情報の共有という点では大きく前進しましたが、包括的な支援のための協議をして支援を展開するには至りませんでした。

原因の一つは、これまでに述べてきたように、本計画ではじめて試みる「つながる支援」のアプローチの考え方方が明確になっていなかったため、協議のなかで有効な支援を計画できなかつたことがあります。そしてもう一つ考えられる原因是、実際に人手等の資源を必要とする支援の展開まで調整するには、各課の相談支援担当者を構成員とする相談支援調整会議では、行政機構の運用の上で限界がありました。

本計画では、後者の課題への取組みとして、市役所内での横断的な協議と取組みの調整を担う相談支援調整会議と地域福祉推進会議を、市役所健康福祉部内の「地域共生プロジェクト」に指定します。プロジェクト体制にすることで、市役所の関係部署間および社会福祉協議会との間の連携と協働により、本計画を推進することを明確にします。

●**地域福祉推進会議** … 本計画を推進するために必要な、福祉分野の内外を問わず、関係部署・関係機関との調整や情報の共有化を行い、また、本計画の全体的な進行管理（全体的なPDCAの管理）を行い、その進捗を地域福祉推進審議会に報告します。市役所の福祉分野の各部署の地域福祉推進員を基本に、相談支援調整会議、地域支援コーディネーター、そして社協の代表によって構成します。本計画の推進について外部からの助言を受けるため、地域福祉推進アドバイザーを配置します。

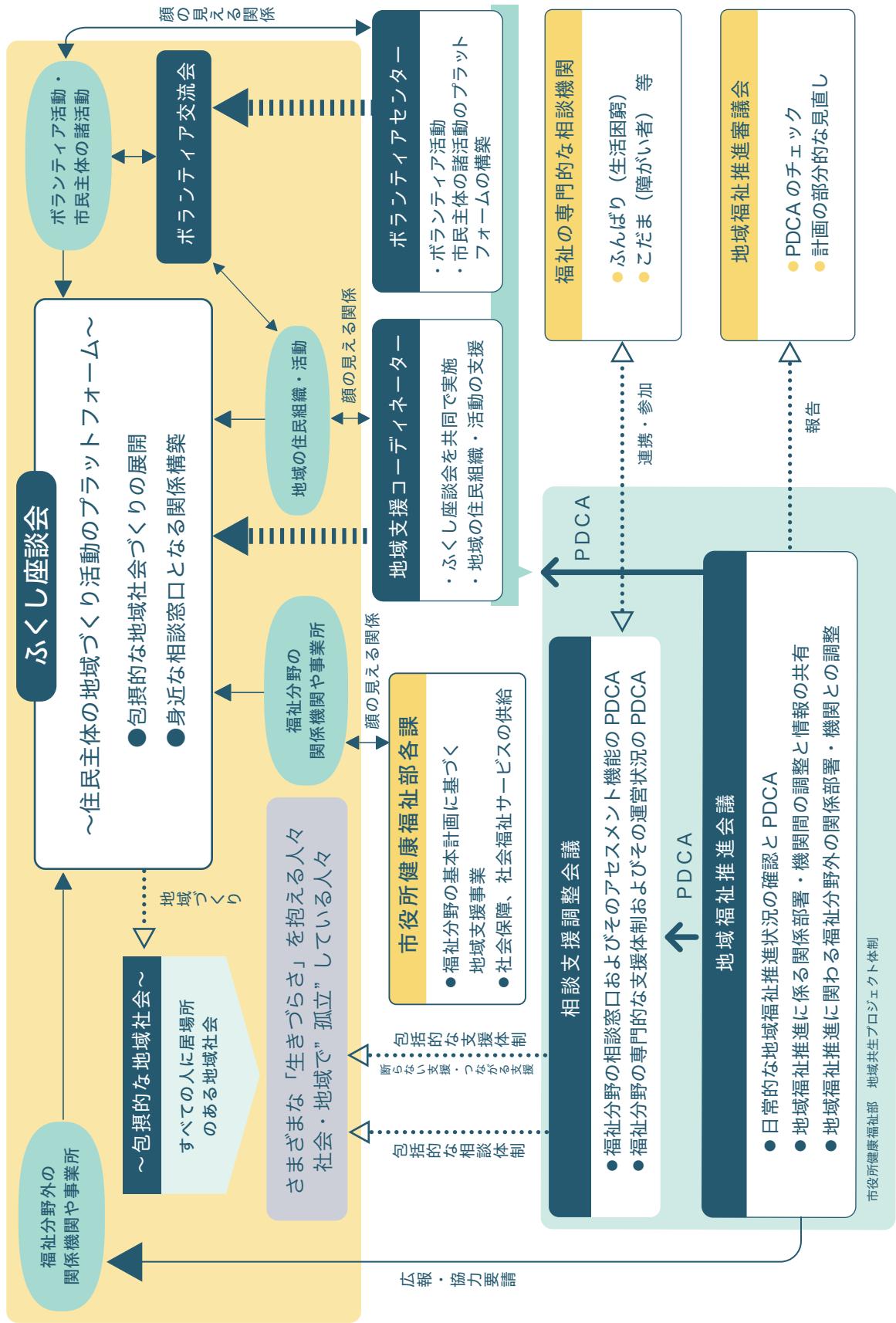
●**地域福祉推進審議会** … 志摩市地域福祉推進条例に基づき、市長の諮問に応じ、地域福祉の推進にかかる重要事項や保健福祉に関する諸計画の策定や変更について調査審議するほか、必要な提言を行う機関です。地域福祉推進会議からの報告を受けて、本計画の全体的な推進状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて本計画の部分的な見直しを審議し決定します。

### (2) 重点施策「地域づくり」事業の進行管理

住民主体の地域づくり活動に対する支援を主に担う地域支援コーディネーターと、ボランティアや市民活動に対する支援を担うボランティアセンターは、その事業の推進状況を定期的に地域福祉推進会議に報告します。

地域福祉推進会議は、報告を受けて事業の推進状況を確認し、本計画の推進に必要な助言や支援を行います。また、住民主体の地域づくり活動の環境を整備する上で、福祉分野の内外を問わずにより広域の分野の連携が必要と認められるときには、他分野の連携の構築に取り組みます。

図表 5-2 本計画全体の進行管理に関する推進体制



### (3) 重点施策「包括的な相談体制」整備事業の進行管理

本計画が目指す地域に身近な相談窓口体制は、上述のように、市役所や社協が日頃の業務の中で連携している諸団体等との間の“顔の見える関係”を基に、地域からの相談や気づきの情報が市役所や社協の専門的な窓口に円滑に橋渡しされる関係性を核にしています。

相談支援調整会議は、本計画が目指す地域に身近な相談窓口体制の達成状況を、定期的に地域福祉推進会議と連携して確認します。

また一方で、生活に困難を抱えている人の相談や情報を適切に支援につなぐ相談体制を構築するためには、相談支援調整会議を担う市役所各課の相談支援コーディネーターおよび社協の相談窓口担当者のアセスメント力が基礎になります。

市役所および社協の相談窓口担当者のアセスメント力の向上を目指して、外部から助言を受けるために、相談支援調整会議に相談支援アドバイザーを配置します。相談支援調整会議は、定期的に市役所および社協の相談窓口の機能を確認し、必要があれば相談支援コーディネーターが相互に助け合うことで、ふくしの総合相談窓口としての機能の維持と向上に取り組みます。

### (4) 重点施策「包括的な支援体制」整備事業の進行管理

本計画が目指す包括的な支援体制は、社会保障制度や社会福祉制度を効果的に運用し、制度による支援が必要な人びとを適切に支援につなげる「断らない支援」と、制度による支援の適用は難しいが、さまざまな“生きづらさ”を抱えている人や世帯が社会で孤立することを防ぎ、自立した生活を支援するための「つながる支援」の2つからなります。

制度による支援は、市役所の福祉分野の各課が運用します。相談支援調整会議は、定期的に対応が困難だった相談についてケース検討会を行い、市役所や社協で専門的な相談支援を担当する職員の能力の向上と、部署間が連携して支援を考える風土を高めていきます。それによって、市役所および社協全体で「断らない支援」体制が構築されていくことを目指します。

「つながる支援」を運用する支援チームは、支援計画と支援状況を定期的に相談支援調整会議に報告し確認を受けるものとします。相談支援調整会議は、支援チームに必要と思われる助言および提案をするとともに、支援チームが効果的な支援が行えるように、地域福祉推進会議と連携して必要な支援や調整を行います。

### 第3節 計画の重要事業評価指標（KPI）

本計画の重点施策である「地域づくり」「包括的な相談体制」「包括的な支援体制」は、深く連動し合っています。例えば、本計画の実施事業である「身近な相談窓口の整備」や「つながる支援体制の整備」の推進は、地域の住民組織やボランティア・市民活動団体、そして福祉分野内外の事業所や関係機関との連携が前提になっており、重点施策の「地域づくり」の推進が不可欠です。したがって、個々の実施事業の達成度を個別に評価しても、あまり有益ではありません。

また、本計画が考える地域福祉を推進するうえで重要な実施事業には、達成度を測る尺度を設定することが難しいものもあります。例えば、「包括的な相談体制の整備」に係わる事業は、受け付けた相談回数が多くなったり少なくなったりしたことをもって、市の地域福祉体制が“改善した”と評価することはできません。

本計画は、その3つの重点施策を、地域支援コーディネーター、ボランティアセンター、相談支援調整会議、そして地域福祉推進会議の4つの推進体制で実行をしていきます。そこで、本計画の重点施策の達成を目指して、この4つの推進体制の「行動目標」を定め、その達成度を重要業績評価指標（KPI）とします。

#### （1）地域支援コーディネーターの行動目標

地域支援コーディネーターの目的は、地域の住民組織等による住民主体の地域づくり活動のための環境の整備です。

●月に各町20回以上の地域訪問等の実施 … 住民主体の地域づくり活動のプラットフォームであるふくし座談会の開催支援や、地域に身近な相談窓口体制の整備、そして「つながる支援」を実施するチーム支援体制など、本計画の実施事業の多くが、行政や社会福祉協議会と地域住民等との“顔の見える関係”を基礎にしています。『第3次計画』に引き続き、地域支援コーディネーターは、地域との“顔の見える関係”を作っていきます。

●年に1回、全地区の「ふくし座談会」の開催を支援 … 地域住民と共同で、地域の課題等を掘り下げる地域アセスメントを実施し、地域づくりに向けた問題意識や目的意識の共有化を目指します。また、特定の地域生活課題が検討されるふくし座談会には、関係する市の健康福祉部の職員が参加することを目指します。

●月1回以上、事業所等を訪問 … 地域福祉推進会議と協働して、地域と関係の深い福祉分野内外の事業所等に、地域福祉の取組みへの参加協力を働きかけ連携することで、ふくし座談会からの展開が期待される地域づくり活動や、地域に身近な相談窓口体制、そして「つながる支援」のチーム支援体制の充実を目指します。

## (2) ボランティアセンターの行動目標

本計画におけるボランティアセンターの目的は、ボランティアや市民活動等、市民の問題意識や興味関心といった“想い”が活動につながる環境（プラットフォーム）を整備することです。

### ボランティアスクール

●年1回以上、ボランティア講座を開催 … ボランティア・市民活動の担い手の方々のニーズを把握し、活動の活性化につながるような学習機会の提供に取り組んでいきます。

●年2回程度、トライアル機会の提供 … ボランティア・市民活動団体の協力を得て、関心を持っている市民が活動を体験できる機会を提供するトライアル制度の整備を目指します。市ではじめての試みですので、取り組みの中で課題を検討し、関心を持つ市民を活動につなげるために必要な支援のあり方を考えていきます。

### 日常的な活動支援

●ボランティアと支援希望者の橋渡し（マッチング）支援（随時）… 市のボランティア・市民活動を活性化する上で、ボランティア等に対する市民の理解を広げ、活動への参加を希望する人たちの活躍の場を増やす必要があります。地域支援コーディネーターと協働し、ボランティアに対する地域のニーズを把握し、ボランティア活動の希望者につなぐ支援に取り組みます。

●月1回以上、SNSによる情報発信 … SNSを活用して、ボランティアに関する情報を定期的に発信します。SNS以外の情報発信の手段についても、検討を重ねていきます。

●活動資金に関する情報発信と支援（随時）… 助成金等の情報発信と、申請にあたっての支援を充実させます。また、登録ボランティア団体やふれあいサロンの実施団体、そして市内の小中高等学校を対象に、共同募金配分金を活用した事業費助成を行います。

### ボランティア交流会の開催

●年1回以上、ボランティア交流会を開催 … ボランティア・市民活動団体が、互いの活動の経験や抱えている課題などを掘り下げて話し合い交流し、担い手の方々が活動に対する“想い”を共有する“場”となるような交流会を目指します。

図表5-3 計画の基本理念、実施事業、行動目標

## 基本理念

誰もがつながりあい自分らしく暮らす志摩市

～すべての市民に“居場所”のある地域社会をめざして～

- 実施事業  
【ふくし座談会の開催支援】
  - ・ネットワーク構築支援
  - ・地域アセスメントの協働実施

### 【行動目標：KPI】

- 地域との“顔の見える関係”的構築のため、月に各町20回以上の地域訪問等を実施します。
- 地域と関わりの深い事業所や企業等を、月に1回以上は訪問し、地域のネットワークづくりを支援します。
- 年1回、全地区でふくし座談会の開催を支援します。

## 地域支援コーディネーター

- ◎ 月に1回、地域福祉推進会議を開催します。
- ◎ 少なくとも年2回、地域支援コーディネーター、ボランティアセンター、相談支援調整会議に進捗状況の報告を求めます。
- ◎ 地域福祉推進審議会の開催を支援し、地域福祉推進の状況を報告します。

## 地域福祉推進会議

## ボランティアセンター

- ◎ 月に1回、相談支援調整会議を開催します。
- ◎ 少なくとも月に1回、ボランティアセンター、ボランティアスクール等による活動支援を行います。
- ◎ 地域内でのボランティア活動等によるアセスメント研修を行います。
- ◎ 地域内でのボランティア活動等によるアセスメント研修を行います。

## 相談支援調整会議

### 【行動目標：KPI】

- 年1回以上、地域生活課題やボランティアのニーズが高い内容でボランティア講座を開催します。
- ボランティア活動等に関心のある市民が、活動体験ができるトライアル機会を年に2回程度提供します。
- 随時、ボランティアと支援希望者のマッチングを試みます。
- 月に1回以上、SNS等を活用して市民に、ボランティアに関する情報を発信します。
- 随時、助成金等の情報発信と申請にあたっての支援を行います。
- 年1回以上、ボランティア交流会を開催します。

### 【行動目標：KPI】

- 過1回、相談支援調整会議を開催します。
- 【相談支援調整会議の通常の議題】
  - ① 複雑・分野横断的事業のアセスメント
  - ② ケース検討会等によるアセスメント研修
  - ③ 身近な相談窓口体制の構築における課題の検討
- 複雑・分野横断的課題対応として支援チームが結成されている場合、少なくとも月に1回、支援チームの活動のPDCAを行います。

- 実施事業  
【ボランティアスクール】
  - ・養成・発展講座 等
  - ・トライアル制度
- 実施事業  
【日常的な活動支援】
  - ・活動場所・資金等の支援
  - ・マッチング機能の強化
- 実施事業  
【ボランティア交流会】
  - ・ネットワークの構築支援
- 実施事業  
【ふくしの総合相談窓口】
  - ・アセスメント力の向上
- 実施事業  
【身近な相談窓口の整備】

## 実施事業 【つながる支援体制】

## 実施事業 【断らない支援体制】

## 実施事業 【ふくしの総合相談窓口】

- ・アセスメント力の向上

## 実施事業 【身近な相談窓口の整備】

### (3) 相談支援調整会議の行動目標

●週1回、定例の相談支援調整会議を開催 … 定例の相談支援調整会議では、主に次の3つの内容に取り組みます。

- ①複雑・分野横断的な相談や課題についてのアセスメントの検討と、必要と認めた場合には「支援チーム」を選定します。
- ②ケース検討会等を手段にして、相談支援調整会議が組織としてアセスメント能力の維持と向上を図ります。
- ③本計画が考える地域に身近な相談窓口体制は、地域と“顔の見える関係”の構築に取り組む地域支援コーディネーター等との連携で可能になります。市役所と社協の専門的な相談窓口が受け付ける相談や情報の状況に配慮し、ふくしの総合相談体制の維持と向上に努めます。

●月1回以上、支援チームの活動に対するPDCAを実施 … 支援チームが組まれている時は、定期的にその支援状況と改善点等について検討します。

### (4) 地域福祉推進会議の行動目標

地域福祉推進会議の目的は、本計画の推進の全体的な調整と進捗状況の確認です。

●月1回、定例の地域福祉推進会議を開催 … 本計画の推進にあたって、市役所の福祉分野内外の部署間、そして社協、さらには福祉分野外の事業所等との協力や連携が必要になることが予想されます。地域福祉推進会議の大きな役割のひとつは、これらの必要となる関係機関や団体との連携のための調整を支援することです。

●年2回程度、各推進体制からの報告を検討 … 主に地域福祉推進審議会が開催されるのに合わせて、地域支援コーディネーター、ボランティアセンター、相談支援調整会議、そしてそれ以外の関係部署や団体等から、地域福祉の推進状況を確認する上で必要な報告を受けて検討します。



## I. 策定体制

### 【1】志摩市地域福祉推進審議会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

番号	氏 名	所 属
1	井爪 京子	国民健康保険運営協議会
2	岩田 潤史	介護保険運営協議会
3	大木 美鈴	障がい者福祉会
4	岡宗 真一郎	志摩医師会
5	正住 さとし	障害者施策推進協議会
6	中川 弘幸	健康づくり推進協議会
7	深井 英喜	地域福祉推進アドバイザー
8	前田 秋子	障がい者福祉会
9	前田 幸子	介護保険運営協議会
10	前田 正典	国民健康保険運営協議会
11	向井 喜代子	子ども・子育て会議
12	向山 八百一	民生委員児童委員協議会連合会
13	山川 和子	子ども・子育て会議
14	山下 美恵	健康づくり推進協議会
15	山本 修	健康づくり推進協議会

## 【2】志摩市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(五十音順 敬称略)

番号	氏 名	所 属
1	井倉 百合枝	介護予防ボランティア（お達者サポーター）
2	岩田 潤史	志摩市介護サービス事業者連絡会
3	岡宗 真一郎	志摩医師会
4	柴原 吉成	浜島町まちづくり委員会
5	正住 さとし	障害者支援施設 施設長
6	竹内 佑季	志摩青年会議所
7	谷口 まり子	市民活動団体（認知症サポーター）
8	堤 秀人	志摩市社会福祉協議会（事務局長）
9	長島 誠	薬剤師会
10	羽山 伸	市民活動団体（子ども食堂・通所B おひさま）
11	秀森 美久	市民活動団体（じやまテラス）
12	深井 英喜	三重大学・地域福祉推進アドバイザー
13	堀尾 清策	志摩市役所（福祉事務所長）
14	堀口 澄子	災害ボランティア・民生委員・児童委員
15	松井 源紀	志摩市自治会連合会
16	向山 八百一	志摩市民生委員児童委員協議会連合会
17	森岡 仁美	民生委員・児童委員（主任児童委員） 生活支援員・わらじっこ（子育て支援）
18	森本 和幸	郵便局長（磯部局）・山原自治会長
19	山川 和子	民生委員・児童委員（主任児童委員）
20	山形 美弥子	志摩市心身障害児者連合会

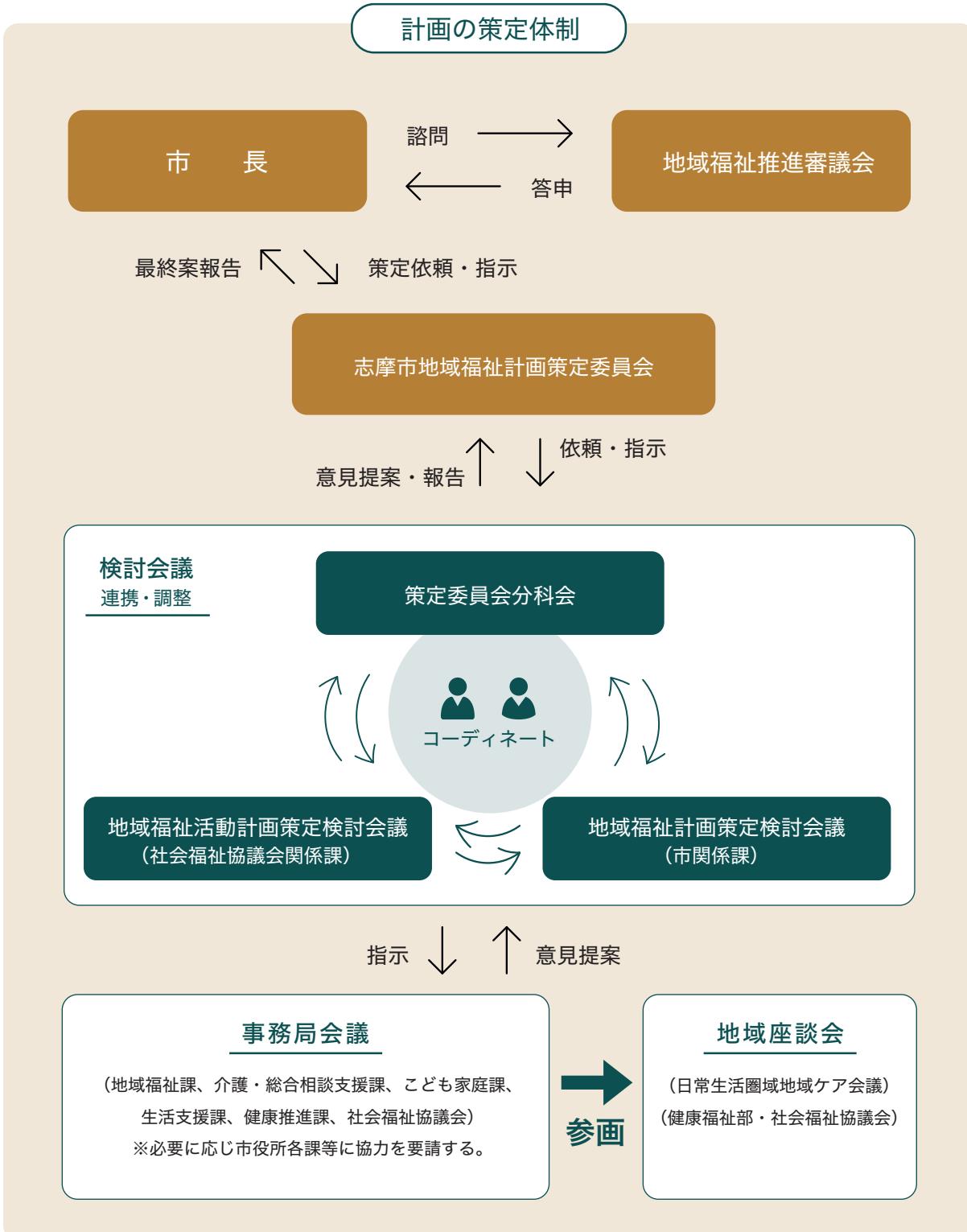
## 【3】第4次地域福祉（活動）計画 分科会 部会名簿

(敬称略)

	① 多様な暮らしを支える部会	② 参加と連携をすすめる部会	③ 身近な相談窓口を考える部会
策定委員	岡宗 真一郎	井倉 百合枝	深井 英喜
	柴原 吉成	竹内 佑季	岩田 潤史
	正住 さとし	谷口 まりこ	長島 誠
	松井 源紀	堤 秀人	堀尾 清策
	森岡 仁美	堀口 澄子	向山 八百一
	山形 美弥子	森本 和幸	山川 和子
	秀森 美久	羽山 伸	
市 検討 ・ 会 社 議 (協)	南 時也	阪本 康子	小川 清和
	谷口 陽一	岩城 渉	井上 公善
	岡本 園子		
市 事務 ・ 局 会 社 議 (協)	河原 孝史	岡島 志穂	喜田 珠美
	石神 明日香	岡 一美	大寄 伸人
	市川 真弓	岩城 早穂	泊 苑佳
	木納谷 武	山形 郷	三橋 紀人
	山本 洹介	宮本 ちおり	天白 慶太
			青木 裕貴

## 2. 計画の推進体制

本計画は、以下のような体制で策定しました。



本計画は、以下の体制のもと、さまざまな役割を持つ市民の参画・協力を得ながら、市民、社協及び市の協働で策定しました。

体 制	概 要
志摩市地域福祉推進審議会	保健・医療・福祉関係者、学識経験者、市民の代表者などで構成し、本計画を含め本市の地域福祉の推進にかかる重要事項について審議を行いました。
志摩市地域福祉（活動）計画策定委員会	関係団体の代表者、学識経験者、市民の代表者、社協、市などで構成し、本計画策定に関する協議を行いました。
地域福祉計画策定検討会議	市の健康福祉部部長・課長級の職員で構成し、横断的な観点から本計画と分野別計画の整合を図り、施策・事業等の検討を行いました。
地域福祉活動計画策定検討会議	社協の職員で構成し、本計画及び本市の地域福祉を推進するための事業等を検討しました。
策定委員会分科会	策定委員会委員を課題テーマ別に配置し地域課題の共有を行い、市民生活、地域づくりの視点から本計画への施策提言を行いました。
地域座談会	令和2年度は地域課題や福祉ニーズを把握するため、自治会単位（20会場）をもとにした会場において各地区における市民の意見をきめ細かく聴収しました。令和3年度は企業や民間事業所・ボランティア団体・福祉関係事業所等（介護・障がい・こども分野）への座談会・ヒアリングを実施し、地域づくりの可能性を探りました。これらの計画策定に向けた地域座談会は、地域包括ケアシステムの構築を目的とする地域ケア会議（日常生活圏域地域ケア会議）としても位置付けました。
市民へのアンケート	令和2年度において、志摩市地域福祉計画策定アンケート調査として市民アンケート（「第4次志摩市地域福祉（活動）計画の策定に向けた市民意識調査」）・中学生アンケート（「志摩市の地域福祉の将来を考えるためのアンケート調査」）を行い、本市の福祉環境を取り巻く現状を整理しました。
パブリックコメント	市民意見を計画づくりに反映するため、市ホームページでの情報発信などを通して、計画素案に対する意見聴取を行いました。
事務局会議	地域福祉課、介護・総合相談支援課及び社協の職員を中心に健康福祉部各課の職員が参加する共同事務局を設置し、本計画策定に関する事務を行いました。

### 3. 計画策定までの流れ

#### 【1】志摩市地域福祉推進審議会

期　　日	会　議　の　内　容
第1回 令和3年12月2日	1. 第4次志摩市地域福祉（活動）計画の骨子案について 2. 第4次志摩市地域福祉（活動）計画の施策案について
第2回 令和4年3月	1. 第4次志摩市地域福祉（活動）計画の計画案について ※書面による意見聴取

#### 【2】志摩市地域福祉（活動）計画策定委員会

期　　日	会　議　の　内　容
第1回 令和3年4月22日	1. 第4次志摩市地域福祉計画策定委員会の設立 2. 第4次志摩市地域福祉（活動）計画策定について
第2回 令和3年10月5日	1. 策定委員会分科会のまとめについて 2. 地域座談会・ヒアリングのまとめについて 3. 第4次志摩市地域福祉（活動）計画の骨子案について
第3回 令和3年11月18日	1. 第4次志摩市地域福祉（活動）計画の施策案について 2. 地域福祉計画策定スケジュールについて
第4回 令和4年2月	1. 第4次志摩市地域福祉（活動）計画の計画案について ※書面による意見聴取

#### 【3】地域福祉計画策定検討会議（市関係課）

期　　日	会　議　の　内　容
令和3年6月7日 ～令和3年12月1日 (19回)	第4次地域福祉計画の策定に係る施策形成の検討会議

## 【4】地域福祉活動計画策定検討会議（社協関係課）

期　　日	会　議　の　内　容
令和3年6月7日 ～令和3年11月2日 (10回)	第4次地域福祉活動計画の策定に係る施策形成の検討会議

## 【5】地域福祉（活動）計画策定検討会議（市・社協連携会議）

期　　日	会　議　の　内　容
令和3年9月8日 令和3年10月8日 令和3年11月16日	第4次地域福祉（活動）計画の策定に係る 施策形成の検討会議

## 【6】策定委員会分科会

期　　日	会　議　の　内　容
第1回 令和3年6月10日	1班 多様なくらしを支える部会
第2回 令和3年7月8日	2班 参加と連携をすすめる部会 3班 身近な相談窓口を考える部会
第3回 令和3年8月5日	

## 【7】事務局会議

期　　日	会　議　の　内　容
令和3年4月12日 ～令和4年3月17日 (63回)	第4次地域福祉（活動）計画の策定に関する総合調整・検討

## 【8】地域座談会

### ① 令和2年地域座談会

実施日	曜日	町	地 区	開 催 場 所	参加者
10 / 4	日	浜島	塩屋	塩屋生涯学習センター	5
10 / 15	木	浜島	南張	南張生涯学習センター	5
10 / 15	木	阿児	国府	国府公民館	4
10 / 22	木	磯部	三ヶ所	三ヶ所区民センター	4
10 / 22	木	磯部	上之郷	上之郷公民館	4
10 / 23	金	磯部	穴川	穴川公民館	4
10 / 27	火	磯部	川辺	川辺コミュニティセンター	3
10 / 29	木	志摩	片田	片田共同福祉施設	5
10 / 29	木	阿児	甲賀	甲賀公民館	4
10 / 29	木	磯部	山原	山原集会所	4
10 / 30	金	大王	波切	大王公民館	7
10 / 30	金	大王	名田	大王公民館	3
10 / 30	金	大王	畔名	大王公民館	4
11 / 2	月	阿児	安乗	安乗漁民センター	4
11 / 2	月	磯部	的矢	的矢区民センター	8
11 / 4	水	志摩	布施田	布施田コミュニティセンター	5
11 / 12	木	大王	船越	船越公民館	4
11 / 12	木	浜島	浜島	浜島コミュニティセンター	4
11 / 19	木	磯部	渡鹿野	渡鹿野開発総合センター	4
11 / 27	金	磯部	沓掛	沓掛集会所	4

## ② 令和3年地域座談会

実施内容	実施期間	参加者
ボランティア等座談会	7月14日～7月27日	44
企業ヒアリング	6月18日～8月3日	14
福祉分野別座談会	こども分野ヒアリング	6
	障がい福祉事業所座談会	26
	介護事業所座談会	5

## 【9】住民へのアンケート

調整地区	調査対象	配布数	有効回収数	有効回収率	期間	調査方法
市民意識調査	市内に在住する18歳以上の市民	3,000票 (2,989票)	1,500票	50.0%	令和2年9月25日～同10月31日	郵送による配布、回収
中学生意識調査	市内の中学校に在学する3年生	313票 (313票)	301票	96.2%	令和2年10月13日～同10月31日	中学校を通じた配布、回収

注.配布数の( )は、有効配布数を示す。

## 【10】パブリックコメント

期日	会議の内容
令和4年2月15日～令和4年3月16日	※志摩市ホームページへの掲載 ※志摩市役所及び各支所での閲覧

## 【11】市長答申

期日	会議の内容
令和4年3月24日	※市長に対して志摩市地域福祉推進審議会から答申



## 4. 関係法令など

### 【1】志摩市地域福祉推進条例

平成 20 年 6 月 30 日条例第 23 号

私たちの住む志摩市は、美しい自然環境と豊かな人情に恵まれた地域です。住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けていくことが市民共通の願いです。

しかしながら、急速な少子高齢化や核家族化の進展、社会情勢の変化により生活習慣や価値観が多様化し、地域における人と人とのつながりも変化してきています。また、社会情勢の変化に伴い、福祉に対するニーズもますます多様化、複雑化してきています。

私たちは人ととのつながりを大切にし、お互いを助けたり、助けられたりする関係を築きながら「共に生き、共に支え合う社会」を再構築していく必要があります。

ここに、市と市民が協働して地域福祉を推進し、それぞれが役割を担いながら、誰もが生涯を通じて安心して暮らしていける「住んでよしの志摩市」の実現をめざして、この条例を制定します。

#### (目的)

第 1 条 この条例は、地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進に関する基本的な事項を定め、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第 2 条 地域の特色やつながりを生かして、暮らしやすいまちを創るために、市と市民は、協働してすべての市民が助け合い、つながりあい、安心して暮らせる地域社会の実現をめざすものとする。

2 前項に規定する基本理念の実現については、次の各号に掲げる事項が尊重されなければならない。

- (1) 地域の一人一人が手をつなぎ、助け合うまちづくり
- (2) 人として尊重され、自己実現できるまちづくり
- (3) 身近なところで必要なサービスが利用できるまちづくり
- (4) 生涯を通じて学び合い、子どもも大人も参加するまちづくり

#### (審議会の設置)

第 3 条 地域福祉の推進を図るため、志摩市地域福祉推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、地域福祉の推進にかかる重要事項や保健福祉に関する諸計画の策定や変更について調査審議するほか、必要な提言を行うことができる。

3 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (地域福祉計画の策定)

第 4 条 市長は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づき、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため、地域福祉計画を策定しなければならない。

2 地域福祉計画の策定については、市民の参画により策定するとともに、志摩市地域福祉推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 地域福祉計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

4 前 2 項の規定は、地域福祉計画の変更についてもこれを準用する。

### (高齢者福祉の充実)

第5条 市は、すべての高齢者が生きがいを感じ、健やかでいきいきと自立した生活を営むことができるよう、また、介護が必要となった場合においても住み慣れた地域で安心した生活を営むことができるよう、必要な保健福祉サービスの充実に努めるものとする。

### (障害者福祉の充実)

第6条 市は、障がいのあるすべての市民がその障がいの種類及び程度にかかわらず、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、また、地域社会の一員としてあらゆる分野で活動する機会が保障されるよう、必要な保健福祉サービスの充実に努めるものとする。

### (児童福祉の充実)

第7条 市は、すべての子どもが健やかにいきいきと育つよう、また、安心して産み育てられるよう、必要な保健福祉サービスの充実に努めるものとする。

### (健康づくりの充実)

第8条 市は、すべての市民が健康で安心に満ちた生活を営むことができるよう、必要な保健福祉サービスの充実に努めるものとする。

### (福祉教育の推進)

第9条 市は、学校教育、社会教育その他の機会を通じて、すべての市民が互いを尊重し、思いやりや支え合いのこころを育むために、福祉教育の推進に努めるものとする。

### (相談支援体制の整備)

第10条 市は、保健福祉サービスを必要とする者が身近な地域で適切な保健福祉サービスを利用することができるよう、関係機関と連携し、総合的に対応できる相談支援体制の整備に努めるものとする。

### (情報の提供)

第11条 市は、市民が保健福祉サービスについて理解を深めるとともに、その自発的な活動を促進するため、保健福祉サービスに関する必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

### (財政上の措置)

第12条 市は、地域福祉を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

## 【2】志摩市地域福祉推進審議会規則

平成 20 年 10 月 27 日規則第 53 号

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、志摩市地域福祉推進条例（平成 20 年志摩市条例第 23 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、志摩市地域福祉推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民を代表する者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

### (任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

### (その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 20 年 8 月 1 日から適用する。

## 【3】志摩市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成22年11月30日告示第159号

### (設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、志摩市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、志摩市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 志摩市内の関係団体代表者
- (2) 識見有する者
- (3) 住民代表
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、計画を策定した日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門部会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、委員長の諮問に応じ専門的事項について審議し、意見を具申する。
- 3 専門部会に属する委員は、委員長が指名する。
- 4 専門部会に部会長1人を置き、当該専門部会に所属する委員の互選により定める。
- 5 専門部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、前条中「委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

### (意見の聴取等)

第8条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。



絵／三重県立志摩高等学校 谷 実桜さんの作品

誰もがつながりあい自分らしく暮らす志摩市  
～すべての市民に“居場所”のある地域社会をめざして～

## 第4次志摩市地域福祉（活動）計画

令和4年3月発行

〈問い合わせ先〉

志摩市健康福祉部 地域福祉課

〒517-0592  
三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22  
TEL 0599-44-0283  
FAX 0599-44-5260

社会福祉法人 志摩市社会福祉協議会

〒517-0214  
三重県志摩市磯部町迫間 955 番地  
TEL 0599-56-1600  
FAX 0599-56-1601





志摩市 & 志摩市社会福祉協議会